名古屋港

PORT OF NAGOYA

港 湾 料 率 表

ＴＡＲＩＦＦ

令和８年度

２０２６



名古屋港管理組合

NAGOYA PORT AUTHORITY

はしがき

この港湾料率表は、港湾法の規定に基づいて、名古屋港の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示すものとして作成したものであります。

名古屋港を利用される皆様の日常業務の上で、お役立ていただければ幸いです。

この港湾料率表の編集にあたりまして、資料の提供等でご協力をいただいた方々に深く感謝するとともに、今後も一層のご支援とご協力をお願いいたします。

令和８年 10 月 1 日

名古屋港管理組合
港 営 部 港 営 課

関 係 法 規 抜 粋

港湾法（昭和25年５月31日法律第218号）

（業務）

第12条　港務局は、次の業務を行う。

（13）港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

４　第１項第13号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第45条第１項若しくは第２項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第５項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

（港湾管理者以外の者の料金）

第45条　港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金（港湾運営会社が収受する次項の国土交通省令で定める料金を除く。）を収受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

６　前各項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

目　　次

■ 港湾管理者の料金 5
１．港湾施設使用料 5
２．入港料 9
３．港湾区域内の水域又は公共空地の占用料及び土砂採取料 10
４．港湾環境整備負担金 11
■ 港湾管理者以外の者の料金 12
１．とん税・特別とん税 12
２．水先料 13
３．エスコートボート使用料 17
４．船舶関係電話料 18
５．通船料 20
６．綱取放料 24
７．給水料 31
８．バス運賃及び料金表 34
９．私設岸壁使用料 36
10. 船積貨物警備料金表 38
11. 港湾運送事業料金表 40
１）港湾荷役料金表 40
２）港湾荷役料金表（船内荷役料金） 45
３）港湾荷役料金表（沿岸荷役料金） 52
４）港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金） 59
５）はしけ運送料金表 63
６）いかだ運送料金表 66
７）検数料 68
８）鑑定・検査料 81
９）検量料 98
12. 液状化等物質運送許容水分値測定手数料及び液状化等物質水分測定手数料並びに旅費 104
13. 液状化等物質積付検査手数料及び旅費 106
14. 危険物積付検査に関する手数料及び旅費 107
15. 危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費 109
16. 分析料 111
17. 輸出貨物船積料 128
18. 船積貨物固定区画料金表 131
19. 荷直・荷造料金表 134
20. 艙内清掃料金表 137
21. 大型機械荷役料金 141
22. 自動車専用船荷役料金表 144
23. 飛島ふ頭北・南コンテナターミナル使用料金表 146

24. コンテナターミナル運営料金 147
25. サイロ港湾荷役料金表 148
26. 海上起重機船使用料 151
27. ひき船使用料 152
28. 倉庫保管料・荷役料 173
29. 一般貨物自動車運送事業運賃料金 174
30. 国際大型海上コンテナ運送料金 174
31. くん蒸作業料 175
32. 船舶消毒作業料 178
33. 船舶廃棄物収集料 182
■ 港湾福利厚生施設等の料金 183
１．名古屋港稲永埠頭港湾労働者福祉センター 183
２．名古屋港金城埠頭港湾労働者福祉センター 183
３．名古屋港流通団地港湾労働者福祉センター 184
４．名古屋港鍋田埠頭港湾労働者福祉センター 184
５．ガーデン埠頭福祉センター 184
６．名古屋港ポートビル 185
７．名古屋港湾会館 188
８．運動施設等（臨港緑地内） 190
９．名古屋港水族館 191

■ 港湾管理者の料金

１．港湾施設使用料

１－１　係留施設

（１）係船岸壁

区分		金額	
		12時間まで	超過12時間までごとに
係船岸壁	外航船舶	10円５銭	６円70銭
	内航船舶	11円５銭	７円36銭
小型係船岸壁	外航船舶	８円16銭	５円44銭
	内航船舶	８円96銭	５円97銭
小型油送船岸壁	外航船舶	２円72銭	２円72銭
	内航船舶	２円98銭	２円98銭

備考　１　総トン数１トンにつき

　　２　主として港内を航行する汽艇、はしけ及び端舟等の雑種船は使用料を徴収しません。

（２）ひき船係留施設

１月１隻ごとに47,157円

１－２　上屋及び上屋附属詰所

（１）上屋

区分	金額	
	一般使用	専用使用
１級	34 円 10 銭	506 円
２級	28 円 60 銭	429 円
３級	23 円 10 銭	330 円

備考　１　一般使用は１日１㎡につき、専用使用は１月１㎡につき
　　２　専用使用の上屋の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

（２）上屋附属詰所

区分	金額	
	一般使用	専用使用
１級	44 円	946 円
２級	34 円 10 銭	858 円
３級	26 円 40 銭	748 円

備考　１　一般使用は１日１㎡につき、専用使用は１月１㎡につき
　　２　専用使用の上屋付属詰所の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

１－３　荷さばき地、荷さばき地附属水道施設、荷さばき地附属詰所

（１）荷さばき地

区分	金額
１級	11 円 65 銭（11 円 31 銭）
２級	10 円 55 銭（10 円 21 銭）
３級	9 円 45 銭（ 9 円 11 銭）
４級	8 円 35 銭（ 8 円 1 銭）

備考　１　１日１㎡につき
　　２　（　）は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

（２）荷さばき地附属水道施設
　水１㎥までごとに 627 円

（３）荷さばき地附属詰所

区分	金額
１級	48 円 40 銭（45 円 63 銭）
２級	44 円 87 銭（43 円 87 銭）

備考　１　１日１㎡につき
　　２　（　）は令和元 10 月１日から規則で定める日までの経過措置の使用料額。

１－４　野積場

区分	金額
１級	166 円 10 銭（160 円 60 銭）
２級	160 円 60 銭（157 円 30 銭）
３級	149 円 60 銭（146 円 30 銭）

備考　１　１月１㎡につき
　　２　（　）は令和元年 10 月１日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
　　３　施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

１－５　貯木場

（１）水面貯木場（一般使用）

区分	金額
60日以下	１円 76 銭（１円 70 銭）
61日以上 90日以下	２円 15 銭（２円　9 銭）
91日以上120日以下	２円 76 銭（２円 67 銭）
121日以上150日以下	３円 46 銭（３円 36 銭）
151日以上180日以下	５円 81 銭（５円 63 銭）
181日以上	７円 93 銭（７円 66 銭）

備考　１　搬入の日から１日１㎥につき
　　２　（　）は令和元年 10 月１日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

（２）水面貯木場（専用使用）

１月１㎡につき 24 円 78 銭（24 円 7 銭）

※　１　（　）は令和元年 10 月１日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
　　２　施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

（３）陸上貯木場

１月１㎡につき 99 円 27 銭（93 円 63 銭）

※　１　（　）は令和元年 10 月１日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
　　２　施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

（４）製材品置場

１月１㎡までごとに 153 円 39 銭（145 円 99 銭）

※　１　（　）は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

２　施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

１－６　運河

（１）中川運河通船門

船舶１隻１入出につき　715 円（686 円）

いかだ 1 枚 1 通過につき　4,163 円（4,006 円）

※１　（　）は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

２　通船門をいかだが通過する場合の使用料の計算については、幅４メートル長さ20メートルをいかだ１枚の基準として換算するものとし、いかだ１枚の基準の２分の１未満に相当するいかだ又はいかだの部分に係る使用料の額は、規定料金の50％とします。

（２）中川運河水面

荷役施設設置等により水面を使用し、又は水面上空100メートルまでを占用する場合

１月１平方メートルにつき　23 円 10 銭（22 円）

※１　（　）は令和元年 10 月 1 日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

２　施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50％とします。

１－７　鉄道基盤施設

１月１平方メートルまでごとに 224 円 40 銭

２．入港料

（１）入港料率

区分	金額
外航船舶	２円70銭
内航船舶	１円48銭

備考　入港１回につき総トン数１トンまでごとに

（２）免除対象船舶

ア　総トン数700トン未満の船舶

イ　海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶

ウ　同一船舶が１日に２回以上入港した場合の２回以後の当該入港船舶

エ　同一船舶が１月に11回（１日に２回以上入港したときの入港回数は、１回とする。）以上入港した場合の11回以後の当該入港船舶

オ　親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する外国船舶

カ　避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに入港する船舶

キ　検疫のみを目的として一時入港する船舶

《ＰＲ》**入港料・港湾施設使用料の減免制度**

名古屋港では、入港料、港湾施設使用料の各種減免制度を別表１、別表２のとおり実施しています。

ぜひ制度をご活用いただき、名古屋港を今以上にご利用くださるようお願い申し上げます。

別表１

	減免理由	減免方法	
		入港料	係留施設使用料
1	**荷役日前日入港船** 荷役日の前 2 日から荷役日午前 0 時までに係船岸壁に直接係留するとき	——	着岸時から荷役日当日の午前８時までを免除
2	**日曜荷役船** 日曜日に荷役を行うためにコンテナ船が入港するとき	全額免除	——
3	**新規航路開設** 新たに開設したコンテナ船定期航路又は再開したコンテナ船定期航路に投入される船舶の第 1 船目の運航（1 ラウンド)時に入港するとき	50％相当額を減額 (第1船目は全額免除)	——
4	**総トン数４万トン以上の船舶** 総トン数 4 万トン以上の船舶（次項に該当する場合を除く。）が入港するとき	5％相当額を減額	5％相当額を減額
5	**総トン数４万トン以上のコンテナ船** 総トン数４万トン以上のコンテナ船が入港するとき	上限額を設定 （外航：102,600 円）	——
6	**自動車専用船** 外航の自動車専用船が 1 回の入港により、完成自動車の荷役のために公共岸壁を 2 回以上使用するとき	——	2 回目以降の使用に係る係船岸壁使用料を全額免除
7	**クルーズ船** クルーズ船が入港するとき	全額免除	——
8	**グリーンアウォード認証船** グリーンアウォード・プログラムの認証船が入港するとき	15%相当額を減額	——
9	**ESI プログラム認証船** 国際港湾協会（IAPH）が認証した船舶の ESI 値が 30 以上の外航船舶が入港するとき	15％相当額を減額	——
10	**ＬＮＧバンカリング** ＬＮＧ燃料船（ＬＮＧ運搬船を除く。）又はＬＮＧ燃料供給船が入港するとき	全額免除	——

別表２

	減免理由	減免方法
	完成自動車蔵置のための荷さばき地の使用 海外生産の完成自動車（船舶から降ろし直接搬入するものに限る）を蔵置するため、荷さばき地を使用するとき	荷さばき地使用料について、3 日分を上限に全額免除

《問い合わせ》名古屋港管理組合　港営課運営係 TEL 052-654-7875

３．港湾区域内の水域又は公共空地の占用料及び土砂採取料

（令和元年 10 月 1 日実施）

名　　称	区　　分		単　　位	金 額
水域占用料	工作物を設置して占用する場合	１　桟橋（ドルフィンを含む。）、浮桟橋、係船くい、荷役機械その他の工作物（２から５までに掲げる工作物を除く。）	１月１平方メートルにつき	56 円
		２　信号標又は係船浮標	１月１基につき	226 円
		３　管類　イ　外径１メートル未満	１月１メートルにつき	13 円
		３　管類　ロ　外径１メートル以上	１月１メートルにつき	17 円
		４　線類	１月１メートルにつき	7 円
		５　柱類（係船くいを除く。）	１月１本につき	56 円
	工作物を設置しないで占用する場合		１月１平方メートルにつき	23 円
公共空地占用料			１月１平方メートルにつき	56 円
土砂採取料			１立方メートルにつき	220 円

４．港湾環境整備負担金

緑地などの整備・維持、港湾における漂流物の除去に要した費用の２分の１を限度として、臨港地区、及び港湾区域の事業場面積の合計が、敷地面積１万平方メートル以上の事業者にその負担を求める制度です。

詳細は、名古屋港管理組合港営課庶務係（TEL:052-654-7873）までお問い合わせください。

■ 港湾管理者以外の者の料金

１．とん税・特別とん税

（令和２年10月１日実施）

（１）**とん税**（外国貿易船の開港への入港に課する）

（ア）開港への入港ごとに納付する場合　……　純トン数１トンまでごとに　……　16円

（イ）開港ごとに１年分を一時に納付する場合　　純トン数１トンまでごとに　……　48円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間24円とする。

（２）**特別とん税**（地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する）

（ア）開港への入港ごとに納付する場合　……　純トン数１トンまでごとに　……　20円

（イ）開港ごとに１年分を一時に納付する場合　　純トン数１トンまでごとに　……　60円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間30円とする。

備考　非課税

１．海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合

２．検疫のみを目的として一時入港する場合

３．避難のため一時出港し、その理由消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

４．出港後24時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合

５．その他これらに準ずるやむを得ない理由があるとき

（注）１、２の理由で入港した場合で、これらの理由に直接よらない貨物の積卸があるときは非課税とはならない。

２．水先料

（令和元年 10 月１日実施）

１　水先料の額は別表の水先料の額の 100 分の 110 に相当する額とする。

２　次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の 100 分の 110 に相当する額とする。

<table>
<tr><th colspan="3">左欄</th><th>右欄</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１　試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合</td><td rowspan="2">港内において水先をする場合</td><td>水先をする時間が２時間以内であるとき</td><td>別表に定める転びょうに係る水先料の額</td></tr>
<tr><td>水先をする時間が２時間を超えるとき</td><td>別表に定める転びょうに係る水先料の額に、２時間を超える１時間ごとに（１時間に満たないものは１時間とする。以下同じ。）その額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">港内と港外との間又は港外において水先をする場合</td><td>水先をする時間が２時間以内であるとき</td><td>別表に定める入出港に係る水先料の額</td></tr>
<tr><td>水先をする時間が２時間を超えるとき</td><td>別表に定める入出港に係る水先料の額に、２時間を超える１時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額</td></tr>
<tr><td colspan="3">２　入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合</td><td>別表に定める入出港に係る水先料の額に、その 100 分の 50 に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額</td></tr>
<tr><td colspan="3">３　水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合</td><td>別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額</td></tr>
</table>

３　次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前２項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。

①　専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であつて、海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業又は同条第７項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの

②　前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第６条第１項第６号に規定する非居住者に対してする水先

４　他の水先人と共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く）における水先料の額は、前３項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第２項の表３の割増額を除く。）からその 100 分の 25 に相当する額を減じた額とする。

5　水先法第 35 条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶(海上運送法第 19 条の 4 第 1 項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。)であつて、同一の水先区における１日の航海の回数が１年間(整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。)を通じて平均１回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第１項から第４項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(第２項の表３の割増額を除く。)からその 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。

6　水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により 30 分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各号の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円の 100 分の 110 に相当する額（第３項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円）を加えた額とする。

7　研修中の水先人と共同で水先をする場合又は自らが研修中の水先人として他の水先人と共同で水先をする場合における水先料の額は、前各項（第４項を除く。）の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額から 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。

別表

水先区の名称	水先をする船舶の運航区分	水先料の額(単位:円)					
		日出から日没までの間において水先をする場合					日没から日出までの間において水先をする場合
		えい航される船舶以外の船舶の場合			多層甲板船の場合	えい航される船舶の場合	
		船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第5条第3項に規定する2層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの(以下「多層甲板船」という。)以外の船舶の場合					
		総トン数が千トン以下であり、かつ喫水が3メートル以下である場合	総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合				
		基本額	加算額				
伊勢三河湾水先区	伊勢湾入口と名古屋港又は四日市港の境界付近との間の航行	①102,151 ② 57,808	2,277	総トン数千トン(千トンに満たないものは千トンとする。)を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル(30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。)を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額(以下「基本料の額」という。)の100分の100に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の100分の180に相当する額	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の100分の150に相当する額
	伊勢湾入口と津港の境界付近との間の航行	① 94,236 ② 49,893	1,980				
	伊勢湾入口と三河港の境界付近との間の航行	① 88,070 ② 43,727	1,749				
	伊勢湾入口と衣浦港の境界付近との間の航行	① 81,076 ② 36,733	1,485				
	名古屋港又は四日市港の境界付近と三河港の境界付近との間の航行	①110,064 ② 65,721	2,574				
	名古屋港又は四日市港の境界付近と衣浦港の境界付近との間の航行	①102,151 ② 57,808	2,277				
	三河港の境界付近と衣浦港の境界付近との間の航行	① 81,076 ② 36,733	1,485				
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の各港(三河港及び衣浦港を除く。)への入港又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の各港(三河港及び衣浦港を除く。)からの出港	① 69,389 ② 25,046	1,040				
	三河港への入港又は同港からの出港	① 74,634 ② 30,291	1,238				
	衣浦港への入港又は同港からの出港	① 72,058 ② 27,714	1,139				
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の各港(三河港を除く。)内における転びょう	① 69,389 ② 25,046	1,040				
	三河港内における転びょう	① 83,469 ② 39,126	1,568				
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の港外のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面を除く。)の港外のシーバースからの発船	① 69,389 ② 25,046	1,040				
	名古屋港の境界付近と四日市港の境界付近との間の航行	① 12,970 ② 3,611	170				

	水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離 1 海里ごとに、1,810 円の料率によって計算した額に 1,123 円を加えた額	水先の距離 1 海里ごとに、68 円の料率によって計算した額				
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港(名古屋港及び四日市港第3区を除く。)への入港若しくは四日市港第3区内のシーバースへの入港若しくは四日市港第3区内のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港(名古屋港及び四日市港第3区を除く。)からの出港若しくは四日市港第3区内のシーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060				
	名古屋港(第5区及び第6区を除く。)への入港又は同港(第5区及び第6区を除く。)からの出港	① 47,265 ② 37,906	1,434				
	名古屋港第5区若しくは第6区への入港又は同港第5区若しくは第6区からの出港	① 40,900 ② 31,541	1,196				
	四日市港第3区への入港(シーバースへの着船を除く。)又は同港第3区からの出港(シーバースからの発船を除く。)	① 39,095 ② 29,736	1,128				
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港内における転びょう	① 37,290 ② 27,931	1,060				
	水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の港外のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の港外のシーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060				

備考

1　この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。

2　この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の 5 分の 3 に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。

3　加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \frac{\frac{3.5}{1{,}000} L^3 - T \times 1.2}{1{,}000}$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は０とする。
Lは、船舶の長さ（メートル）の値
Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値

4　この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数 1 万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数 1 万トン未満の船舶に適用する。

その他

1　指名制に係る水先料については、伊勢三河湾水先区水先人会に問い合わせください。

2　水先料については、平成１８年の水先法（昭和 24 年法律第 121 号）の一部改正により、水先人が水先料の上限を定めて国土交通大臣の認可を受け、当該認可を受けた範囲内で国土交通大臣に届け出た額を水先料とする上限認可・届出料金制度に改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されています。

３．エスコートボート使用料

◎ 上野マリタイム・ジャパン株式会社

（令和８年１月１日実施）

伊良湖水道航路エスコート料金

１．基本料金

対　象　船　舶	金　　額
長さ250m以上の船舶	214,000円
長大物件曳航船舶	
危険物積載船	312,000円
総トン数25,000ｔ以上の液化ガス積載船	

２．割増料金

（１）時間外割増

①本船の管制航路通過の開始または終了の時間が時間外（午後５時から午後１０時までと午前　５時から午前８時まで）

基本料金の５０％を加算

②本船の管制航路通過の開始または終了の時間が深夜（午後１０時から午前５時まで）

基本料金の１００％を加算

（２）日曜日、国民の祝日、年末（１２月３１日）、年始（１月２日及び１月３日）

基本料金の５０％を加算

（３）上記（１）及び（２）の割増が双方重なった時はいずれか料率の高い方を申し受けます。

３．取消料金

（１）作業開始予定日の前日午後４時以降の取り消し

基本料金の５０％

（２）エスコート船の出動後の取り消し

基本料金の１００％

４．消費税及び地方消費税の加算

消費税及び地方消費税の加算については、法令に定めるところにより別途申し受けます。ただし、免税となる取引には適用しません。

４．船舶関係電話料

◎ 株式会社ＮＴＴドコモ　　ドコモワイドスターコールセンター　　TEL 0120(616)36

（令和８年７月１日現在）

１.ワイドスターⅡ料金

（１）基本使用料＋通話料（税込）

料 金 プ ラ ン	基本使用料（月額）	３０秒あたりの通話料	
タイプＬ	16,500 円 （無料通信分　2,200 円）	148.5 円	
タイプM	5,390 円 （無料通信分　1,100 円）	297 円	
料 金 プ ラ ン	基本使用料（月額）	上限額コース	３０秒あたりの 通話料
タイプリミット	17,050 円 （無料通信分　2,000 円(税抜)）	＋16,000 円コース～ ＋256,000 円コース	148.5 円

※ワイドスターⅡタイプリミットは、あらかじめ通話、通信料の上限額を設定して、上限額を超えたら発信をストップする料金プランです。

（２）通話料

５Ｇ，４ＧからワイドスターⅡ（第２種）へ発信する場合の通話・通信料（税込）

eximo/eximo ポイ活/irumo／ahamo/ギガホプレミア／ギガホ/ギガライト/ケータイプラン/ キッズケータイプラン/カケ・ホーダイプラン/ カケ・ホーダイライトプラン/ Xi カケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/はじめてスマホプラン/Ｕ１５はじめてスマホプランなど
177.1 円/30 秒

ＫＤＤＩ、アルテリアからワイドスターⅡ船舶に発信する場合の通話･通信料【11 円でかけられる秒数】（税込）

平日			土曜日・日曜日・祝日		
昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
6.5 秒	12 秒	13 秒	12 秒		13 秒

※時間帯：昼間（午前８時～午後７時)、夜間（午後７時～午後１１時)、深夜・早朝（午後１１時～午前８時）

２.ワイドスターⅢ料金

（1）基本料金＋通話料（税込）

料 金 プ ラ ン	基本使用料（月額）	３０秒あたりの通話料
タイプＬ	16,500 円 （無料通信分　3,300 円）	148.5 円
タイプM	10,450 円 （無料通信分　2,200 円）	297 円

（２）通話料

５Ｇ，４Ｇから、ワイドスターⅢへ発信する場合の通話料（税込）

eximo/eximo ポイ活/irumo／ahamo/ギガホプレミア／ギガホ/ギガライト/ケータイプラン/ キッズケータイプラン/カケ・ホーダイプラン/ カケ・ホーダイライトプラン/ Xi カケ・ホーダイプラン/シンプルプラン/はじめてスマホプラン/Ｕ１５はじめてスマホプランなど
177.1 円/30 秒

一般電話・他事業者からワイドスターⅢへ発信する場合の通話料

一般電話や他の通信事業者からワイドスターⅢへの発信は、各事業者の設定料金となります。
詳細は発信元事業者の契約約款などにてご確認ください。

３.その他

・海上保安庁「海上における遭難・火災・人命救助など」へ　特番　１１８

ワイドスター（衛星船舶電話）に関する総合的なお問い合わせ先
ドコモ　ワイドスターコールセンター　０１２０－６１６－３６０

５．通船料

◎　株式会社ナゴヤシップサービス

（令和８年４月１日改正）

１．貸切運賃（自８時　至17時）

乗下船区域	基本時間	金額
（イ）Ａ地区・Ｂ地区、高潮防波堤内	１時間	￥　19,000
（ロ）高潮防波堤外港域内	２時間	￥　38,000

（税別）

備考

（１）最初の１時間を超過した場合は、30分又はその端数ごとに基本運賃の 50％を加算する。

【（イ）のみ適用】

（２）最初の２時間を超過した場合は、30分又はその端数ごとに基本運賃の50％を加算する。

【（ロ）のみ適用】

２．割増料金

06 時から08 時まで	50％	の金額を１、２項の各基本運賃に加算する。
17時から22時まで	50％	
22時から 06 時まで	100％	
日曜日、祝祭休日、年末年始（12月31日～1 月 3 日）	50％	

※　通船営業時間

港内（陸発）
港外（陸発）　06 時～23 時

◎　但し、上記時間内に於いても運航面で支障を来す場合は、お断りする場合がございます。

◎　本料金表に記載なき事項は、その都度協定するものとする。

◎　別途消費税がかかります。（円未満四捨五入）

◎ 有限会社知多ボートサービス.

（令和６年４月１日改正）

１．基本料金

乗下船区域	金額	基本運行時間	取消料	
			当日 6 時間前	当日 3 時間前
			（手配表に記載のあるバース、アンカーをうった所）	
高潮防波堤港内	￥ 32,400	1.5 時間	50％	100％
高潮防波堤港外	￥ 47,100	2 時間	50％	100％
伊勢湾シーバース	￥ 66,600	3 時間	50％	100％
伊勢湾シーバース沖	￥ 83,700	3 時間	50％	100％

（税別）

２．割増料金

・時間外割増

06：00～08：00　　基本料金の50％を加算

17：00～22：00　　基本料金の50％を加算

22：00～06：00　　基本料金の 100％を加算

・日･祝祭日割増　　基本料金の50％を加算

・年末年始割増（12/31～1/3）　基本料金の50％を加算

備考

（１）基本運行時間を超過した場合は、30 分刻みで割増料金を加算する。

（２）本料金表に記載なき事項は、その都度協議するものとする。

◎ 株式会社平成船舶商事

通船料金表

1）名古屋港　港域外港外（Ｉ.Ｓ.Ｂ）	（¥45,000×2.0hrs）¥90,000/trip
2）名古屋港　港域外港外（Ｉ.Ｓ.Ｂ）Ｃ-１	（¥50,000×2.0hrs）¥100,000/trip
3）名古屋港　港域外港外（Ｉ.Ｓ.Ｂ）Ｃ-２	（¥55,000×2.0hrs）¥110,000/trip
4）名古屋港　港域外港外（Ｉ.Ｓ.Ｂ）Ｃ-３	（¥60,000×2.0hrs）¥120,000/trip

２．割増料金

・待機料金

１）は１時間 ¥45,000 加算

２），３），４）は１時間 ¥50,000 加算

・時間外割増

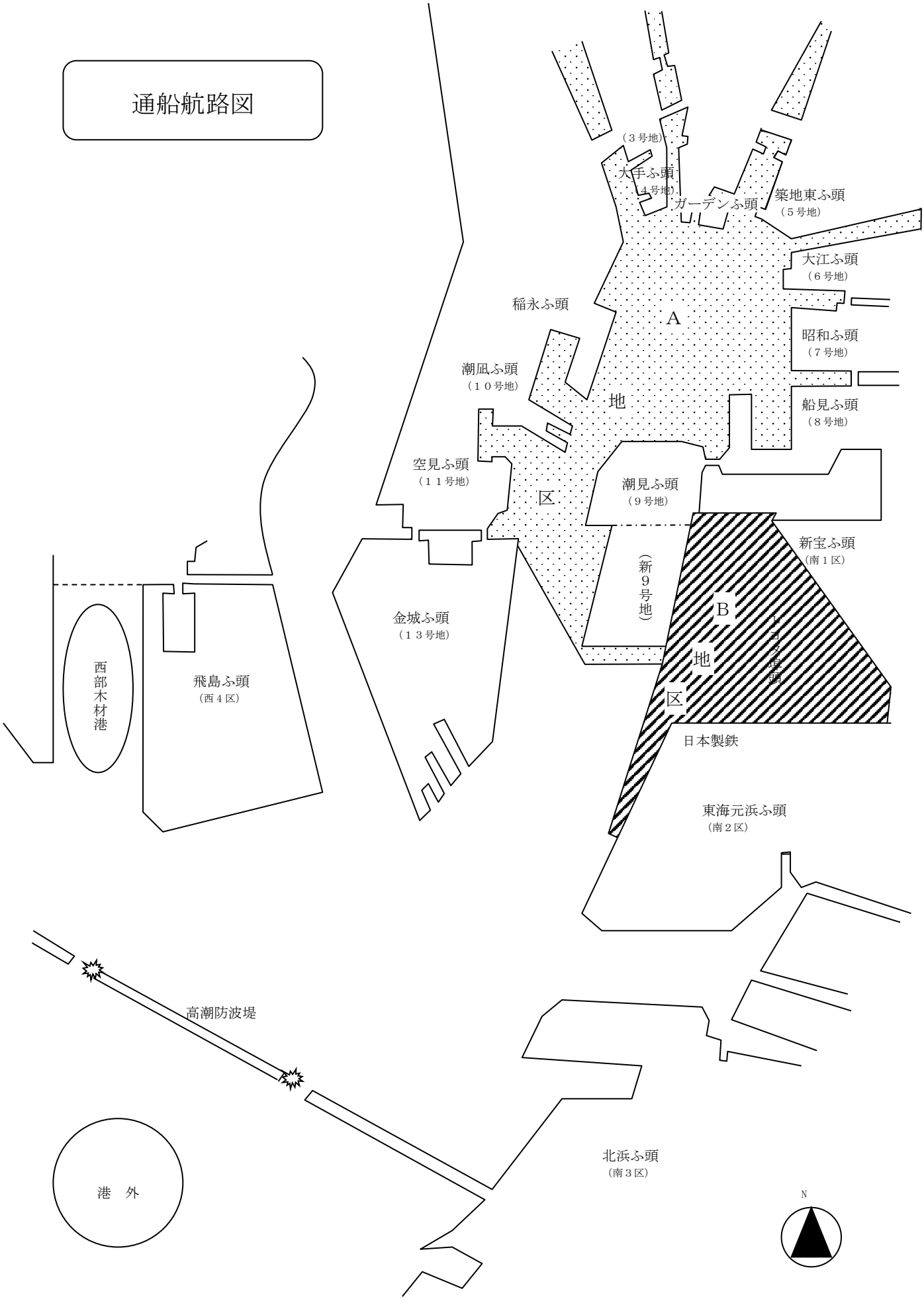
06：00～08：00
17：00～22：00　｝基本の料金の 50％を加算

22：00～06：00　基本の料金の100％を加算

・日･祝祭日割増（08：00 基地発～16：00 本船発迄）　基本料金の50％を加算

悪天候等通船中止は安全管理の為、船長判断とさせて頂きますので予めご了承下さい

通船航路図


（３号地）
大手ふ頭
（４号地）
ガーデンふ頭
築地東ふ頭
（５号地）
大江ふ頭
（６号地）
稲永ふ頭
A
昭和ふ頭
（７号地）
潮凪ふ頭
（１０号地）
地
船見ふ頭
（８号地）
空見ふ頭
（１１号地）
潮見ふ頭
（９号地）
区
新宝ふ頭
（南１区）
（新９号地）
金城ふ頭
（１３号地）
B
地
区
トヨタ埠頭
日本製鉄
西部木材港
飛島ふ頭
（西４区）
東海元浜ふ頭
（南２区）
高潮防波堤
北浜ふ頭
（南３区）
港　外
N

６．綱取放料

◎　株式会社ナゴヤシップサービス（自８時　至17時）　　（令和８年４月１日改正）

１．岸壁綱取放料（２項・南浜ふ頭を除く地区）

総　屯　数	基　本　料　金	内訳	
		取　金　額	放　金　額
1,000 屯未満	￥　16,000	￥　9,700	￥　6,300
3,000　〃	￥　24,600	￥　14,700	￥　9,900
5,000　〃	￥　34,200	￥　20,500	￥　13,700
8,000　〃	￥　43,400	￥　26,000	￥　17,400
11,000　〃	￥　48,700	￥　29,300	￥　19,400
14,000　〃	￥　65,600	￥　39,400	￥　26,200
30,000　〃	￥　77,700	￥　46,600	￥　31,100
50,000　〃	￥　83,800	￥　50,300	￥　33,500
70,000　〃	￥　110,900	￥　66,500	￥　44,400

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

２．岸壁綱取放料〔木場金岡ふ頭、弥富ふ頭、飛島ふ頭、鍋田ふ頭、東海元浜ふ頭《日本製鉄を除く》、横須賀ふ頭、北浜ふ頭〕

総　屯　数	基　本　料　金	内訳	
		取　金　額	放　金　額
1,000 屯未満	￥　23,400	￥　14,100	￥　9,300
3,000　〃	￥　36,100	￥　21,700	￥　14,400
5,000　〃	￥　50,400	￥　30,200	￥　20,200
8,000　〃	￥　63,800	￥　38,300	￥　25,500
11,000　〃	￥　72,000	￥　43,100	￥　28,900
14,000　〃	￥　97,000	￥　58,200	￥　38,800
30,000　〃	￥　114,800	￥　68,900	￥　45,900
50,000　〃	￥ 123,200	￥　73,900	￥　49,300
70,000　〃	￥ 163,800	￥　98,200	￥　65,600

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備　考

（１）時間外作業　06 時から 08 時まで　50％
〃　17時から22時まで　50％
〃　22時から 06 時まで　100％
日曜日、祝祭休日　50％
} の金額を各項の料金に加算する。

但し時間外作業で綱取時間の 06 時・17時は50％、22時は100％、綱放時間の 06 時は100％、08 時・22時は50％を適用する

（２）潮見ふ頭及び E1・S3・S4・S5 岸壁に於ける総屯数 8,000 屯未満の本船の綱取放作業で綱取船を使用した場合は、別途 8,000 円を加算した額を基本料金とする。

（３）本船より特別に綱取船の使用依頼があった際は、１項地区では別途 20,000 円、２項地区では別途 32,000 を加算した額を申し受ける。
また、綱取船 2 隻使用時における 2 隻目については、全ての地区で上記に加え、別途 46,000 円を加算した額を申し受ける。

（４）繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の 30％を申し受ける。

（５）本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。（円未満四捨五入）

日本製鉄岸壁綱取放作業料金表

〔令和８年４月１日改正〕

（自 08 時　至17時）

総　屯　数	基　本　料　金	内　訳	
		取　金　額	放　金　額
1,000 屯未満	￥　15,500	￥　9,300	￥　6,200
3,000　〃	￥　24,000	￥　14,300	￥　9,700
5,000　〃	￥　33,500	￥　20,000	￥　13,500
8,000　〃	￥　42,000	￥　25,200	￥　16,800
11,000　〃	￥　47,600	￥　28,600	￥　19,000
14,000　〃	￥　63,700	￥　38,200	￥　25,500
30,000　〃	￥　76,000	￥　45,500	￥　30,500
50,000　〃	￥　81,800	￥　49,100	￥　32,700
100,000　〃	￥　108,400	￥　65,000	￥　43,400
120,000　〃	￥ 132,300	￥　79,400	￥　52,900

但し、船舶の総屯数 120,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備　考

（１）時間外作業　06 時から 08 時まで　50％
〃　17 時から 22 時まで　50％
〃　22時から６時まで　100％
日曜日、祝祭休日　50％
} の金額を各項の料金に加算する。

但し時間外作業で綱取時間の 06 時・17時は50％、22時は100％、綱放時間の 06 時は100％、08 時・22時は50％を適用する

（２）本船より特別に綱取船の使用依頼があった際は、別途 20,000 円を加算した額を申し受ける。また、綱取船 2 隻使用時における 2 隻目については、上記に加え、別途 46,000 円を加算した額を申し受ける。

（３）繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の 30％を申し受ける。

（４）本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。（円未満四捨五入）

出光興産愛知事業所　南浜ふ頭岸壁綱取放作業料金表

〔令和７年４月１日改正〕

１．岸壁綱取放料（南浜ふ頭（南四区）－Ｋ５を除く）

総　屯　数	基　本　料　金	内　訳	
		取　金　額	放　金　額
1,000 屯未満	￥　22,000	￥　13,000	￥　9,000
3,000　〃	￥　33,000	￥　20,000	￥　13,000
5,000　〃	￥　45,000	￥　27,000	￥　18,000
8,000　〃	￥　58,000	￥　35,000	￥　23,000
11,000　〃	￥　65,000	￥　39,000	￥　26,000
14,000　〃	￥　85,000	￥　51,000	￥　34,000
30,000　〃	￥ 100,000	￥　60,000	￥　40,000
50,000　〃	￥ 107,000	￥　64,000	￥　43,000
70,000　〃	￥ 142,000	￥　85,000	￥　57,000

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

２．岸壁綱取放料（南浜ふ頭（南四区）－Ｋ５）

総　屯　数	基　本　料　金	内　訳	
		取　金　額	放　金　額
1,000 屯未満	￥　24,000	￥　14,000	￥　10,000
3,000　〃	￥　37,000	￥　22,000	￥　15,000
5,000　〃	￥　52,000	￥　31,000	￥　21,000
8,000　〃	￥　65,000	￥　39,000	￥　26,000
11,000　〃	￥　74,000	￥　44,000	￥　30,000
14,000　〃	￥　95,000	￥　57,000	￥　38,000
30,000　〃	￥ 113,000	￥　68,000	￥　45,000
50,000　〃	￥ 121,000	￥　73,000	￥　48,000
70,000　〃	￥ 160,000	￥　96,000	￥　64,000

但し、船舶の総屯数 70,000 屯以上は、5,000 屯又はその端数を増す毎に
取金額 5,000 円、放金額 2,500 円を加算する

備　考

（１）時間外作業	６時から８時まで	50％	
〃	17時から22時まで	50％	
〃	22時から６時まで	100％	の金額を各項の料金に加算する。
日曜日、祝祭休日		50％	
年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）		50％	

但し時間外作業で綱取時間の６時・17時は50％、22時は100％、綱放時間の６時は100％、８時・22時は50％を適用する。

（２）綱取船を使用した場合は、別途 8,000 円を加算した額を基本料金とする。（K5 を除く）

（３）K5 において、綱取船を使用した場合は、別途 1 隻当り 58,000 円を加算した額を基本料金とする。

（４）着(離)桟時に押船を 1 回（1 時間以内）使用した場合、別途 1 隻当り 35,000 円を加算した額を基本料金とする。

・バースシフト（一旦錨地で仮泊した場合を除く）に於ける使用時は、先のバースの離桟から次のバースへの着桟までを 1 回とする。

（５）警戒船を使用した場合は、別途 1 隻当り 20,000 円を加算した額を基本料金とする。

（６）繋船又は離船のため、作業現場へ到着した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の 30％を申し受ける。

（７）本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。（円未満四捨五入）

◎　ＡＣマリン株式会社

（令和７年９月１日実施）

１．岸壁綱取放料（北浜ふ頭（南三区）Ｊ－７～９、同１６～１９）

総　屯　数	基　本　料　金	内　訳	
		取　金　額	放　金　額
1,000 屯未満	￥　20,900	￥　12,500	￥　8,400
3,000　〃	￥　32,200	￥　19,300	￥　12,900
5,000　〃	￥　45,100	￥　27,100	￥　18,000
8,000　〃	￥　57,000	￥　34,200	￥　22,800
11,000　〃	￥　64,200	￥　38,500	￥　25,700
14,000　〃	￥　82,700	￥　49,600	￥　33,100
30,000　〃	￥　98,000	￥　58,800	￥　39,200
50,000　〃	￥ 105,200	￥　63,100	￥　42,100
50,000 屯以上	￥ 139,900	￥　83,900	￥　56,000

備　考

（１）時間外作業　　６時から８時まで　　50％
　　〃　　17時から22時まで　　50％
　　〃　　22時から６時まで　　100％
　　雨、雪、荒天作業　　50％
　　日曜、祝祭休日、年末年始（12月31日～１月３日）　　50％
　　の金額を各項の料金に加算する。

　但し時間外作業で綱取時間の６時・17時は50％、22時は100％、綱放時間の６時は100％、８時・22時は50％を適用する

（２）岸壁綱取放し料における 3,000 トン未満の本船の綱取り作業での綱取船料金については別途協議する。

（３）繋船または離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の30％を申し受ける。

（４）船型により船側要請に基づき船側負担での綱取りボートを手配する。

（５）本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

◎内航船には別途消費税がかかります。（円以下四捨五入）

◎　知多桟橋管理株式会社

（平成９年１月１日改正）

１．岸壁綱取放料（南浜ふ頭（南四区）－Ｌ１、Ｌ２）

総　屯　数	基　本　料　金	内　訳	
		取　金　額	放　金　額
1,000 屯未満	￥　20,900	￥　12,500	￥　8,400
3,000　〃	￥　32,200	￥　19,300	￥　12,900
5,000　〃	￥　45,100	￥　27,100	￥　18,000
8,000　〃	￥　57,000	￥　34,200	￥　22,800
11,000　〃	￥　64,200	￥　38,500	￥　25,700
14,000　〃	￥　82,700	￥　49,600	￥　33,100
30,000　〃	￥　98,000	￥　58,800	￥　39,200
50,000　〃	￥ 105,200	￥　63,100	￥　42,100
50,000 屯以上	￥ 139,900	￥　83,900	￥　56,000

２．割増料金

時間外作業	６時から８時まで	50％
〃	17時から22時まで	50％
〃	22時から６時まで	100％
雨、雪、荒天作業		50％
日曜、祝祭休日、年末年始（12月31日～１月３日）		50％

の金額を各項の料金に加算する。

但し時間外作業で綱取時間の６時・17 時は 50％、22 時は 100％、綱放時間の６時は100％、８時・22時は50％を適用する

３．消費税

消費税は、法令の定めるところにより、本料金表に記載される各料金に対し、別途申し受ける。

４．その他

（１）繋船又は離船のため、作業現場へ到達した時に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は各項の当該作業料の 30％を申し受ける。

（２）本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。

7．給水料

◎　株式会社ナゴヤシップサービス　（自８時　至17時）　　（令和８年４月１日改正）

	区　　域		1屯(㎥)につき	最低給水量
1.岸壁給水料	２～３、22～25、53～57、59～62、79～85 号岸壁		￥　250	15 屯(㎥)
2.運搬給水料	港内（高潮防波堤内）		￥　580	50 屯(㎥)
	港外（高潮防波堤外港域内）		￥　755	100 屯(㎥)
	港域外（港域外伊勢湾シーバース北側）		￥　855	100 屯(㎥)
	Ｉ．Ｓ．Ｂ(伊勢湾シーバース及びＣ１，Ｃ２，Ｃ３）		￥ 1,005	100 屯(㎥)
3.原水料 （名古屋市水道局水道料及び施設使用料）		上記１，２項に加算する。	￥　639	

備考

（１）時間外作業　06 時から 08 時迄　50％
時間外作業　17 時から 22 時迄　50％
時間外作業　22 時から 06 時迄　100％
雨、雪、荒天作業　50％
日曜日､祝祭休日､年末年始(12月31日～１月３日）50％
} の金額を1,2項の基本料金に加算する。

（２）運搬給水作業のため作業基地を出発した後に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は、当該給水料金の最低給水量分を申し受ける。

（３）運搬給水作業において本船の都合により、基準作業時間を超えて作業が実施された場合は、下記基準作業時間を超える１時間(端数時間は１時間とする)につき基本給水料金の50％を加算する。

給　水　屯　数	基　準　作　業　時　間
50 屯 未満	1 時間 30 分
50 屯～100 屯 未満	2 時間
100 屯～250 屯	3 時間

- 運搬給水営業時間　08 時～20時30分
- 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。
- 内航船には別途消費税がかかります。（円未満四捨五入）

◎　ＡＣマリン株式会社　（令和７年９月１日実施）

岸壁給水料（北浜ふ頭（南三区）Ｊ－７～９、同１６～１９）

岸壁給水料　１屯（㎥）　￥330

但し、１回につき設備使用料として￥5,000 を給水屯数料金に加算する。

（備考）

（１）１回15屯未満を供給する時は、15屯分の給水料金を申し受けます。

（２）時間外作業、荒天作業、日曜、祝祭日作業等に対し特に割増料金は加算しません。

◎内航船には別途消費税がかかります。（円以下四捨五入）

◎　名古屋埠頭株式会社　（自８時　至17時）　（平成８年２月１日実施）

（１）岸壁給水料　１屯（㎥）　￥250

備考

（イ）

時間外作業	６時から８時迄	50％
時間外作業	17時から22時迄	50％
時間外作業	22時から６時迄	100％
雨、雪、荒天作業		50％
日曜、祝祭日作業及び年末年始割増		50％

の金額を料金に加算する。

（ロ）１回 15 屯未満を供給するときは、15 屯分の給水料を申し受ける。

（２）上記料金に原水料（名古屋市上下水道局水道料及び施設使用料）１屯(㎥)につき￥411 を作業屯数に応じて加算させていただきます。

・　本料金表に記載なき事項はその都度協定する。

・　内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎　ＡＫＫマリンサービス株式会社　（令和６年８月１日実施）

	区　　域	１屯(㎥)につき	最低給水料
１．内湾給水料	南浜ふ頭（南四区） 出光興産㈱愛知事業所 南浜地区私設桟橋	￥420	5 屯（㎥）
２．原水料	（知多市水道局水道料及び施設使用料） 上記１項に追加する	￥280	

・給水は、出光興産㈱愛知事業所 南浜地区私設桟橋へ着桟中とします。

・内航船は別途消費税がかかります（円未満四捨五入）。

８．バス運賃及び料金表

◎飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会

（平成 21 年４月１日から）

飛島公共交通バス運賃

【名港線】

１．運賃

	名古屋港⇔飛島ふ頭	飛島ふ頭⇔飛島ふ頭
現　　金	500円	200円
１ヶ月定期	18,750円	設定なし
３ヶ月定期	53,250円	設定なし
６ヶ月定期	100,500円	設定なし
回　数　券（11 枚）	5,000円	2,000円

２．定期券・回数券の購入方法

①下記方法による事前申込み

・三重交通株式会社桑名営業所へのＦＡＸ又は郵送

・バス車内での申込み

・下記取次場所での申込み

※申込書は飛島村公式ホームページ https://www.vill.tobishima.aichi.jp/からダウンロード可能です。

②取次場所

・地下鉄名古屋港駅構内

・公民館分館（飛島村木場二丁目３番地）

※販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

③回数券の購入方法

・②の取次場所

・バス車内

※事前の申込みは不要です。なお、販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

３．時刻表

時刻表については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

【蟹江線】

１．運賃

	近鉄蟹江駅⇔公民館分館	近鉄蟹江駅⇔飛島ふ頭
現　　金	200円	400円
１ヶ月定期	9,000円	15,000円
３ヶ月定期	25,560円	42,600 円
６ヶ月定期	48,240円	80,400 円
回　数　券（11 枚）	2,000円	4,000 円
１ヶ月定期（通学）	5,000円	8,400 円
３ヶ月定期（通学）	14,000円	23,400 円
６ヶ月定期（通学）	24，000円	39,600 円
年 間 定 期（通学）	40,000円	64,800 円

２．定期券・回数券の購入方法

①下記方法による事前申込み

・三重交通株式会社桑名営業所へのＦＡＸ又は郵送

・バス車内での申込み

・下記取次場所での申込み

※申込書は飛島村公式ホームページ https://www.vill.tobishima.aichi.jp/からダウンロード可能です。

②取次場所

・蟹江町山田屋（海部郡蟹江町城四丁目 452）

・公民館分館（飛島村木場二丁目３番地）

※販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

③回数券の購入方法

・②の取次場所

・バス車内

※事前の申込みは不要です。なお、販売日時については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

３．時刻表

時刻表については、飛島村公式ホームページでご確認ください。

９．私設岸壁使用料

区	分	金　　額
ガーデンふ頭東側 Ｈ３	東陽倉庫株式会社 ℡　052-652-2111	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.40円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
大手ふ頭 Ｍ１、Ｍ２	名港海運株式会社 ℡　052-661-8132	総トン数１トン毎に　係留時間が12時間までの場合　10.05円 以降12時間までごとに上記金額に6.70円を加算
潮見ふ頭東側 ＢＨ２ 潮見ふ頭西側 ＢＨ	日清オイリオグループ 株式会社　名古屋工場 ℡　052-611-4111	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　23.50円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
潮見ふ頭東側 ＢＱ、ＢＱ２ 潮見ふ頭北側 Ｑ２	株式会社フジトランス コーポレーション ℡　052-614-5630	総トン数１トン毎に　係留時間が12時間までの場合　10.05円 以降12時間までごとに上記金額に6.70円を加算
潮見ふ頭東側 ＢＳ	日藤海運株式会社 ℡　045-641-8155	総トン数１トン毎に　係留時間が12時間までの場合　10.05円 以降12時間までごとに上記金額に6.70円を加算
船見ふ頭西 Ｅ２、Ｅ３	日本通運株式会社 ℡　052-561-2213 伊勢湾海運株式会社 ℡　052-661-5191	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　14.30円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭西側 Ｃ２	ＪＦＥ物流株式会社 ℡　052-603-3321	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.80円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭西側 Ｃ４	東レ株式会社 ℡　052-604-3171	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　5円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭南側 Ｉ４	豊通メタルソリューションズ 株式会社 ℡　052-601-5412	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.40円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
新宝ふ頭西側 Ｉ５、Ｉ６、Ｃ５ 新宝ふ頭南側 Ｉ２ 新宝ふ頭南西角 Ｉ３	トヨタ自動車株式会社 ℡　052-604-2255	総トン数１トン毎に　係留時間が12時間までの場合　10.05円 以降12時間までごとに上記金額に6.70円を加算
空見ふ頭 Ｓ１	岡谷鋼機株式会社 ℡　052-398-1151	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.40円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
空見ふ頭 Ｓ２	杤木合同輸送株式会社 ℡　052-398-1271	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.40円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
空見ふ頭 ＳＣ	名古屋港鉄鋼埠頭株式会社 ℡　052-398-1181	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.40円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。

北浜ふ頭南側 ＪＳ、ＪＳ２	全農サイロ株式会社 ℡　0562-32-5207	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　34.00円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
北浜ふ頭西側 Ｊ４、Ｊ５	知多埠頭株式会社 ℡　0562-54-0035	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　35.00円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
北浜ふ頭南側 ＪＴ	東洋グレーンターミナル 株式会社 ℡　0562-32-5371	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　32.00円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
北浜ふ頭 Ｇ１、ＪＮ	日清サイロ株式会社 知多事業所 ℡　0562-32-4135	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　23.50円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
弥富ふ頭東側 Ｎ１、Ｎ２	由良海運株式会社 ℡　052-661-2756	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　15.45円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
飛島ふ頭南側 Ｕ１、Ｕ２	王子物流株式会社 ℡　0567-55-1541	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　14.30円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
木場金岡ふ頭東側 Ｐ４	株式会社 コベルコロジスティクス ℡　0567-55-1556	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.40円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
木場金岡ふ頭東側 Ｐ５	東晃鋼業株式会社 ℡　0567-55-1128	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.40円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。
木場金岡ふ頭東側 Ｐ６	阪和流通センター名古屋 株式会社 ℡　0567-55-2691	総トン数１トン毎に　係留24時間毎に　　13.80円 ただし、主として港内を航行する汽艇、艀及び端舟等の雑種船は除く。

備考

内航船については消費税実施に伴い料金の総額の１０％に相当する金額を別途加算される場合があります。

10. 船積貨物警備料金表

（本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。）

（平成 26 年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１口につき　単位円）

項　　目	昼　間　料　金	夜　間　料　金
本船舷門又は巡回警備料金	17,535	35,044
本船船艙警備料金		
艀運送警備料金		
貨物集積場警備料金		

（注）①　昼間料金は、８時より17時の間に行った作業に対して適用します。

②　夜間料金は、17時より翌朝８時の間に行った作業に対して適用します。

③　前夜半（17時より21時の間）のみ作業を行った場合は、夜間料金の５割を基本料金とします。

④　一昼夜（８時より翌朝８時）の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から10％に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

（イ）「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繋本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

（ロ）「艀運送警備」は艀積貨物（場所は艀溜、荷揚場、本船、船側等）の警備を行う作業とします。

（ハ）「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー･バース、上屋（ＣＦＳを含む）及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

（２）各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

２．割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の３割増とします。

３．作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始１時間前までは、基本料金の６割、それ以後は10割を申し受けます。

備考　（イ）手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

（ロ）作業開始時刻：昼間作業は８時、夜間作業は17時とします。

４．分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼　　間	60 円	52 円
半　　夜	60 円	52 円
全　　夜	120 円	104 円

５．消費税及び地方消費税の加算

（１）料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

６．その他

（１）警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

（２）委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

（３）委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。

（４）天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

（５）本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。

11. 港湾運送事業料金表

1）港湾荷役料金表

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金　　（１トンにつき　単位円）

品目					金額	
					接岸本船←→上屋・野積場内	接岸本船←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			1,193	1,066
		空			1,014	905
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				2,305	2,112
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）				1,803	1,653
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）				2,524	2,298
包装品	袋物				3,156	2,883
	ベール物				3,071	2,802
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）			3,460	3,183
		機械類（１個当り５トン以上のもの）			2,524	2,298
		青果類			2,594	2,355
		冷凍品・冷蔵品			——	5,006
有姿貨物	タイヤ				2,378	2,199
	巻取紙（内地産）				1,908	1,706
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,739	1,563
				北洋材	2,361	2,188
			製材		1,870	1,689
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				2,803	2,520
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			2,700	2,467
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			2,297	2,100
	石材				2,751	2,556
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,861	1,667
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				2,578	2,347
	砂糖				2,493	2,312

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内←――→上屋・野積場内」の場合

（揚荷）　接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内←――→上屋・野積場前」の場合

（揚荷）　接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

（２）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（１）大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（２）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半　　夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

１口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分	15人以下（12人）	16人～22人（19人）	23人～29人（26人）	30人～36人（33人）	37人以上（40人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

（２）半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　３円
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

７．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当た

り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．その他

（1）本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

（2）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（3）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（4）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

２）港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金　　（１トンにつき　単位円）

品目					金額
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			586
		空			498
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,412
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）				1,110
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）				1,465
包装品	袋物				1,885
	ベール物				1,813
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）			2,185
		機械類（１個当り５トン以上のもの）			1,465
		青果類			1,469
		冷凍品・冷蔵品			3,713
有姿貨物	タイヤ				1,561
	巻取紙（内地産）				949
	木材	水落としのもの	原木		639
		岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	902
				北洋材	1,574
			製材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,466
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,619
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,378
	石材				1,868
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				938
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,496
	砂糖				1,674

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①　揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

②　積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

（2）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（1）大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（2）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	９人以下（7.5人）	10人～13人（11.5人）	14人～17人（15.5人）	18人～21人（19.5人）	22人以上（22.5人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	９人以下（7.5人）	10人～13人（11.5人）	14人～17人（15.5人）	18人～21人（19.5人）	22人以上（22.5人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

（２）半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

７．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

９．その他

（１）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（３）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役に係る別掲料金表

１．ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（１碇泊、１船艙につき）

（単位：円）

区　　分	昼　　間	夜　　間
2,000Ｇ／Ｔ未満	5,950	8,370
2,000～4,000Ｇ／Ｔ	8,960	12,540
4,001～6,000Ｇ／Ｔ	14,940	20,950
6,001Ｇ／Ｔ以上の一般貨物船	29,940	41,950
外航撒貨物船	35,960	50,330
スチール・ハッチ装備船（自動開閉式に限る）の中蓋開閉作業を行った場合	5,950	8,370

備考

（１）碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し船内荷役料金４項の待機料金相当額を申し受けます。

（２）特殊船倉（ディープタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金４項の待機料金相当額を申し受けます。

（３）本作業が昼夜間に分れた場合は、それぞれの料金の半額を合算して申し受けます。

２．スタンバイ・ギア手伝料金（１碇泊、１船艙、１セットにつき）

（単位：円）

区　　分	昼　　間	夜　　間
デリックの上下及びトリミング	39,800	59,500
トリミング	23,670	35,210

備考

（１）１セットの意味はデリック、ウインチ等ギヤーの一組をいう。

（２）デリックの上下及びトリミングとは、荷役開始時にデリックが降りたままになっている状態から 1st Sling が通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。

（３）トリミングとはデリックが、Set up されている状態から 1st Sling が通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。

（４）中間時のギヤーの段取替えやトリミング（デリックの上下を伴う）については、上記料金を支払った上は回数に関係なく無料となる。

（５）昼間、夜間の区分は最初に本作業に取りかかった時刻を基準とする。

3．エキストラ・レバー料金（1 人につき）　　（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	32,010 標準
半夜（16：30～21：30）	32,010 標準
後夜（21：30～04：30）	36,510 標準

備考

手配取消の場合、手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降作業開始時間（当日８時30分）１時間前までに取消の場合は本料金の６割、それ以降取消の場合は10割とします。

4．｛カーペンター料金
　｛ラッシャー料金

船積貨物固定、区画料金表を適用します。

5．スーパー・バイザー料金（１人につき）　　（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	37,670 標準
半夜（16：30～21：30）	37,670 標準
後夜（21：30～04：30）	42,950 標準

備考

特別の業務に従事した場合に限り適用します。

6．最低料金　　（単位：円）

区　　分		９人以下（7.5 人）	10人～13人（11.5 人）	14人～17人（15.5 人）	18人～21人（19.5 人）	22人以上（22.5 人）
後夜	21：30～04：30	255,310	391,490	527,680	663,860	765,980

備考

本料金は、基本料金と待機料金及び割増料金の合算額が上記金額に満たない場合に適用します。

7．荷繰作業料金

作　業　形　態	料　金　内　容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金＋はしけ運送料金＋船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金＋沿岸荷役料金＋船内荷役料金

本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金）・（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

８．本船直移し作業料金

作　業　形　態	区　　分	料　金　内　容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金＋（船内荷役料金×$\frac{1}{2}$）

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

９．後夜荷役割増料金（21：30以降）

13割とします。

10．日曜日、祝祭日荷役割増

日曜日、祝祭日に荷役した際は、諸料金（待機料金、最低料金）及び別掲料金の各項料金についても夫々10割とします。

11．土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役については、６割増とします。

12．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

（３）免税となる取引には適用しません。

作業構成員数（標準）の区分

待機料金、最低料金に関する作業構成員数の区分別該当品目は下表のとおりとします。

作　業　構　成　員　数	品　　目
９人以下 （7.5人）	北洋材（水落し・岸壁揚共）、南洋材（水落し・岸壁揚共）、米国材（岸壁揚）、撒貨物（バケット取り）
10人～13人 （11.5人）	パレタイズ貨物、バンパック、プレスリング、バッグコンテナ、コンテナ、ノックダウン自動車、鋼材、角材（水落し・岸壁揚共）、自動車（ロールオン船を除く）
14人～17人 （15.5人）	雑貨、化学品、非鉄原料、機械類（５トン未満・５トン以上共）、巻取紙、タイヤ、石材、撒貨物（もっこ取り、さらえ）
18人～21人 （19.5人）	袋物、銑鉄、地金、ベール物
22人以上 （22.5人）	青果、冷凍品、冷蔵品

3）港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月１日届出・実施）

（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

接岸本船船側・はしけ内⟷上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目				金額		
				接岸本船船側･はしけ内 ⟷ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⟷ 上屋・野積場前	
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実　入		670	536	
		空		569	455	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,014	811	
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）			788	630	
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,192	954	
包装品	袋　物			1,437	1,150	
	ベ　ー　ル　物			1,420	1,136	
	カートン ケ　ー　ス クレート	雑貨類･機械類（１個当り５トン未満のもの）		1,457	1,166	
		機　械　類（１個当り５トン以上のもの）		1,192	954	
		青　果　類		1,262	1,010	
		冷凍品・冷蔵品		——	1,556	
有姿貨物	タ　イ　ヤ			942	754	
	巻　取　紙（内地産）			1,059	847	
	木　材	岸壁揚のもの	原　木	米国材 南洋材	929	743
				北洋材	911	729
			製　材		949	759
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,484	1,187
	鋼　材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,223	978
		鋼　管（口径12インチ以上のもの） コ　イ　ル			1,040	832
	石　材				1,028	822
撒貨物	小　麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,021	817
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,218	974
	砂　糖				950	760

（1）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内⟷上屋・野積場内」の場合

（イ）接岸本船船側⟷上屋・野積場内の場合

（揚荷）　本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

（ロ）はしけ内⟷上屋・野積場内の場合

（揚荷）　はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

②「接岸本船船側・はしけ内⟷上屋・野積場前」の場合

（イ）接岸本船船側⟷上屋・野積場前の場合

（揚荷）　本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

（ロ）はしけ内⟷上屋・野積場前の場合

（揚荷）　はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

（2）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（１）大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（２）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

１口の作業構成員数による区分 昼夜区分	４人～６人 （５人）	７人～９人 （８人）	10人～12人 （11人）	13人～15人 （14人）	16人～18人 （17人）	19人～21人 （20人）
昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半　　夜 （16時30分から21時30分まで）	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	４人～６人（５人）	７人～９人（８人）	10人～12人（11人）	13人～15人（14人）	16人～18人（17人）	19人～21人（20人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

（２）半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

（１）上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

（２）コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（１個当たり５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

７．看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

８．仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

９．はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の８割とします。

10．上屋保管料金

（１）本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

（２）本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

（３）本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（１日１トンにつき　単位円）

区分 / 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

（注）１．公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

２．コンテナについては、野積場置きの料金とします。

３．定温保管を要する貨物については、本料金の８割増、又、くん蒸を要する貨物については、本料金の２割増とします。

11．分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

12．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

（１）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（３）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役に係る別掲料金表

１．上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←――→上屋、野積場内

（入）　車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

（出）　貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一　般　貨　物	上屋内料金の８割
徹　　貨　　物	上屋内料金の３割

ただし、徹貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物の料金を適用します。

２．トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲Ⅱ－１－(1)及び前項１に先行又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の４割とします。

３．エキストラ・レバー料金（１人１日につき）

船内別掲料金と同じ。

４．委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

（備考）前項の１．２．の料金に対しては沿岸荷役料金表の「２．割増料金」「３．割引料金」「４．待機料金」「５．最低料金」「６．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金」「７．看貫作業料金」「８．仕訳作業料金」「９．はい替作業料金」「10．上屋保管料金」及び料金の適用方の規定を準用します。

4）港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）

（平成 12 年 11 月 1 日届出・実施）
（平成 26 年 4 月 1 日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

（１）総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内⟷上屋･野積場内又は、戸前迄の荷役

（２）総トン数500トン未満の小型船の本船内⟷上屋･野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１）総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内⟷上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目				金額		
				本船内⟷上屋･野積場内	本船内⟷上屋･野積場前	
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		785	728	
		空		666	618	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,891	1,754	
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1,481	1,374	
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）			2,058	1,895	
包装品	袋物			2,582	2,386	
	ベール物			2,510	2,316	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）		2,851	2,652	
		機械類（１個当り５トン以上のもの）		2,058	1,895	
		青果類		2,109	1,937	
		冷凍品・冷蔵品		——	4,218	
有姿貨物	タイヤ			1,968	1,840	
	巻取紙（内地産）			1,259	1,169	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,400	1,274
				北洋材	1,959	1,834
			製材		1,513	1,384
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				2,258	2,056
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,898	1,795
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,614	1,526
	石材				2,290	2,150
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,494	1,356
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				2,103	1,937
	砂糖				2,070	1,941

（２）総トン数500トン未満の小型船内←――→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目					金額	
					本船内←――→上屋・野積場内	本船内←――→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			781	625
		空			663	530
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,182	945
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）				918	735
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）				1,388	1,110
包装品	袋物				1,674	1,339
	ベール物				1,655	1,323
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）			1,698	1,359
		機械類（１個当り５トン以上のもの）			1,388	1,110
		青果類			1,470	1,177
		冷凍品・冷蔵品			――	1,812
有姿貨物	タイヤ				1,097	878
	巻取紙（内地産）				1,234	987
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,082	866
				北洋材	1,061	849
			製材		1,105	884
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,729	1,383
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,425	1,140
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,212	970
	石材				1,197	958
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,190	952
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,420	1,136
	砂糖				1,106	885

（３）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内←――→上屋・野積場内」の場合

（揚荷）　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内←――→上屋・野積場前」の場合

（揚荷）　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

（4）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日･祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から５％を割引ます。

4．分担金等

（1）総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←――→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　３円
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

（2）総トン数500トン未満の小型船内

←――→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

５．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

６．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

７．その他

（１）本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

（２）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（３）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（４）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

５）はしけ運送料金表

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

品　　目	金　　額
	港湾内運送
	通常の港湾内
ユニタイズ貨物 一 般 包 装 品 有 姿 貨 物	1,258
撒　貨　物	1,135

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①　本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

②　沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　運　送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の４割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の３割増

３．はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

（１トンにつき　単位円）

品　　目	金　　額
一 般 包 装 品	133
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒　貨　物	66

（注）本料金は、１はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては２名、その他の貨物にあっては１名の場合に適用し、それぞれの人員が１名増す毎に１名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

４．滞船料金

積載貨物トン数１トン１日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め４日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して５日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

５．最低料金

本料金は、１運送の引受料が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

７．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、

その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもって、それぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

９．その他

（１）特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（３）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

６）いかだ運送料金表

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

本船沖取－仕訳筏組

（１立方メートルにつき　単位円）

品　　目		金　　額
原　　木	米　国　材	999
	南　洋　材	849
	北　洋　材	1,228

（注）筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し、曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

（２）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

３．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

区　　分	金　　額
昼間（８時30分から16時30分まで）	28,040
半夜（16時30分から21時30分まで）	43,620

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

４．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１立方メートルにつき　３円53銭
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１立方メートルにつき　３円09銭

５．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

６．その他

（１）特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、桟積・桟崩しを伴う作業等)、及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

（２）水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

（３）沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

（４）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

7）検数料

◎　一般社団法人全日検

◎　一般社団法人日本貨物検数協会　　（平成７年８月４日認可）

（平成７年８月 12 日実施）

Ⅰ．適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金　　（１トンにつき単位　円）

品目			一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実入		95.80	92.50	88.30
	空		91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車			135.70	115.30	101.90
袋物・ベール物			180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品			375.60	293.10	266.80
木材	水落しもの	南洋材	100.60	97.10	92.70
		その他材	164.70	140.00	123.70
	岸壁揚のもの				
鋼管（口径 12 インチ以上） 鉄鋼コイル			135.70	115.30	101.90
一般鋼材 （工場岸壁扱いのもの）			228.10	178.00	162.20
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70	56.10	50.40
		空	59.80	53.50	48.00
	ノックダウン自動車		95.50	86.50	78.60
	パルプ		124.00	112.80	101.30
一般雑貨			267.50	208.60	190.10

（注）１．一類港、二類港及びその他の港湾は、別紙のとおりです。

２．木材（原木のプレスリング状態のものに限る）については、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

３．コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類（１個当たり５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当たり５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

（1）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
土　曜　日　作　業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬　期　作　業	（注）の港湾において12月１日から翌年３月31日までの間に行う作業	基本料金の３割増

（注）冬期作業割増が適用される港湾は、次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当りの取扱量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間（８時30分から16時30分まで）	4,557	3,555	3,235
半夜（16時30分から21時30分まで）	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低の料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間（８時30分から16時30分まで）	36,150	28,200	25,660
半夜（16時30分から21時30分まで）	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）作業手配の取消しの場合

①　昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

②　半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

（２）半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分ごとに当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

６．撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

（メイズ・マイロ・大豆・大麦）

（１トンにつき　単位円）

	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

7．分担金等

区分	金額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40銭
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35銭

8．消費税及び地方消費税の加算

（1）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（2）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

9．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は１個当り32トン、40フィート型は１個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10．その他

（1）特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物・海難貨物等)、雨天、雪天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

（2）工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

（3）出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

（4）委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立会作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

（5）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

別紙

一類港とは、

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港、及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等料金表

１．料金表Ⅱ－10－(4)に係る作業および書類作成の料金

（１）委託者の要求による特別作業

（イ）パレタイズ立会料金 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １トンにつき　428円

（ロ）ブロックストウェージ作業 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ エキストラ料金

（２）委託者の要求による特別な書類作成等の実費

（イ）輸出免状整理料金　免状１件につき ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 390円

（ロ）輸入ボートノート作成料金　１通につき ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 740円

（ハ）CLP作成料金　１件につき ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2,600円

（ニ）CERTIFICATE（証明書）作成料金　１件につき（２通　正・副） ‥‥‥ 2,600円

１通増すごとに ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 650円

（ホ）ファイナルストウェージプランおよびブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

（ヘ）撒貨物（穀飼類を除く）等の本船書類整理料金 ‥‥‥‥‥‥‥ １トンにつき　90円

２．料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

（１トンにつき　単位円）

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類・危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類・危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類・非鉄金属	498.80	389.50	355.20

（注）汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物（引火点摂氏27度以下のもの）・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

３．割増料金

（１）土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金－１）に対して、それぞれの料金の **6割増** とします。

（２）日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金、エキストラ料金－１）に対して、それぞれの料金の **10割増** とします。

（３）深夜作業（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の **13割増** とします。
翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の **13割増** とします。

（４）深夜待機料金　（１口１時間につき　単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	10,481	8,177	7,441

（５）深夜最低料金　（１口につき　単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	77,200	60,200	54,900

上記１－(1)、１－(2)－(へ)、および２の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を当該引受に係る請求額から割引ます。

（１）３か月以上の長期契約があること
（２）１か月間に２回以上の反復継続の引受があること・・・とは
　　同一港での作業引受を基準とします。
（３）１回当たりの取扱量が3,000トンを超えるもの・・・とは
　　１港１船の１作業（場所）を単位とします。
（４）同一貨物とは、料金表の類似品目表区分（P75～Ｐ76）とします。
（５）料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

１．１人１シフト当たり

昼間（08時30分から16時30分）	46,400円
半夜（16時30分から21時30分）	39,000円
深夜（21時30分から05時00分）	98,500円

（注）上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

２．１人１ヶ月当たり

時間外を含まない場合	809,000円
時間外１時間につき	3,990円
時間外25時間以内を含む場合	891,000円

※　消費税の加算
（イ）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
（ロ）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。
　　但し、免税となる取引には適用しません。

類似品目表

品目		類似品目		
コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（在来船扱いのもの）		
	空	20・40型コンテナ空（在来船扱いのもの）		
ユニタイズ貨物		パレタイズ・プレスリング貨物（１ユニット内の個数無関係のもの）・車輌・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（１個当り５トン以上のもの）		
ノックダウン自動車		ノックダウン自動車（１港１船積1,000 トン以上）		
袋物・ベール物		肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻		
冷凍品・冷蔵品		冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）		
木材		水落しのもの	南洋材	
			米材・その他	
		岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）	
鋼管（口径12”以上）		鋼管（口径12”以上のもの）		
鉄鋼コイル		鉄鋼コイル		
一般鋼材		工場専用岸壁扱いのもの		
専用船 揚積貨物		コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）
			空	20・40型コンテナ空（コンテナ専用船扱いのもの）
		ノックダウン自動車専用船扱いのもの		
		パルプ専用船扱いのもの		
一般雑貨		雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・乾燥獣皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実	
		機械器具類	機械（１個当り５トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・単車・自転車・ＣＫＤ（１港１船積1,000 トン未満）	
		窯製品類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類	
		油類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
		鉱礦石類	鉱礦石（袋物）・石材	
		ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ	
		繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
		屑鉄類	屑鉄（撒を除く）	
		青果類	野菜・果実（冷凍品、冷蔵品を除く）	
		一般鋼材	一般港揚・積の鋼材（口径12”未満の鋼管を含む）	
		車輌・舟艇	車輌・舟艇（単体20トン未満のもの）	
		製材	製材（撒）（はしけ・岸壁取り）	

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	（A） 袋物・ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	（B） 雑貨類	（A）（C）以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ（口径４～８インチのもの）・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類（１個当たり５トン未満のもの）・その他
	（C） ユニタイズ貨物	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類（１個当たり５トン以上のもの）・その他

係数適用表

Ⓐ	ALFALFA HAY CUBE	アルファルファヘイキューブ	2.0
	ALFALFA MEAL (P'BAG)	アルファルファミール（紙袋）	1.9
	ALMOND SHELL MEAL	アーモンド殻粕	1.6
	ALMOND	アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
Ⓑ	BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
	BARLEY	大麦	1.2
	BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット（イラン産）	1.8
	BEET PULP PELLET (USA)	ビートパルプペレット（米国産）	1.3
	BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ（麻袋）	3.0
	BEET PULP (BALE)	ビートパルプ（ベール）	2.5
	BLACK MATPE	ブラックマッペ	1.2
	BLOOD MEAL	血粉	1.5
	BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL	骨粉	1.5
	BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
	BRAN	ふすま	1.8
	BUCKWHEAT	そば	1.5
	BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
Ⓒ	CANARY SEED	カナリーシード	1.3
	CASEIN	カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
	CASTOR SEED	ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
	CATTLE HOOF	牛のひづめ	2.8
	CHARCOAL	木炭・炭	2.0
	CHESTNUT	栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN	ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
	COCOON	かいこ（まゆ）	2.3
	COCOON MEAL	まゆくず	1.5
	COPRA	コプラ（椰子）	2.0
	COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
	CRUSHED BONE	砕骨	1.4
	COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕（粒状）	1.2

	COTTON SEED	綿実	2.0
Ⓓ	DRUM (STEEL)	ドラム（鉄製）	11.0
	DRUM (FIBER)	ドラム（ファイバー）	7.7
Ⓕ	FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
	FEED PELLET	飼料（粒状）	1.8
	FEED SCREENING	飼料粕	1.2
	FEED OATS	カラス麦	1.8
	FISH MEAL (DOMESTIC)	魚粉（国産）	1.4
	FISH MEAL (IMPORT)	魚粉（輸入）	1.8
	FLAX SEED	亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED	花種子	1.5
Ⓖ	GREEN PEA	グリンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
	GROUNDNUT	落花生	1.6
Ⓗ	HEMP SEED	大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
	HOP	ホップ（球果状）	2.8
Ⓘ	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
Ⓙ	JUTE YARN	黄麻センイ	3.0
Ⓚ	KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
Ⓛ	LACTOSE	ラクトーゼ（乳糖）	1.5
Ⓜ	MALT	麦芽（ビール麦）	1.7
	MAIZE	とうもろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL (CHINA)	とうもろこし固形状粕（中国産）	3.3
	MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
	MEAT MEAL	肉粕	1.4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
	MILK (P'BAG)	ミルク（紙袋）	1.5～1.9
	MILK POWDER	粉ミルク	1.5
	MILLET	もろこし類	1.2
	MILLET SEED	きび種	1.3
	MILO	マイロ（もろこしの一種）	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
	MUSTARD SEED	からし種子	1.3
Ⓝ	NIGER SEED	植物の種子	1.5
Ⓞ	OATS	えん麦	1.8
	OAT HUSK	えん麦の皮	3.0
Ⓟ	PALM KERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
	PELLET	粒	1.3

	POLLARD	ポラード	1.8
®	RAPE SEED	ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN	小豆	1.2
	RICE BRAN	米ぬか	1.8
	RICE	米	1.3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
	RYE	ライ麦	1.2
Ⓢ	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
	SESAME SEED	ゴマ	1.5
	SEA WEED	海草	1.5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
	SILK WORM	まゆ	1.4
	SOYA BEAN	大豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1.5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
Ⓣ	TAPIOCA (THAILAND)	タピオカ（タイ国産）	2.2
	TAPIOCA FLOUR	タピオカ粉	1.3
	TAPIOCA	タピオカ	1.3
	TEA	茶	4.0
Ⓦ	WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

8）鑑定・検査料

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

◎鑑定料

（1）料金の種類及び額

①基本料金　　（単位　円）

種　目		基　　準	金　額
1．倉口検査		3倉まで 4倉目から1倉につき	21,330 5,980
2積付検査	（1）普通貨物	積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、超えるトン数について100トンまでを増すごとに	22,660 1,580
	（2）特殊貨物	積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	22,660 364
	（3）危険物	積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	34,010 545
3．生粋検査		基本料金 検査貨物トン数 10,000トンまで　1トンにつき 10,000トンを超え 20,000トンまで　1トンにつき 20,000トンを超え 30,000トンまで　1トンにつき 30,000トンを超え 40,000トンまで　1トンにつき 40,000トンを超え 50,000トンまで　1トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで　1トンにつき 100,000トンを超えるもの　1トンにつき ただし、(1)　上記料金は積算方式により算定します。 (2)　中間検査を行った場合は、1回につき	 10.89 9.15 6.12 3.41 1.74 0.19 0.00 40,000
4．はしけ、機帆船等（デッドウェイトスケールを有しないものに限る。）の積荷重量検定		1隻につき検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超えるトン数10トンまでを増すごとに	16,540 725

５本船の液量検定及び検査	（１）液量検定	本船油槽	
		鉱油（１槽１測度につき）	6,710
		動・植物油・化学成品及び液化ガス（１槽１測度につき）	12,050
		危険物（１槽１測度につき）	33,340
		ただし、同時に３槽以上検定した場合は、３槽目から	
		鉱油（１槽１測度につき）	4,670
		動・植物油・化学成品及び液化ガス（１槽１測度につき）	8,430
		危険物（１槽１測度につき）	23,360
	（２）清掃検査	本船油槽	
		鉱油・化学成品（１槽につき）	17,430
		動・植物油（１槽につき）	24,250
		ただし、同時に２槽以上検査した場合は、２槽目から	
		鉱油・化学成品（１槽につき）	12,050
		動・植物油（１槽につき）	17,050
６．貨物の損害及び原因鑑定		検査貨物の正品価額の 0.7%以内とする	

（注）１．倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、７割増した金額を基本料金とします。

２．積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、５割増した金額を基本料金とします。

３．積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、７割増した金額を基本料金とします。

②割増料金

種　　別		内　　容	割増率又は金額
作業割増	(1)半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
	(2)深夜作業	21時30分から５時までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　6,750円
	(3)早朝作業	５時から８時30分までの間における作業、 ただし深夜から引き続きの場合は(2)による。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
	(4)土曜日作業	12時30分から16時30分までの間における作業。 なお、８時30分から12時30分までの間における作業割増は適用外として、８時30分～16時30分以外については(1)、(2)及び(3)の適用になります。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
	(5) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ　８時30分から21時30分までの間における作業 ロ　21時30分から８時30分までの間における作業	イ　毎４時間以内につき １人あたり　18,000円 ロ　毎４時間以内につき １人あたり　27,000円
	(6)荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業	基本料金の１割増
	(7)防波堤外作業	防波堤外における作業または著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の５割増以内
	(8)冬季作業	北海道内において12月１日から翌年３月31日までの間に作業した場合	基本料金の３割増

③　最低料金

イ　喫水検査に係る最低料金は、１件につき　……　80,000円

ロ　はしけ、機帆船等（デッドウェイスケールを有しないものに限る）
　　の積荷重量検定に係る最低料金は、１件につき　……　120,000円

ハ　液量検定に係る最低料金は、１件につき
　　本船油槽　……　32,000円
　　ただし、液化ガス及び危険物の場合は　……　80,000円

ニ　清掃検査に係る最低料金は、１隻につき　……　32,000円

ホ　貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、１件につき　……　80,000円

ヘ　積付検査に係る最低料金は、１件につき　……　80,000円

とします。

④　諸料金

イ　待機料金
　　検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。
　　毎４時間以内につき　……　13,978円

ロ　検査報告書発行手数料
　A　３通までは、無料とし、４通目から写１枚につき　……　426円
　B　再発行の場合は、１枚につき　……　856円

C　サインドコピーはA及びBの５割増とします。

ハ　下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が２日以上にわたった場合は、２日目から基本料金のほかに１日につき 21,807 円を申し受けます。

種目　　１．倉口検査

５．(2)清掃検査

⑤　消費税及び地方消費税の加算

イ　消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

（２）料金の適用方

①　適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

②　特殊貨物とは、重量品（１個５トン以上のもの)、かさ高品（１個５トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物（舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他の特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③　危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しょく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④　鉱油とは、原油およびナフサとする

⑤　清掃検査において

沿海・平水区域を航海区域とする船舶については、左右両舷をもって１槽とみなします。

⑥　料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑦　料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

イ　計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって１トンとみなします。

ロ　割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

ハ　消費税及び地方消費税の加算については

A　料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

B　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

⑧　実費

イ　委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ　貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ　委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑨　その他

イ　荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

◎検査料金

（１）料金の種類及び額

①基本料金

種　　目	基　　準	金　額（円）
１．船体又は 属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数3,000トン以下の船舶 3,000トンを超えるトン数に対しては1,000トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	 84,000円 4,400円
２．船体又は 機関の 損傷原因 又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数3,000トン以下の船舶 3,000トンを超える船舶については1,000トン以下を増すごとに ただし、 イ　損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ　損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、 その程度により８割以内を割増します。 ハ　修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、 次の料金を加算します。 修繕費算定額 （１）600万円まで （２）600万円を超え1,000万円まで （３）1,000万円を超え2,000万円まで （４）2,000万円を超え3,000万円まで （５）3,000万円を超えるものについては、	 84,000円 4,400円 79,000円 105,000円 143,000円 182,000円 220,000円
３．はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	１隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	84,000円
４．荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	１件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	84,000円
５．船内燃料及び清水の数量検定	イ　油量検定（１槽につき） ロ　清水数量検定（１槽につき） ただし、最低料金（１隻につき）	9,300円 6,300円 47,000円

６ 回 航 検 査	（１） えい航検査	被えい船１隻につき 全長（１）50メートル未満 （２）50メートル以上　85メートル未満 （３）85メートル以上　100メートル未満 （４）100メートル以上 50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(２)の料金を 申し受けます。 えい航距離（１）150海里以上　500海里未満 （２）500海里以上　1,500海里未満 （３）1,500海里以上　2,500海里未満 （４）2,500海里以上　5,000海里未満 （５）5,000海里以上 ただし、 イ　特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の８割以内を割増します。 ロ　発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	 97,000円 139,000円 185,000円 230,000円 5割増 10割増 15割増 20割増 30割増
	（２）自力回航検査	別途委託者と協議します。	

７．船舶受渡時の検査		総トン数	
		（１）3,000 トン以下の船舶	110,000 円
		（２）3,000 トンをこえ　5,000 トンまでの船舶	141,000 円
		（３）5,000 トンをこえ　7,500 トンまでの船舶	165,000 円
		（４）7,500 トンをこえ　10,000 トンまでの船舶	184,000 円
		（５）10,000 トンをこえ 12,500 トンまでの船舶	204,000 円
		（６）12,500 トンをこえ 15,000 トンまでの船舶	225,000 円
		（７）15,000 トンをこえ 17,500 トンまでの船舶	243,000 円
		（８）17,500 トンをこえ 20,000 トンまでの船舶	263,000 円
		（９）20,000 トンをこえ 25,000 トンまでの船舶	271,000 円
		(10) 25,000 トンをこえ 30,000 トンまでの船舶	293,000 円
		(11) 30,000 トンをこえ 35,000 トンまでの船舶	316,000 円
		(12) 35,000 トンをこえ 40,000 トンまでの船舶	339,000 円
		(13) 40,000 トンをこえ 45,000 トンまでの船舶	359,000 円
		(14) 45,000 トンをこえ 50,000 トンまでの船舶	383,000 円
		(15) 50,000 トンをこえる船舶については、10,000 トン以下を増すごとに	24,000 円
		ただし、本検査のため イ　残油水量の検査を同時に行った場合、５槽までは上記料金に含まれるものとし、６槽目から１槽につき右料金を加算します。	3,500 円
		ロ　修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目２.ハの料金を加算します。	
８船倉内の容積検査	（１）倉内積荷占有容積	１倉につき	
		検定量100 トン以下	10,600 円
		100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに	160 円
		ただし、 イ 仕向港別検定の場合は５割増とします。	
		ロ 最低料金　１隻につき	80,000 円
	（２）倉内空積	４区画以下	80,000 円
		５区画目から１区画につき	5,000 円
９．船倉の清掃検査		２倉以下	80,000 円
		３倉目から１倉につき	16,000 円
		ただし、特に手数を要したときはその程度により８割以内を割増します。	

10．船価鑑定		イ　はしけ(１隻につき) 　　ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ　機帆船、汽艇、油槽はしけ（１隻につき） ハ　汽船（１隻につき） 総トン数 （１）100トン以下 （２）100トンをこえ　　3,000トンまで （３）3,000トンをこえ　5,000トンまで （４）5,000トンをこえ　10,000トンまで （５）10,000トンをこえ　50,000トンまで （６）50,000トンをこえるもの ニ　作業船等（１隻につき） ホ　漁船（１隻につき） 総トン数 （１）100トン以下 （２）100トンをこえ1,000トンまで （３）1,000トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	80,000円 83,000円 108,000円 132,000円 201,000円 303,000円 350,000円 415,000円 185,000円 127,000円 162,000円 198,000円
11．はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度標示		載貨重量トン数100トン以下 　はしけ 　機帆船等	 32,000円 40,000円
		100トンをこえるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに 　はしけ 　機帆船等 ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、３割増とします。	 2,900円 3,900円
12　タンク計測	（１）　通常計測	イ　陸上油槽 ①　　油槽容量（浮屋根がない場合） （１）500キロリットル以下 （２）500キロリットルをこえ　　1,000キロリットルまで （３）1,000キロリットルをこえ　5,000キロリットルまで （４）5,000キロリットルをこえ　10,000キロリットルまで （５）10,000キロリットルをこえ　20,000キロリットルまで （６）20,000キロリットルをこえ　30,000キロリットルまで （７）30,000キロリットルをこえ　40,000キロリットルまで （８）40,000キロリットルをこえ　50,000キロリットルまで	 220,000円 240,000円 370,000円 490,000円 570,000円 610,000円 650,000円 690,000円

		（９）50,000 キロリットルをこえ　75,000 キロリットルまで	720,000 円
		(10) 75,000 キロリットルをこえ　100,000 キロリットルまで	750,000 円
		(11) 100,000 キロリットルをこえ　150,000 キロリットルまで	770,000 円
		(12) 150,000 キロリットルを超えるもの	790,000 円
		②　油槽容量（浮屋根がある場合）	
		（１）500 キロリットル以下	240,000 円
		（２）500 キロリットルをこえ　1,000 キロリットルまで	260,000 円
		（３）1,000 キロリットルをこえ　5,000 キロリットルまで	400,000 円
		（４）5,000 キロリットルをこえ　10,000 キロリットルまで	540,000 円
		（５）10,000 キロリットルをこえ　20,000 キロリットルまで	620,000 円
		（６）20,000 キロリットルをこえ　30,000 キロリットルまで	670,000 円
		（７）30,000 キロリットルをこえ　40,000 キロリットルまで	710,000 円
		（８）40,000 キロリットルをこえ　50,000 キロリットルまで	750,000 円
		（９）50,000 キロリットルをこえ　75,000 キロリットルまで	780,000 円
		(10) 75,000 キロリットルをこえ　100,000 キロリットルまで	820,000 円
		(11) 100,000 キロリットルをこえ　150,000 キロリットルまで	840,000 円
		(12) 150,000 キロリットルを超えるもの	860,000 円
		ロ　特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合、イの５割増とします。	
		ハ　油槽船 １槽又は１区画の容量	
		（１）100 キロリットル以下	110,000 円
		（２）100 キロリットルをこえ　200 キロリットルまで	150,000 円
		（２）200 キロリットルをこえ　300 キロリットルまで	180,000 円
		（３）300 キロリットルをこえ　400 キロリットルまで	200,000 円
		（４）400 キロリットルをこえ　500 キロリットルまで	220,000 円
		（５）500 キロリットルをこえ　750 キロリットルまで	240,000 円
		（６）750 キロリットルをこえ　1,000 キロリットルまで	260,000 円
		（７）1,000 キロリットルをこえ　1,500 キロリットルまで	270,000 円
		（８）1,500 キロリットルをこえ　2,000 キロリットルまで	280,000 円
		（９）2,000 キロリットルをこえ　3,000 キロリットルまで	300,000 円
		(10) 3,000 キロリットルをこえ　4,000 キロリットルまで	310,000 円
		(11) 4,000 キロリットルをこえ　5,000 キロリットルまで	320,000 円
		(12) 5,000 キロリットルをこえ　7,500 キロリットルまで	330,000 円
		(13) 7,500 キロリットルをこえ　10,000 キロリットルまで	350,000 円
		(14) 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで	370,000 円

		（15）15,000キロリットルをこえるもの ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	390,000円
	（２） 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合、上記イ、ロについては、 イの料金の10割増以上、ハについては、 ハの料金の10割増以上とします。	
13 陸上油槽の液量検定並びに検査	（１） 液量検定	イ　１槽の検定量につき 鉱油（原油及びナフサ）（１キロリットルあたり） 動・植物油、化学成品・石油製品及び液化ガス（１トンあたり） ただし、 ①　鉱油、化学成品・石油製品及び液化ガスについては 5,000キロリットルをこえ10,000キロリットルまでについては、5,000キロリットルをこえるキロリットル数に対し 10,000キロリットルをこえ20,000キロリットルまでについては、10,000キロリットルをこえるキロリットル数に対し 20,000キロリットルをこえるキロリットル数については ②　化学成品・石油製品及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 ③　最低料金 ロ　危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの。）は イの20割以内を割増します。	6.50円 26.30円 上記料金の２割引 上記料金の４割引 上記料金の６割引 46,000円

	（２） 清掃検査	１槽につき 容量　1,000キロリットル以下 鉱油 動・植物油及び化学成品・石油製品等 容量1,000キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000キロリットル以下を増すごとに上記料金の３割を加算します。 ただし、 イ　特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。 ロ　前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。	 32,000円 37,000円
14 貨 物 の 現 状 検 査	（１） 外装 又は内装	検査個数 20個以下（外装、内装それぞれにつき） 20個を超える個数に対しては10個以下を増すごとに ただし、最低料金	 10,200円 1,340円 80,000円
	（２） 内容品	検査貨物の価額の0.7％以内とします。 ただし、最低料金	 80,000円
	（３） 裸かさ高品、 重量品、 車輌 （輸出自動車を除く。）等	検査個数　１個につき ただし、最低料金	7,900円 80,000円
	（４）輸出 貨物	イ　自動車 施検台数 （１）100台まで　（１台につき） （２）101台目から　300台まで　（１台につき） （３）301台目から　500台まで　（１台につき） （４）500台を超えるもの　（１台につき） ただし、最低料金 ロ　鋼材類 １トンにつき ただし、最低料金	 1,000円 600円 290円 130円 80,000円 58円 80,000円
	（５）個数により がたい貨物	100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600円 350円 80,000円

	上記(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。		
15. 製品検査		検査貨物の価額の0.7％以内とします。 ただし、 イ　最低料金 ロ　分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用を別途申し受けます。	 84,000 円
16 原材料検査	（１）銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	１トンにつき ただし、最低料金	78 円 90,000 円
	（２）非鉄金属屑の品質又は規格検査	１トンにつき ただし、最低料金	297 円 90,000 円
	（３）木材の品質又は規格検査	１トンにつき ただし、最低料金	326 円 90,000 円
	（４）その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の0.7％以内とします。 ただし、最低料金	 90,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
17 見本（試料）採取	（１）鉄鉱石及び石炭類	１トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 90,000 円
	（２）非鉄鉱物	１トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 90,000 円
	（３）非金属鉱物	１トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 90,000 円
	（４）各種金属類	１トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 90,000 円
	（５）食品類等	１トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 90,000 円
	（６）肥料類	１トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 90,000 円

	（７）液体貨物（L．P．G．液化ガスを含む）	イ　船舶油槽（１槽につき） ただし、 （１）　同時に３槽以上にわたり採取した場合は３槽目から１槽につき	11,100円 7,600円
		（２）最低料金 ロ　陸上油槽（１槽につき） ただし、同時に２槽以上にわたり採取した場合は２槽目から１槽につき ハ　容器入（１個につき） ただし、最低料金	32,000円 32,000円 17,600円 400円 34,000円
	（８）その他の貨物	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	 90,000円
	ただし、 イ　特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の５割増とします。 ロ　危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は20割以内を割増します。 ハ　分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000円以内
18 封印及び解封検査	（１）封印検査	イ　本船 封印１個につき ただし、最低料金 ロ　機帆船 １隻につき ただし、 (1)　同時に３隻以上を検査した場合は３隻目から１隻につき (2)　最低料金 ハ　上記イ及びロ以外 封印１個につき ただし、最低料金	 860円 40,000円 14,000円 8,800円 40,000円 860円 40,000円
	（２）解封検査	封印検査料金の３割減とします。 ただし、最低料金	 35,000円

② 割増料金

種　　目	内　　容	割増率又は金額
（1）半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
（2）深夜作業	21時30分から５時までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　6,750円
（3）早朝作業	５時から８時30分までの間における作業、ただし深夜から引続きの場合は(2)によります。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
（4）土曜日作業	12時30分から16時30分までの間における作業。なお、８時30分から12時30分までの間における作業割増は適用外として、８時30分～16時30分以外については（1）、（2）及び（3）の適用になります。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
（5）日曜日･祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ　８時30分から21時30分までの間における作業 ロ　21時30分から８時30分までの間における作業	イ　毎４時間以内につき １人あたり　18,000円 ロ　毎４時間以内につき １人あたり　27,000円
（6）荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の１割増
（7）防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の５割増以内
（8）冬季作業	北海道内において12月１日から翌年３月31日までの間に作業した場合	基本料金の３割増

③ 諸料金

イ　待機料金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受けます。

毎４時間以内につき　‥‥‥

ニ　個別に協議して定める料金

A　基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B　天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間に限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C　本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

④　消費税及び地方消費税の加算

イ　消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

鑑定・検査別掲料金

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

（１）出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

①　往復に要する日数、毎１日につき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21,100円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13,100円

②　新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は

それぞれ毎１日につき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

9）検量料

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL 03-3552-1241

（1）適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

（2）料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物　　（1トンにつき 単位円）

品　　目	金　　額
一 般 貨 物	238.20

（注） 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物　　（1トンにつき 単位円）

品目				金額
一 般 貨 物				196.50
特定貨物	元地袋入	穀類		226.90
		ふすま・魚粉等		340.90
	撒揚袋詰め穀飼類			173.60
	棉花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準じるもの		538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		302.90
	冷凍品・冷蔵品			379.10
	銑鉄			123.80
	鉄屑・非鉄金属鉱石			147.10
	木材 水面貨物	南洋材		172.00
		米材・ニュージーランド材・チリー材		220.10
		北洋材		294.00
	木材 陸上貨物	南洋材		273.60
		米材・ニュージーランド材・チリー材		292.60
		北洋材		340.60
	撒貨物	砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00
		穀飼類	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	47.00

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日･祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬　期　作　業	北海道地区において12月１日より翌年３月31日までの間に行う作業	基本料金の３割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ　３ヶ月以上の長期契約があること

ロ　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

ハ　１回当りの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量10万トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ　船積貨物　　（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金額
昼間（８時30分から16時30分まで）	2,823
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,391

ロ　陸揚貨物　　（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金額
昼間（８時30分から16時30分まで）	3,035
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,721

本料金は、昼間作業にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における１件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の４トン分に満たない場合に適用し、１件の請求額が４トンに満たない場合は、４トン分とします。

⑥　検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ　船積貨物検量証明書については、３通まで1,105円、４通目から１枚につき312円を申し受けます。

ロ　陸揚貨物検量証明書については、４通目から１枚につき 312 円を申し受けます。

⑦　検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、１枚につき312円を申し受けます。

⑧　分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40銭
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35銭

⑨　消費税及び地方消費税の加算

イ　消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

⑩　料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって１トンとみなします。

⑪　その他

イ　特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災・海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ロ　通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ　出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

二　委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船積・陸揚貨物検量別掲料金

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

１．検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

①　出張料金

イ　都・市内（船積貨物検量指定場所以外）１場所１回につき　‥‥‥‥‥‥‥‥　1,560円

ロ　事業所所在地以外の地域

往復に要する日数　毎１日１口につき　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　19,500円

ただし、出発及び帰着の日は夫々　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合　毎１日１口につき　‥‥　9,800円

②　宿泊料（日当を含む）１日につき　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　17,000円

③　交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　実費

２．特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として、50,000 円以上を申し受けます。

◎日本穀物検定協会

（平成７年８月12日実施）

１．検量料金（１トンにつき）

港湾福利分担金１トンにつき40銭及び
労働安定基金１トンにつき35銭を含む

（１）撒穀飼類　（イ）トラックスケールによる場合 …… 150.85円
（ロ）ホッパースケールによる場合 …… 67.75円
但し吸揚機１基当りの時間当り公称能力（計量能力）
400トン以上の大型サイロについては …… 60.55円
とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等

（２）撒揚袋詰穀飼類 …… 174.35円
とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等

（３）元地袋入穀類 …… 227.65円
飼料原料用穀類（とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等）
油脂原料用穀類（大豆、綿実、ゴマ等）
食品用穀類（大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等）

（４）元地袋入ふすま、魚粉等 …… 341.65円
ペレット類
ミール類（Feather meal, Ground Nuts meal, Soybean meal, Cobmeal, Fish meal, Fish scrap 等）（但し汚染貨物を除く）
糟糠類（Bran, Pollard 等）
澱粉類（Tapioca Starch, Potato Starch 等）
乳脂類（Milk 等）

２．割増料金

種別	内容	割増率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日･祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬　期　作　業	北海道地区において12月１日より翌年３月31日までの間に行う作業	基本料金の３割増

３．諸料金

（１）待機料金　（１口１時間につき）

昼間	3,035 円
半夜	4,721 円

（注）昼間とは、８時30分から16時30分までの間をいいます。
半夜とは、16時30分から21時30分までの間をいいます。

（２）検量証明書発行手数料

（イ）検量証明書　３通まで …… 無料
４通目から１枚につき …… 312円

（ロ）検量明細書　１枚につき …… 312円

（３）検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

（イ）出張料金

往復に要する日数　毎１日１口につき …… 19,500円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ …… 9,800円
隣接地及び日帰地方出張の場合　毎１日１口につき …… 9,800円

（ロ）宿泊料（日当を含む）１日につき …… 17,000円

（ハ）交通費
- 乗車賃　片道100キロメートル未満 …… 普通料金
- 片道100キロメートル以上 …… グリーン料金又は１等料金特急、急行を使用した場合は、特急料金、急行料金を申し受けます。
- 乗船賃 …… グリーン料金又は１等料金
- 舟車賃 …… 実費

（４）能率不良貨物でトン数により難い場合は実費を申し受けます。

１人１日当り（実働７時間） …… 50,000 円以上とします。
ただし、半日に満たない場合、又は小ロットの場合は１件につき25,000円申し受けます。

４．料金の計算方

（１）重量は1,000キログラムをもって１トンとし、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

（２）基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金をそれぞれ基本料金とします。

（３）割増料金が重複する場合には、基本料金表にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの料金を合算します。

12. 液状化等物質運送許容水分値測定手数料及び液状化等物質水分測定手数料並びに旅費

１．液状化等物質運送許容水分値測定手数料

イ　基本料金

（１）フローテーブル法による測定１件につき　…… 37,200円

（２）貫入法による測定１件につき　…… 95,600円

ロ　測定表等交付料

（１）液状化等物質運送許容水分値測定表交付料

３通まで　…… 無料

４通以上１通につき　…… 342円

（２）英訳書交付料

３通まで　…… 無料

４通以上１通につき　…… 342円

２．液状化等物質水分測定手数料

イ　基本料金

（１）集積区分数が４以下

500トンまで　…… 21,500円

500トンを超えるトン数については

１トンにつき　…… 39円

ただし、60,500円を限度とするものとする。

（２）集積区分数が５以上

60,500円に５以上の１集積区分につき　…… 17,800 円

を加算する。

ロ　時間外割増料金

16時30分より21時30分まで　１時間につき　…… 1,953円

21時30分より５時まで　１時間につき　…… 2,344円

５時より８時30分まで　１時間につき　…… 1,953円

８時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の１月３日（前記の日を除く））に限る。）

１時間につき　…… 1,953円

ハ　測定表等交付料

（１）液状化等物質水分値測定表交付料

３通まで　…… 無料

４通以上１通につき　…… 342円

（２）英訳書交付料

３通まで　…… 無料

４通以上１通につき ・・・

13. 液状化等物質積付検査手数料及び旅費

１．液状化等物質積付検査手数料

イ　基本料金

１船につき500トンまで　…… 28,570円

500トンを超えるトン数については10トン又はその端数につき　…… 363円

ロ　時間外割増料金

16時30分より21時30分まで　１時間につき　…… 1,953円

21時30分より５時まで　１時間につき　…… 2,344円

５時より８時30分まで　１時間につき　…… 1,953円

８時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の１月３日（前記の日を除く））に限る。）

１時間につき　…… 1,953円

ハ　液状化等物質積付検査証等交付料

（１）液状化等物質積付検査証交付料

３通まで　…… 無料

４通以上１通につき　…… 342円

（２）英訳書交付料

３通まで　…… 無料

４通以上１通につき　…… 342円

２．旅費

イ　日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合）

１日につき　…… 2,000円

ロ　宿泊料　１日につき　…… 10,700円

ハ　交通費　…… 実費

14. 危険物積付検査に関する手数料及び旅費

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

１．危険物船舶積付検査手数料

１　基本料金

イ　コンテナ詰されている場合

コンテナ１個につき　・・・

4　旅費

イ　日当（検査事業所所在地より片道 80 キロメートル以上の地域に出張した場合）

1 日につき　…… 2,000円

ロ　宿泊料　1 日につき　…… 10,700円

ハ　交通費　…… 実費

15.危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費

１．危険物コンテナ収納検査手数料

① 基本料金

コンテナ１個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数100個までを 24,000 円とし、100個を超える個数については10個又はその端数につき 380 円を加算した額とし、44,140 円を限度とするものとする。

ただし、

イ オンライン申請システムで利用して申請する場合は、コンテナ１個につき 3,000 円を割引く。

ロ 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村（政令指定都市の場合は同一区）の検査場所で、過去１年間（暦年ベース以下同じ）に検査したコンテナ数又は過去２年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

① 過去１年間に検査したコンテナ数又は過去２年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上1,000個未満の場合は、コンテナ１個につき、2,500円を割り引く。

② 過去１年間に検査したコンテナ数又は過去２年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が1,000個以上の場合は、コンテナ１個につき、4,500円を割り引く。

② 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで	１時間につき	……	2,600 円
21時30分より５時まで	１時間につき	……	3,900 円
５時より８時30分まで	１時間につき	……	2,600 円
休日割引（終日）	１時間につき	……	2,600 円

※日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の１月３日（前記の日を除く））に限る。なお、８時 30 分より前と 16 時 30 分より後は、上記の時間外割増料金も適用する。

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

３通まで	……	無料
４通以上１通につき	……	340 円

ロ 英訳書交付料

３通まで	……	無料
４通以上１通につき	……	340 円

④ 旅費

イ 日当（検査事業所所在地より片道80km 以上の地域に出張した場合）

１日につき	……	2,000円

ロ　宿泊料　１日につき　……　10,700円

ハ　交通費　……　実費

16. 分析料

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

１．この分析料金表に揚げた料金は普通料金です。

２．日時指定など，特にお急ぎの場合には割増料金（規定料金の 10 割以内）を申し受けます。

３．分析･試験を早朝･夜間･休日等に行うとき，また，宿泊を要する場合には必要経費を加算させて頂く場合があります。

４．原則として、現地調査･サンプル採取･調査報告などで出張を伴う場合には，出張費として 35,000 円/半日･人および交通費･宿泊費の実費を申し受けします。

５．分析･試験のための試料調製、前処理などを要する場合は別途料金を申し受けます。（例えば，粉砕･切削･研磨などの試料調製や灰化･抽出･分離などの前処理）

６．分析･試験に特殊な手段を要するとき，また，高価な試薬を必要とするときは，規定料金に実費を加算することがあります。ただし，このような場合にはその都度ご相談のうえ，取り決めます。

７．表中に記載のない分析･試験･解析･評価については，ご相談ください。

８．同種の試料を多数依頼される場合には，別途相談ください。

９．分析証明書は１部発行します。原則として事務手数料 3,000 円を申し受けます。ただし，事前に部数をご指定いただければ３部までは所定の手数料で発行いたします。３部以上の場合は１部につき、1,000 円を申し受けます。

１０．原則として、分析証明書・試験報告書を英文・和文の両方で作成する場合は追加で 3,000 円を申し受けます。

１１．再発行の場合は、再発行料として 3,000 円を申し受けます。

１２．消費税

（１）消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

１．無機分析（一般項目）

一般項目		単価	Item（英名）
1-01	一般元素	9,400 円～	General elements
1-02	金	15,000 円～	Gold (Au)
1-03	銀	15,000 円～	Silver (Ag)
1-04	白金	15,000 円～	Platinum (Pt)
1-05	セレン	15,000 円～	Selenium (Se)
1-06	テルル	15,000 円～	Tellurium (Te)
1-07	フッ素	15,000 円～	Fluorine (F)
1-08	水銀	15,000 円～	Mercury (Hg)
1-09	希土類	18,000 円～	Rare earths
1-10	ニオブ	18,000 円～	Niobium (Nb)
1-11	タンタル	18,000 円～	Tantalum (Ta)
1-12	ジルコニウム	18,000 円～	Zirconium (Zr)
1-13	ハフニウム	18,000 円～	Hafunium (Hf)
1-14	ホウ素	18,000 円～	Boron (B)
1-15	ゲルマニウム	18,000 円～	Germanium (Ge)
1-16	ウラン	20,000 円～	Uranium (U)
1-17	トリウム	20,000 円～	Thorium (Th)
1-18	その他特殊元素	20,000 円～	Special elements
1-19	定性分析	30,000 円～	Qualitative analysis
1-20	水分（乾燥法）	5,500 円～	Moisture by drying method
1-21	ふるい分け試験	—	Sieve test
	ふるい３枚まで	10,000 円～	Base cost
	４枚以上１枚につき	2,500 円～	For every additional screen
1-22	かさ密度（かさ比重）	25,000 円～	Bulk density,Bulk specific gravity
1-23	イオンクロマトグラフ（１成分につき）	15,000 円～	Ion Chromatography
1-24	X 線回折	30,000 円～	X-ray Diffractometry
1-25	蛍光 X 線分析	—	X-ray Fluorescence Spectrometry
	定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
	定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-26	プラズマ発光分光分析（ICP-AE）	—	Plasma Emission Sepctrometry
	定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
	定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-27	X線マイクロ分析（EDS）	—	Energy Dispersive X-ray Micro Analysis
	定性分析（半定量分析）	30,000 円～	Base cost
	同一試料での追加：１測定点につき	10,000 円～	For every additional visual field
1-28	走査電子顕微鏡	—	Scanning Electron Microscope
	観察，写真撮影１視野	25,000 円～	Base cost
	１視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field
1-29	光学顕微鏡	—	Optical Microscope
	観察，写真撮影１視野	18,000 円～	Base cost
	１視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field

2．固体燃料分析（石炭・コークス・バイオマス等）

石炭・コークス・バイオマス等		単価	Item（英名）
2-01	全水分	5,500 円～	Total moisture
2-02	湿分	5,500 円～	Adherent moisture
2-03	工業分析	-	Proximate analysis
	水分	5,500 円～	Inherent moisture
	灰分	7,500 円～	Ash
	揮発分	8,000 円～	Volatile matter
	固定炭素	(21,000 円～)	Fixed carbon
2-04	元素分析	-	Ultimate analysis
	灰分（注）	7,500 円～	Ash
	炭素	13,000 円～	Carbon
	水素	13,000 円～	Hydrogen
	窒素	9,400 円～	Nitrogen
	全硫黄	9,400 円～	Toral sulfer
	不燃性硫黄	18,000 円～	Noncombustible sulfer
	酸素	75,800 円～	Oxygen
2-05	発熱量	9,400 円～	Calorific value
2-06	るつぼ膨張試験（粘着性）	9,000 円～	Crucible Swelling-Button method
2-07	粉砕性試験	25,000 円～	Hardgrove grindability index
2-08	流動性試験	35,000 円～	Plastic properties-Gieseler plastometer method
2-09	灰の溶解性試験（酸化性雰囲気）	26,000 円～	Fusibility of Ash ……Oxidizing atmosphere
2-10	灰の溶解性試験（還元性雰囲気）	38,000 円～	Fusibility of Ash ……Reducing atmosphere
2-11	気孔率	40,000 円～	Porosity
2-12	灰の組成分析 ……1 成分につき	9,400 円～	Composition of Ash
2-13	全りん	9,400 円～	Total phosphorus
2-14	全塩素	15,000 円～	Total chlorine
2-15	付着塩分	9,400 円～	Salt adhered
2-16	灰の調整（石炭）	8,600 円～	Preparation of ash(Coal)
2-17	灰の調整（石油コークス）	30,000 円～	Preparation of ash(Petroleum cokes)
2-18	灰の調整（バイオ燃料）	20,000 円～	Preparation of ash(Biofuel)

3．ケミカル・有機工業薬品

分析項目		単価	英名
3-01	密度，比重	－	Density, Specific gravity
	振動密度計	5,500 円	Vibration densitometer
	浮きばかり	7,000 円	Hydrometer
	ピクノメータ	7,000 円	Pycnometer
	酒精度，アルコール度数	7,000 円	Alcohol degree
	ブリックス度	7,000 円	Brix degree
	ハバード法	20,000 円	Harvard method

分析項目		単価	英名
	かさ密度	20,000 円	Bulk density
	密度補正係数	25,000 円	Density conversion factor
	容量補正係数	25,000 円	Volume conversion factor
	蒸気密度	30,000 円	Vapor density
3-02	色	－	Color
	Pt-Co 色	6,000 円	Platinum - cobalt scale (Pt-Co)
	ASTM 色	6,000 円	ASTM color scale
	Saybolt 色	6,000 円	Saybolt color scale
	Gardner 色	8,000 円	Gardner color scale
	加熱色	10,000 円	Color after heating
3-03	水分	－	Water, Moisture
	KF 法	7,000 円	Karl Fischer titration
	加熱乾燥法	9,000 円	Drying method
	蒸留法	9,000 円	Distillation method
	加熱気化-KF 法	9,000 円	Heat-evaporation method
3-04	塩分	－	Chloride
	塩分 無機塩素, 比濁法,導電率法 原油滴定法	 15,000 円 20,000 円	 Inorganic chloride Salt by potentiometric titration
	全塩素分 （微量電量滴定法）	15,000 円	Total chloride
	有機塩素 （ソジウムビフェニル法）	25,000 円	Organic chloride
	電位差沈澱滴定法 （硝酸銀滴定法）	15,000 円	Potentiometry
	イオンクロマト	15,000 円	Ion chromatography
	イオン電極	10,000 円	Ion elctrode
3-05	蒸留試験	－	Distillation
	常圧蒸留	8,000 円	Atmospheric distillation
	水蒸気蒸留	15,000 円	Steam distillation
	減圧蒸留	28,000 円	Vacuum distillation
	ＧＣ法（～538℃）	30,000 円	Distillation by GC-ASTMD2887
	ＧＣ法-原油（～720℃）	50,000 円	Distillation by GC-ASTMD7169
3-06	酸価・アルカリ価・中和価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrarity
	電位差滴定法	10,000 円	Potentiometry
	加熱後の酸価 （指示薬滴定法）	12,000 円	Acidity after heating
3-07	硫黄分	－	Sulfur
	比濁法	10,000 円	Turbidmetry
	沈澱重量法	12,000 円	Precipitation gravimetry
	微量電量法	10,000 円	Coulometry
	蛍光紫外法	10,000 円	Ultraviolet fluorescence method
	ボンベ法	35,000 円	Bomb method
	亜硫酸定性	10,000 円	Sodium sufurous
3-08	ガスクロ分析	－	Gas chromatography

分析項目		単価	英名
	ガスクロマトグラフィー	20,000 円	FID, TCD, ECD, FPD, NPD, SCD
	ガスクロ質量分析 (GC-MS)	55,000 円	Gas chromatography-Mass spectrometry
	熱分解法 GC-MS	70,000 円	Pyrolysis GC-MS
	固相抽出-GC-MS	80,000 円	GC-MS (Solid-phase extraction)
	GC/GC-TOF/MS	100,000 円～	GC/GC-TOF/MS
3-09	純度	10,000 円～	Purity
3-10	水溶性	7,000 円	Water solubility, Water miscibility
3-11	不揮発分	7,000 円	Non-volatile matter
3-12	臭い	7,000 円	Odor
3-13	過マンガン酸カリウム試験	7,000 円	Permanganate test
3-14	硫酸着色試験	10,000 円	Acid wash color
3-15	灰分	7,000 円	Ash
3-16	インヒビター	10,000 円	Inhibitor
3-17	ポリマー	10,000 円	Polymer
3-18	pH	6,000 円	pH
3-19	電気伝導度	8,000 円	Electric conductivity
3-20	不ケン化物	20,000 円～	Non-saponificated matter
3-21	沸点 (平衡還流法)	12,000 円	Boiling point
3-22	融点 (試験管法)	15,000 円	Melting point (Testing tube method)
3-23	融点 (熱分析法)	20,000 円	Melting point (Thermal analysis)
3-24	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
3-25	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
3-26	溶媒不溶分 (ろ過法)	10,000 円	Suspented matter (Filtration method)
3-27	UV 吸収, 光学密度	10,000 円	Ultraviolet absorption
3-28	カルボニル価	15,000 円	Carbonyl value
3-29	エステル価	25,000 円	Ester value
3-30	ケン化価	20,000 円	Saponificaion value
3-31	水酸基価	30,000 円～	Hydroxyl value
3-32	アセチル価	30,000 円～	Acetyl value
3-33	ヨードホルム生成物質	15,000 円	Aldehyde, Ketone
3-34	アンモニア	10,000 円	Ammonia
3-35	過酸化物	10,000 円～	Peroxide
3-36	屈折率	6,000 円	Refractive Index
3-37	沈殿物・浮遊物 (フィルターろ過法)	10,000 円	Suspended matter (Filtration method)
3-38	アニリン点, 混合アニリン点	10,000 円～	Aniline point, Mixed aniline point
3-39	酸化安定度 (ボンベ法)	12,000 円	Oxydation stability
3-40	凝固点	10,000 円	Freezing poion
3-41	発火点	120,000 円	Ignition point
3-42	混濁度	7,000 円	Turbidily
3-43	金属	10,000 円～	Metal (ICP 発光分光, 原子吸光の項を参照)
3-44	ドクターテスト	15,000 円	Doctor test
3-45	ヒ素分析 (グッツァイト法)	15,000 円	Arsenic analysis
3-46	界面活性剤 (定性, 定量)	10,000 円～	Surfactant

分析項目		単価	英名
3-47	ガソリン混合試験	7,000 円	Miscibility with gasoline
3-48	界面張力	15,000 円	Surface tension
3-49	紫外線照射機	7,000 円	Ultraviolet irradiation
3-50	ガス検出	－	Gas detection
	ガス検知管（成分毎）	10,000 円	Gas detecting tube
	ガス検知メータ（成分毎）	10,000 円	Gas detecter
	異臭分析（定性分析）	70,000 円	Foreign odor (GC-MS)
3-51	液クロ分析	－	
	LC　カラムクロマト	50,000 円	Column chromatgraphy
	LC　イオン交換カラムクロマト	15,000 円	Ion-exchange chromatography
3-52	高速液体クロマトグラフィー	－	High performance lipuid chromatography
	高速液クロ（HPLC）	20,000 円～	HPLC
	サイズ排除クロマトグラフィー	30,000 円～	GPC, GFC
	分子量分布測定	70,000 円	Molecular weight distribution
3-53	イオンクロマトグラフィー	15,000 円	Ion chromatography
3-54	窒素	－	Nitrogen
	ケルダール法	15,000 円	Kjeldahl method
	揮発性塩基性窒素	10,000 円	Volatile base nitrogen
	化学発光法	10,000 円	Chemiluminescence
3-55	発火点	100,000 円	Ignition point
3-56	引火点	－	Flash point
	タグ密閉法	6,000 円～	TCC　(Tag closed tester)
	タグ開放法	6,000 円～	TOC　(Tag open cup)
	クリーブランド開放法	6,000 円～	COC　(Cleveland open cup)
	セタ密閉法	8,000 円～	SCC (Seta closed cup)
	セタ開放法	8,000 円～	SOC (Seta open cup)
	燃焼点	6,000 円～	Burning point,　Fire point
3-57	自動滴定装置	－	Auto titration
	分極滴定	10,000 円	Polarization titration
	沈澱滴定	10,000 円	Precipitation titration
	電気滴定	10,000 円	Electrometric titration
	電位差滴定	10,000 円	Potentiometric titration
	酸化還元滴定	10,000 円	Oxidation-reduction titration
3-58	赤外線吸収スペクトル分析	－	Infrared absorption spectrometry
	ATR 法	20,000 円	ATR method
	熱分解法	25,000 円	Pyrolysis IR
3-59	原子吸光光度計	－	Atomic absorption spectrometry
	フレーム	10,000 円	Flame method
	ファーネス	10,000 円	Furnace AAS (flame-less)
	還元気化法	15,000 円	Reduction volatilization method
	水素化法	15,000 円	Hydrogenation method
	水銀（金アマルガム法）	30,000 円	Mercury(Gold amalgam method)
3-60	発光分光光度計（ICP）	－	ICP spectrometry
	元素毎	10,000 円	Each element
	多元素同時分析	35,000 円	Simultaneous analysis
3-61	電子顕微鏡	－	Electron microscope

分析項目		単価	英名
	走査型電子顕微鏡（SEM）	25,000 円	Scanning electron microscope
	X線マイクロ分析（EDX）	25,000 円	Energy dispersive X-ray microanalyzer
3-62	光学顕微鏡	－	Optical microscope
	実体顕微鏡	7,000 円～	Stereomicroscope
	透過モード	15,000 円～	Transmission method
	落射モード	15,000 円～	Incident method (Dark/Bright field)
	位相差モード	15,000 円～	Phase contrast microscope
	微分干渉（ノマルスキー式）	15,000 円～	Differential interference contrast microscope
	偏光	15,000 円～	Polarization microscope
	共焦点顕微鏡	30,000 円～	Confocal microscope
3-63	熱分析	－	Thermal analysis
	熱重量-示差熱分析（TG-DTA）	25,000 円～	Thermogravimetry Differential scanning calorimeter
	示差走査熱量分析（DSC）	25,000 円～	differential thermal analysis
3-64	粘度	－	Viscosity
	動粘度（30℃～75℃）	7,000 円	Kinematic viscosity
	動粘度（20℃以下　又は 80℃以上）	11,000 円	Kinematic viscosity
	絶対粘度	12,500 円	Dinamic viscosity
	回転粘度計	15,000 円	Rotational viscometer
	振動粘度計	9,000 円	Oscillation viscometer
	粘度指数	19,000 円	Viscosity index

４．石油分析（揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく分析）

揮発油（ガソリン）		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-1-01	鉛	50 mL	13,500 円	○	○
4-1-02	硫黄分	20 mL	10,000 円	○	○
4-1-03	MTBE	10 mL	50,000 円	○	○
4-1-04	ベンゼン			○	○
4-1-05	灯油混入			○	○
4-1-06	メタノール			○	○
4-1-07	エタノール			○	○
4-1-08	酸素量			○	○
4-1-09	色	50 mL	3,000 円	○	○
4-1-10	実在ガム	100 mL	9,000 円	○	○
4-1-11	密度	20 mL	5,500 円	－	○
4-1-12	蒸留性状	150 mL	8,000 円	－	○
4-1-13	銅板腐食	50 mL	6,000 円	－	○
4-1-14	蒸気圧	100 mL	11,000 円	－	○
4-1-15	酸化安定度	100 mL	15,000 円	－	○
4-1-16	オクタン価	1,200 mL	45,000 円	－	○
合計　（消費税抜き）		1,850 mL		85,500 円	176,000 円

灯油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-2-01	硫黄分	20 mL	10,000 円	○	○
4-2-02	引火点	100 mL	6,000 円	○	○
4-2-03	色（セーボルト色）	50 mL	6,000 円	○	○
4-2-04	蒸留性状	150 mL	8,000 円	－	○
4-2-05	銅板腐食	100 mL	6,000 円	－	○
4-2-06	煙点	50 mL	10,000 円	－	○
合計 （消費税抜き）		470 mL		22,000 円	51,500 円

軽油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-3-01	硫黄分	20 mL	10,000 円	○	○
4-3-02	セタン指数	110 mL	1,000 円	○	○
4-3-03	蒸留性状	150 mL	8,000 円	○	○
4-3-04	トリグリセリド	10 mL	31,000 円	○	○
4-3-05	脂肪酸メチルエステル			○	○
4-3-06	引火点（PM 法）	150 mL	6,000 円	－	○
4-3-07	目詰まり点	50 mL	13,000 円	－	○
4-3-08	10%残留炭素	200 mL	13,000 円	－	○
4-3-09	動粘度	50 mL	7,000 円	－	○
4-3-10	流動点	50 mL	7,000 円	－	○
合計 （消費税抜き）		790 mL		55,500 円	101,500 円

*セタン指数の算出に密度（5,500 円）及び蒸留性状を実施いたします。

FAME 混合軽油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-4-01	硫黄分	20 mL	10,000 円	○	○
4-4-02	セタン指数	110 mL	1,000 円	○	○
4-4-03	蒸留性状（90%留出温度）	150 mL	8,000 円	○	○
4-4-04	トリグリセリド	10 mL	31,000 円	○	○
4-4-05	脂肪酸メチルエステル			○	○
4-4-06	メタノール	10 mL	32,000 円	○	○
4-4-07	酸価	50 mL	8,000 円	○	○
4-4-08	ギ酸，酢酸及びプロピオン酸	10 mL	22,000 円	○	○
4-4-09	酸価安定度	100 mL	40,500 円	○	○
4-4-10	引火点（PMCC 法）	150 mL	6,000 円	－	○
4-4-11	流動点	50 mL	7,000 円	－	○
4-4-12	10%残留炭素	200 mL	13,000 円	－	○
4-4-13	動粘度	50 mL	7,000 円	－	○
4-4-14	目詰まり点	50 mL	13,000 円	－	○
	合計 （消費税抜き）	960 mL		158,000 円	204,000 円

*セタン指数の算出に密度（5,500 円）及び蒸留性状を実施いたします。

重油		試料量	単価	強制規格	品質証明
4-5-01	硫黄分	10 mL	10,000 円	○	○
4-5-02	反応（無機酸）	100 mL	3,500 円	○	○
4-5-03	密度	20 mL	5,500 円	－	○
合計 （消費税抜き）		130 mL		13,500 円	19,000 円

５．石油分析（ISO 8217、船用燃料油 FO/MDO）

重油 （IS 08217）		試料量	単価	Item （英名）
5-1-01	動粘度 @50℃	50ml	7,000 円～	Kinematic viscosity
5-1-02	密度（振動式密度計法）	10ml	5,500 円～	Density
5-1-03	CCAI	―	1,000 円～	CCAI
5-1-04	硫黄分（励起法）	20ml	10,000 円～	Sulfur
5-1-05	引火点（PM）	150ml	6,000 円～	Flash point （PM）
5-1-06	硫化水素	50ml	25,000 円～	Hydrogen sulfide
5-1-07	酸価	100ml	8,000 円～	Acid number
5-1-08	残留炭素分 （ミクロ法）	10ml	6,000 円～	Micro carbon residue
5-1-09	流動点	100ml	7,000 円～	Pour point
5-1-10	水分（蒸留法）	100ml	9,000 円～	Water by distillation
5-1-11	灰分	10ml	7,000 円～	Ash
5-1-12	バナジウム	30ml	10,000 円～	Vanadium （V）
5-1-13	ナトリウム	30ml	10,000 円～	Sodium （Na）
5-1-14	アルミニウムおよびケイ素	30ml	23,500 円～	Aluminium plus silicon
5-1-15	カルシウム	30ml	10,000 円～	Calcium （Ca）
5-1-16	亜鉛	30ml	10,000 円～	Zinc （Zn）
5-1-17	リン	30ml	10,000 円～	Phosphorus （P）
5-1-18	トータルセジメント（TSP）	50ml	15,000 円～	Total sediment (potential)
5-1-19	トータルセジメント（TSA）	50ml	15,000 円～	Total sediment (accelerated)
2-1-20	トータルセジメント（TSE）	50ml	10,000 円～	Total sediment (existent)

ディーゼル燃料油 （ISO8217）		試料量	価格	Item （英名）
5-2-01	動粘度 @40℃	50ml	7,000 円～	Kinematic viscosity
5-2-02	密度（振動式密度計法）	10ml	5,500 円～	Density
5-2-03	セタン指数	110ml	14,500 円～	Cetane index
5-2-04	硫黄分（励起法）	20ml	10,000 円～	Sulfur (S)
5-2-05	引火点（PM）	150ml	6,000 円～	Flash point （PM）
5-2-06	硫化水素	50ml	25,000 円～	Hydrogen sulfide
5-2-07	酸価	100ml	8,000 円～	Acid number
5-2-08	実在トータルセジメント	50ml	10,000 円～	Total sediment (Potential)
5-2-09	酸化安定度	400ml	40,000 円～	Oxydation stability
5-2-10	脂肪酸メチルエステル	20ml	30,000 円～	Fatty acid methyl ester
5-2-11	10%残油の残留炭素分	200ml	13,000 円～	10% carbon residue
5-2-12	残留炭素分（ミクロ法）	5ml	6,000 円～	Micro carbon residue

5-2-13	曇り点	50ml	7,000 円～	Cloud point
5-2-14	流動点	50ml	7,000 円～	Pour point
5-2-15	外観	500ml	3,000 円～	Appearance
5-2-16	灰分	100ml	7,000 円～	Ash
5-2-17	潤滑性(HFRR)	20ml	40,000 円～	Lubricity (HFRR)

６．燃料分析

燃料分析		試料量	単価	Item（英名）
6-01	密度 （振動式密度計法）	20ml	5,500 円～	Density by density meter
6-02	密度 （ふひょう法）	500ml	7,000 円～	Density by hydrometer
6-03	API 度 @60°F（計算のみ）	20ml	1,000 円～	API gravity @60°F
6-04	外観	1,000ml	3,000 円～	Appearance
6-05	動粘度	50ml	7,000 円～	Kinematic viscosity
6-06	外観 （ヘイズレイティング）	1,000ml	3,000 円～	Appearance (Haze rating)
6-07	色（ASTM）	50ml	6,000 円～	Color
6-08	セタン価	4,000ml	60,000 円～	Cetane number
6-09	セタン指数（計算のみ）	－	1,000 円～	Cetane Index (4 Variable Equation)
6-10	セタン指数（測定込み）	110ml	14,500 円～	Cetane Index (including measurement of properties)
6-11	蒸留性状（常圧）	100ml	8,000 円～	Distillation
6-12	蒸留性状（GC 法）	10ml	25,000 円～	Biling range distribution by gas chromatography
6-13	引火点（PM）	150ml	6,000 円～	Flash-Point （PM）
6-14	硫黄分 （酸価分解･紫外蛍光法）	5ml	10,000 円～	Sulfur by UV Fluorescence1
6-15	硫黄分（励起法）	20ml	10,000 円～	Sulfur by EDX
6-16	曇り点	50ml	7,000 円～	Cloud point
6-17	目詰まり点（CFPP）	50ml	13,000 円～	Cold filter plugging point
6-18	流動点	50ml	7,000 円～	Pour point
6-19	10%残留炭素分 （コンラドソン法）	200ml	13,000 円～	Conradoson carbon residue on 10% distillation residue
6-20	10%残留炭素分 （ミクロ法）	200ml	13,000 円～	Micro carbon residue on 10% distillation residue
6-21	10%残留炭素分 （ラムスボトム法）	200ml	19,000 円～	Ramsbottom carbon residue on 10% distillation residue
6-22	灰分	100ml	7,000 円～	Ash
6-23	芳香族分および多環芳香族分（HPLC 法）	20ml	30,000 円～	Aromatic hydrocarbons (and Polyaromatic hydrocarbons) HPLC
6-24	芳香族分および多環芳香族分 （超臨界クロマト法）	20ml	50,000 円～	Aromatic hydrocarbons (and Polyaromatic hydrocarbons) SFC
6-25	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法) 密度、動粘度別	20ml	30,000 円～	Hydrocarbon typeanalysis

燃料分析		試料量	単価	Item (英名)
6-26	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法) 密度、動粘度込み	100ml	42,500 円～	Hydrocarbon typeanalysis
6-27	導電率	100ml	8,000 円～	Electric conductibity
6-28	銅板腐食試験	50ml	6,000 円～	Copper corrosion
6-29	潤滑性 (HFRR)	20ml	40,000 円～	Lubricity HFRR
6-30	強酸価 (指示薬法)	100ml	10,000 円～	Strong acid number (Color indicator)
6-31	酸価 (電位差滴定法)	40ml	8,000 円～	Acid number (Electric titration)
6-32	酸価 (指示薬法)	100ml	8,000 円～	Acid number(Color indicator titration)
6-33	全塩素	20ml	15,000 円～	Total chlorine
6-34	窒素分 (化学発光法)	20ml	10,000 円～	Nitrogen
6-35	酸化安定度	400ml	40,000 円～	Oxidation Stability
6-36	High temperature stability	500ml	25,000 円～	High temperature stability
6-37	きょう雑物	1,000m l	10,000 円～	Particulate matter
6-38	セジメント (抽出セジメント)	20ml	20,000 円～	sediment by extraction
6-39	セジメント (ろ過法)	100ml	9,000 円～	sediment by menblene filteration
6-40	水泥分	100ml	9,000 円～	Water and sediment
6-41	水分(KF 式, 電量滴定法)	20ml	7,000 円～	Water by coulometic titration
6-42	水分(KF 式, 容量滴定法)	20ml	7,000 円～	Water by volumetic Karl-Fisher titration
6-43	水分(蒸留法)	100ml	9,000 円～	Water by distillation
6-44	脂肪酸メチルエステル (FAME)	20ml	30,000 円～	FAME content
6-45	Filter blocking tendency (FBT)	350ml	30,000 円～	Filter blocking tendency
6-46	総発熱量	50ml	10,000 円～	Gross Caloric Value
6-47	真発熱量 (計算のみ)	50ml	1,000 円～	Net Caloric Value (calculation)
6-48	微生物試験	50ml	30,000 円～	Microbial Count
6-49	硫化水素	50ml	25,000 円～	Hydrogen sulfide

7．石油分析

7－1．ジェット燃料油

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91)		試料量	単価	Item (英名)
7-1-01	外観	50ml	3,000 円～	Visual appearance
7-1-02	色	100ml	6,000 円～	Colour
7-1-03	きょう雑物 (重量法)	4,000ml	10,000 円～	Particulate contamination
7-1-04	きょう雑物 (粒度分布)	100ml	28,000 円～	Particulate count (IP 565)
7-1-05	酸価	150ml	8,000 円～	Total acidity
7-1-06	芳香族 (蛍光指示薬法)	20ml	30,000 円～	Aromatics
7-1-07	全芳香族 (HPLC 法)	20ml	30,000 円～	Total aromatics
7-1-08	硫黄分	20ml	10,000 円～	Sulphur, total

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91)		試料量	単価	Item (英名)
7-1-09	メルカプタン硫黄分	20ml	10,000 円～	Sulphur, Mercaptan
7-1-10	ドクターテスト	20ml	15,000 円～	Doctor Test
7-1-11	蒸留性状	100ml	8,000 円～	Distillation
7-1-12	引火点	110ml	6,000 円～	Flash point
7-1-13	密度 @15℃	20ml	5,500 円～	Density at 15 ° C
7-1-14	析出点	50ml	10,000 円～	Freezing point
7-1-15	動粘度 @-20℃	50ml	11,000 円～	Viscosity at minus 20 ° C
7-1-16	煙点	50ml	10,000 円～	Smoke point
7-1-17	ナフタレン	10ml	10,000 円～	Naphthalenes
7-1-18	発熱量 (計算のみ)	－	1,000 円～	Specific energy (Calculation)
7-1-19	銅板腐食 @50℃, 3h	50ml	6,000 円～	Copper strip@50℃,3h
7-1-20	熱安定性 (JFTOT)	700ml	52,000 円～	Thermal stability (JFTOT)
7-1-21	実在ガム(空気法)	100ml	9,000 円～	Existent gum (Air)
7-1-22	実在ガム(水蒸気法)	100ml	20,000 円～	Existent gum (Steam)
7-1-23	水分離指数 (MSEP)	150ml	25,000 円～	Microseparometer (MSEP)
7-1-24	導電率	100ml	8,000 円～	Electrical conductivity
7-1-25	潤滑性 (BOCLE)	50ml	40,000 円～	Lubricity (BOCLE)
7-1-26	脂肪酸メチルエステル	10ml	68,000 円～	Fatty acid methyl ester(FAME)

７－２．成分分析

成分分析		試料量	単価	Petroleum component analysis
7-2-01	FIA 分析	20ml	50,000 円～	FIA analysis
7-2-02	PONA 分析	20ml	50,000 円～	PONA analysis
7-2-03	PIONA 分析	20ml	50,000 円～	PIONA analysis
7-2-04	SARA 分析 (TLC-FID)	20ml	55,000 円～	SARA analysis (TLC-FID)
7-2-05	SARA 分析 (カラムクロマト法)	20ml	50,000 円～	SARA analysis (Colomn Chromatography)
7-2-06	アスファルテン	20ml	14,000 円～	Asphaltenes
7-2-07	レジン	20ml	50,000 円～	Resin
7-2-08	ワックス	20ml	30,000 円～	Wax
7-2-09	トータルセジメント (実在)	50ml	10,000 円～	Total sediment (existent)
7-2-10	トータルセジメント (潜在)	50ml	15,000 円～	Total sediment (potential)
7-2-11	トータルセジメント (TSA)	50ml	15,000 円～	Total sediment (accelerated)
7-2-12	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度別	20ml	30,000 円～	Aromatics JPI method (HPLC) ※Excluding measurement of density and viscosity
	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法) 密度、動粘度込み	100ml	42,500 円～	Aromatics JPI method (HPLC) ※Including measurement of density and viscosity
7-2-13	芳香族分 (HPLC 法)	20ml	30,000 円～	Aromatics (HPLC)
7-2-14	芳香族分 (超臨界クロマト法)	20ml	50,000 円～	Aromatics by Suppercritical Fluid Chromatography
7-2-15	潤滑油中の石油分 (税関分析法)	20ml	60,000 円～	Petroleum content in lubrication oil
7-2-16	アニリン点	20ml	10,000 円～	Aniline point
7-2-17	環分析 (n-d-m 法)	200ml	30,000 円～	n-d-m method
7-2-18	有機塩素 (原油)	1,000ml	50,000 円～	Organic chloride in crude oil

7-2-19	重金属（鉛）	100ml	25,000 円～	Heavy metal （Lead）
7-2-20	重金属（ヒ素）	100ml	25,000 円～	Heavy metal （Arsenic）
7-2-21	ガスクロ蒸留（原油）	50ml	50,000 円～	Simulated distillation by GC （Crude oil）
7-2-22	スポットテスト（Cleanliness）	100ml	6,000 円～	ASTM D4740
7-2-23	スポットテスト（compatibility）	200ml	15,000 円～	ASTM D4740

７－３．潤滑油

潤滑油		試料量	単価	Item（英名）
7-3-01	酸価	40ml	8,000 円～	Acid value
7-3-02	塩基価	40ml	8,000 円～	Base number
7-3-03	引火点（COC 法）	160ml	6,000 円～	Flash point
7-3-04	軽油希釈率	50ml	30,000 円～	Gas Oil Diluent in Engine Oils
7-3-05	ガソリン希釈率	10ml	32,500 円～	Gasoline Diluent in Engine Oils
7-3-06	水分(KF 気化法)	20ml	9,000 円～	Water content(water vaporizer method)
7-3-07	ペンタン不溶分（A 法）	50ml	8,000 円～	Pentane insolubles
7-3-08	凝集ペンタン不溶分（B 法）	50ml	8,000 円～	Pentane insolubles
7-3-09	トルエン不溶分	50ml	8,000 円～	Toluene insolubles
7-3-10	動粘度@40℃	50ml	7,000 円～	Kinematic viscosity 40℃
7-3-11	動粘度@100℃	50ml	11,000 円～	Kinematic viscosity 100℃
7-3-12	粘度指数（粘度測定２点含む）	100ml	19,000 円～	Viscosity index
7-3-13	汚染度（質量法）	100ml	10,000 円～	Contaminants by gravimetric method
7-3-14	ISO コード	100ml	12,000 円～	ISO code

７－４．アスファルト・ピッチ・クレオソート油

アスファルト･ピッチ･クレオソート油		試料量	単価	Item （英名）
7-4-01	軟化点（環球式）	100g	15,000 円～	Softning point
7-4-02	引火点	200g	9,000 円～	Flash point
7-4-03	密度 @15℃	100g	20,000 円～	Density at 15 ° C
7-4-04	トルエン不溶分	50g	10,000 円～	Toluene insolubles
7-4-05	キノリン不溶分	50g	15,000 円～	Quinoline insolubles
7-4-06	蒸留試験	300g	14,000 円～	Distillation
7-4-07	ワックス	300g	30,000 円～	Wax content
7-4-08	固定炭素	50g	20,000 円～	Fixed carbon
7-4-09	コークス残分	50g	25,000 円～	Cokes rersidue

８．異物・付着物

異物・付着物		試料量	単価	Item （英名）
8-01	光学顕微鏡観察	1ml	10,000～ 30,000 円	Optical Microscope
8-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	20,000 円～	Infrared absorbance spectrometry
8-03	走査型電子顕微鏡-EDX 分析	1ml	25,000 円～	SEM-EDX analysis
8-04	熱分析（TG-DTA, DSC）	1ml	25,000 円～	Thermal analysis

8-05	X線回折	2ml	30,000 円～	X-ray Diffraction
8-06	ICP 分析（金属分析等）	20ml	35,000 円～	ICP analysis
8-07	溶解性試験	10ml	20,000 円～	Solubility test
8-08	pH，酸性度・アルカリ性度	20ml	10,000 円～	pH, Acid and alkali
8-09	ガスクロマトグラフ分析	5ml	20,000 円～	Gas chromatography
8-10	ガスクロマトグラフィー質量分析	5ml	55,000 円～	Gas chromatography - Mass spectromety
8-11	GC×GC-TOFMS 分析	5ml	100,000 円～	GC×GC Time of Flight Mass Spectrometry
8-12	高速液体クロマトグラフィー	5ml	30,000 円～	High performance chromatography
8-13	異臭分析	10ml	80,000 円～	Foreign odor analyss
8-14	可視紫外線吸収スペクトル分析	10ml	10,000 円～	Spectrophotometry
8-15	蛍光スペクトル分析	10ml	15,000 円～	Fluoresence spectrometry
8-16	前処理各種	10ml	10,000 円～	Pretreatment
8-17	諸経費 （データ解析・報告書作成等）	0ml	分析費用の 30%	Overhead costs

９．脂肪酸メチルエステル（FAME）

脂肪酸メチルエステル（FAME）		試料量	単価	Item（英名）
9-01	エステル分	20ml	15,000 円～	FAME content
9-02	密度@15℃	20ml	5,500 円～	Density
9－03	動粘度@40℃	50ml	7,000 円～	Kinematic viscosity
9-04	引火点	150ml	6,000 円～	Flash point (PM)
9-05	硫黄分	20ml	10,000 円～	Sulfur (S)
9-06	10%残油の残留炭素分	220ml	40,000 円～	10% carbon residue
9-07	セタン価	30,000ml	75,000 円～	Cetane number
9-08	硫酸灰分	80ml	10,000 円～	Sulfated ash
9-09	水分	100ml	7,000 円～	Water
9-10	固形不純物	500ml	10,000 円～	Total contamination
9-11	銅板腐食試験@50℃，3h	50ml	6,000 円～	Copper strip corrosion
9-12	酸化安定性	10ml	40,500 円～	Oxidation stability
9-13	酸価	50ml	8,000 円～	Acid value
9-14	ヨウ素価	10ml	12,000 円～	Iodine value
9-15	リノレン酸メチル	5ml	15,000 円～ （注１）	Linolenic acid methyl ester
9-16	メタノール	15ml	15,000 円～	Methanol
9-17	モノグリセライド，ジグリセライド，トリグリセライド，遊離グリセリン，全グリセリン	5ml	25,000 円～	Mono-, Di-, Tri-glyceride, Free-, Totak-glycerol
9-18	金属（Na+K）	10ml	20,000 円～	Metals (Na+K)
9-19	金属（Ca+Mg）	10ml	20,000 円～	Metals (Ca+Mg)
9-20	りん	5ml	10,000 円～	Phosphprus
9-21	低温流動性(注２)	50ml	22,500 円～	Cloud point, CFPP, Pour point

脂肪酸メチルエステル（FAME）		試料量	単価	Item（英名）
9-22	多価不飽和脂肪酸	5ml	38,000 円～	Polyunsaturated (≥ 4 double bonds) methyl esters

注１） エステル分を測定する場合は、リノレン酸メチルの費用はかかりません。

注２） 低温流動性は，当事者間の合意で実施します。一例として，試料を使用してＢ５軽油を調整後に流動点および目詰まり点（CFPP)を実施する場合の料金を記載します。

１１．消防法危険性評価

第４類関連 （引火性液体）		試料量	単価	備考
11-01	液状確認 （1 点）	100ml	10,000 円	
11-02	引火点 （タグ密閉法）	200ml	40,000 円	
11-03	引火点 （セタ密閉法）	50ml	40,000 円	
11-04	引火点 （クリーブランド開放法）	300ml	40,000 円	
11-05	動粘度	500ml	30,000 円	引火点と同温度で測定
11-06	燃焼点	200ml	50,000 円	
11-07	可燃性液体量	100ml	120,000 円～	成分組成が既知の場合は省略可
11-08	沸点	200ml	35,000 円	
11-09	発火点	50ml	80,000 円	
11-10	水溶性	100ml	10,000 円	
第２類関連 （引火性固体）		試料量	単価	備考
11-11	引火点 （セタ密閉法）	50g	40,000 円	
11-12	小ガス炎着火試験	100g	30,000 円	

指定可燃物関連 （可燃性液体，可燃性固体）		試料量	単価	備考
11-13	引火点 （セタ密閉法）	50ml,g	40,000 円	
11-14	融点	50ml,g	30,000 円	
11-15	発熱量	50ml,g	40,000 円	

１２．油脂および油脂原料

分析項目		単価	英名
12-01	油分	7,000 円	Oil content
12-02	脂肪 （粗脂肪）	7,000 円	Crude fat
12-03	水分	－	Moisture
12-04	カールフィッシャー法	7,000 円	Karl Fischer titration
12-05	加熱乾燥法	9,000 円	Drying method
12-06	糖分	－	Sugar
	全糖分	15,000 円	Total sugar
	転化糖	15,000 円	Invert sugar
	還元糖分	30,000 円	Reducing sugar
	糖度	10,000 円	Polarization
	デンプン	9,000 円	Starch
12-07	繊維 （粗繊維）	9,000 円	Crude fiber

分析項目		単価	英名
12-08	窒素化合物	－	Nitrogen component
	タンパク質 （粗タンパク質）	6,000 円	Crude protein
	窒素	6,000 円	Nitrogen
	アンモニア態窒素	7,000 円	Ammonia nitrogen
	アンモニア	10,000 円	Ammonia
	尿素	10,000 円	Urea
	ホルマリン	10,000 円	Formalin
12-09	可溶性無窒素物 ＝水分＋粗タンパク質＋粗脂肪 ＋祖繊維＋祖灰分	25,000 円	Nitrogen free extract
12-10	灰分	7,000 円	Ash
12-11	塩分	15,000 円	Chloride
12-12	酸価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrarity
12-13	水溶性酸価	10,000 円	Water soluble acids
12-14	遊離脂肪酸	10,000 円	Free fatty acids of extracted oil
12-15	脂肪酸組成	35,000 円	Fatty acid component
12-16	引火点	6,000 円	Flash point
12-17	燃焼点	6,000 円	Burning point, Fire point
12-18	凝固点	10,000 円	Freezing poion
12-19	屈折率	6,000 円	Refractive Index
12-20	動粘度		Kinematic viscosity
	30℃～75℃	7,000 円	
	20℃以下　又は 80℃以上	11,000 円	
12-21	エステル価	25,000 円	Ester value
12-22	ケン化価	20,000 円	Saponification value
12-23	不ケン価物	20,000 円～	Non-saponificated matter
12-24	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
12-25	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
12-26	水酸基価・アセチル価	30,000 円～	Hydroxyl value
12-27	過酸化物	10,000 円	Peroxide
12-28	ふるい分け試験	－	Sieve test
	ふるい３枚まで	10,000 円	Base cost
	４枚以上１枚につき	3,000 円	For every additional screen
12-29	色	－	Color
	ガードナー色	6,000 円	Gardner color scale
	ロビボンド色	10,000 円	Lovibond color
12-30	金属	－	Metal
	ヒ素	15,000 円～	Arsenic
	水銀	15,000 円～	Mercury
	リン	10,000 円～	Phosphorous
	カリウム	10,000 円～	Potasium
	ナトリウム	10,000 円～	Sodium
	カルシウム	10,000 円～	Calsium

17. 輸出貨物船積料

（平成 26 年 4 月 1 日届出・実施）

Ⅰ．適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１）上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合（A）

１トンにつき　単位円）

品目			船積料金	分担金等	はしけ内荷捌料金	合計
ユニタイズ貨物	パレタイズ貨物		4,701.00	18.75	66.00	4,785.75
	ノックダウン自動車・完成車（重量５トン未満且つ容積20トン未満のもの）		4,306.00	18.75	133.00	4,457.75
包装品	カートン ケース クレート	雑貨類 機械類（１個当り５トン未満のもの）	6,060.00	18.75	133.00	6,211.75
		機械類（１個当り５トン以上のもの）	5,596.00	18.75	133.00	5,747.75

（注）（１）本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下消費税法等に基づく税率以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

（２）本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

（２）上屋入れよりバンニングの上、ＣＹ渡しの場合（E）

（１トンにつき　単位円）

品目	船積料金	分担金等	合計
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520.00	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類(１個当り５トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480.00	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(１個当り５トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632.00	10.50	4,642.50

（注）（１）本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下消費税法等に基づく税率以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

（２）本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、ＣＹまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

（3）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 上屋入れよりバンニングの上ＣＹ渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上ＣＹへ移送するまでの作業

（4）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は1トン分とします。

3．分担金等

区分	金額	
	上屋入れより はしけ取り・本船積の場合	上屋入れより バンニングの上ＣＹ渡しの場合
(1) 港湾福利分担金	9円20銭	4円80銭
(2) 港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭
(3) 労働安定基金	8円05銭	4円20銭

4．消費税の加算

（1）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（2）上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

5．料金の計算方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

６．その他

（１）本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

（２）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（３）次の費用については実費を申し受けます。

① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

② 上屋入れよりバンニングの上ＣＹ渡しの場合のＣＹまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

③ 委託者の要求により、少量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用

④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

（４）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り決め又は、慣習によります。

18. 船積貨物固定区画料金表

（本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。）

（平成 26 年 4 月 1 日実施）

Ⅰ．適用範囲

この船積貨物固定区画料金は、船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

品　　目	セキュアリング	作　業　標　準
コ　ン　テ　ナ	1 個につき　3,262 円	ラッシング及びショアリング
ノ　ッ　ク　ダ　ウ　ン　自　動　車	1 ﾄﾝにつき　251 円	ラッシング及びショアリング
雑　貨　類　・ 機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）	〃　426 円	ラッシング及びショアリング
機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）	〃　333 円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）	〃　214 円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル（口径 12 インチ以上のもの）	〃　269 円	ラッシング及びショアリング
小　型　車　輌	1 台につき　1,196 円	ロープ又はゲージワイヤーによる 4 点ラッシング

（注）上記基本料金はチェンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

（1）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

① ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。

② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

（2）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のページの通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

３．待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	１口１時間につき （６人）	23,483 円
半　　夜 （16時30分から21時30分まで）	１口１時間につき （６人）	36,530 円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあっては８時30分、半夜作業にあっては16時30分）以降において、昼間作業にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、１口の構成員が基準人数（６人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

４．最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	１口につき（６人）	186,298 円
半　　夜 （16時30分から21時30分まで）	１口につき（６人）	186,298 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）作業手配取消の場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

（２）半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（６人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

５．コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

（１個につき　単位円）

区　　分	１口の作業員数	20フィート型	40フィート型
ドライコンテナ	２人	7,600	11,400
フラットコンテナ	２人	12,200	18,300

（注）当該作業において、前項に掲げる２．の割増料金、３．の待機料金及び４．の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

６．分担金等

品　　目	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
コンテナ（１個につき）	11円20銭	６円18銭	９円80銭
ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類（１㌧につき）	１円36銭	75銭	１円19銭
小型車輌（１台につき）	４円48銭	２円47銭	３円92銭

７．消費税及び地方消費税の加算

（１）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

９．その他

（１）閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

（２）汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、降雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

（３）高価品の明示のある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

（４）出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。

（５）通船又は、特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

（６）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。

19. 荷直・荷造料金表

（本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。）

（平成 26 年 4 月 1 日実施）

Ⅰ．適用範囲

この荷直・荷造料金は、船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

① 荷直料金　（1 トンにつき　単位円）

区　　分	金　　額
船内荷直料金	217
沿岸荷直料金	652

② 沿岸荷造料金　（1 トンにつき　単位円）

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td colspan="2">金　　額</td></tr>
<tr><td colspan="2">本船接岸・はしけ揚撒貨物料金</td><td>小麦・米</td><td colspan="2">902</td></tr>
<tr><td rowspan="5">コンテナ詰の撒貨物料金</td><td colspan="2"></td><td>バ ン 卸 し 袋 詰</td><td>バンよりベルト揚袋詰</td></tr>
<tr><td rowspan="2">麻　　袋</td><td>メイズ･大豆･雑豆</td><td>1,422</td><td>2,498</td></tr>
<tr><td>ヘ イ キ ュ ー ブ</td><td>2,419</td><td>――</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フレコン</td><td>メイズ･大豆･雑豆</td><td>3,123</td><td>4,453</td></tr>
<tr><td>ヘ イ キ ュ ー ブ</td><td>4,266</td><td>――</td></tr>
</table>

（注）（1）39キログラム未満の袋詰作業については、委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

（2）解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

（1）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

① 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

② 沿岸荷直作業は、艀揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

③ 沿岸荷造作業は、艀揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又は、フレコン等への移し替え作業とします。

（2）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

３．待機料金

待機料金は、次の通りとします。　（１口１時間につき　単位円）

	船内荷直（１口２人）	沿岸荷直・荷造（１口４人）
昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	7,840	15,680
半　　夜 （16時30分から21時30分まで）	12,195	24,390

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあっては８時30分、半夜作業にあっては16時30分）以降において、昼間作業にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、１口の構成員が基準人数（船内荷直２人、沿岸荷直・荷造４人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

４．最低料金

最低料金は、次の通りとします。　（１口につき　単位円）

	船内荷直（１口２人）	沿岸荷直・荷造（１口４人）
昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	62,197	124,394
半　　夜 （16時30分から21時30分まで）	62,197	124,394

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）作業手配取消の場合

①　昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

②　半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

（２）半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該

当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直２人、沿岸荷直・荷造４人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

５．分担金等　（１トンにつき）

	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	75 銭	41 銭	66 銭
沿岸荷直料金	2 円24 銭	1 円24 銭	1 円96 銭
沿岸荷造料金	4 円	1 円50 銭	3 円50 銭

６．消費税及び地方消費税の加算

（１）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

７．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値を持って計算トン数としている場合には、その例によります。

８．その他

（１）荒・雨・雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

（２）貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコン再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

（３）サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

（４）通船又は、特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

（５）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。

20. 艙内清掃料金表

（本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。）

（平成 26 年 4 月 1 日実施）

Ⅰ．適用範囲

この艙内清掃料金は、船艙内の清掃作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金　　（1 トンにつき　単位円）

種類 ＼ 前積貨物名		金額	
		普通清掃	水洗清掃
穀　飼 鉱礦石 肥　料 屑　鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	57.00	83.30
	石灰、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚	60.60	94.30
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石	80.30	119.20

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

①　普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。

②　水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

（２）料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。又、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　容	割増率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

３．待機料金

待機料金は、次の通りとします。　　（１口１時間につき　単位円）

種類／昼夜区分	普　通　清　掃（14人）	水　洗　清　掃（17人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	54,840	66,584
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	85,310	103,571

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあっては８時30分、半夜作業にあっては16時30分）以降において、昼間作業にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、１口の構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

４．最低料金

最低料金は、次の通りとします。　　（１口につき　単位円）

種類／昼夜区分	普　通　清　掃（14人）	水　洗　清　掃（17人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	435,064	528,233
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	435,064	528,233

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）作業手配の取消の場合

①　昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

②　半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

（２）半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

５．分担金等　　（１トンにつき）

前積貨物名＼区分		港湾福利分担金	港労法付加金		労働安定基金
			普通清掃	水洗清掃	
		銭	銭	銭	銭
穀　飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	25	8	15	22
鉱礦石 肥　料 屑　鉄	石灰、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚		8	15	
石炭類	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石		15	15	

６．消費税及び地方消費税の加算

（１）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　　ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

７．料金の計算方

　料金の計算方は次によります。

（１）艙内清掃料金は船艙の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は1.133立方米をもって１トンとします。

（２）専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艙内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数（グレンキャパシティ）	基　本　料　金　適　用　係　数
5,000 トン未満	1.6
5,000 トン以上 20,000 トンまで	1.6～1.0 （1,000 トンを増す毎に係数を 0.04 ずつ減ずる）
20,000 トン	1.0（基本料金）
20,000 トン以上 40,000 トンまで	1.0～0.8 （1,000 トンを増す毎に係数を 0.01 ずつ減ずる）
40,000 トン以上 50,000 トンまで	0.8～0.6 （1,000 トンを増す毎に係数を 0.02 ずつ減ずる）
50,000 トン以上	0.6

８．その他

（１）荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

（２）普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

（３）タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

（4）出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬日、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
（5）ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
（6）通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
（7）脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
（8）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。

21. 大型機械荷役料金

（平成 26 年 3 月 11 日届出）
（平成 26 年 4 月 1 日実施）

Ⅰ．料金の種類及び額

１．基本料金　　（１トンにつき　単位円）

荷姿	撒			
品目	石炭・コークス類			
例示品目	有煙炭 （内国産・粉）	有・無煙炭 （外国産・粉） コークス・粉	コークス 小・中塊	コークス（塊）
料金	812	1,061	1,124	1,447

２．割増料金

種別		内容	割増率
作業割増	雨天・雪天荷役	雨・雪天時における荷役	基本料金の１割増
	半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
	日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の６割増
	土曜日荷役	土曜日における荷役	基本料金の６割増

３．諸料金

（１）待機料金　　（１口１時間につき）

１口の作業構成員数 昼夜区分	12 名
昼　　間 （８時30分から16時30分）	49,505
半　　夜 （16時30分から21時30分）	77,074

４．分担金等

（１）港湾福利分担金

各貨物１トンにつき２円90銭とします

（２）港湾労働法関係付加金　　（１トンにつき）

例示品目	金額
有煙炭（内国産・粉）、有・無煙炭（外国産・粉）、コークス・粉	95 銭
コークス小・中塊、コークス（塊）	１円 50 銭

（３）労働安定基金

各貨物１トンにつき２円55銭とします。

５．消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の１０％

Ⅱ．料金の適用方

（適用範囲）

１．本料金は名古屋港十号地埠頭に於ける橋型水平引込式大型起重機による特殊荷役に限り適用します。

（作業範囲）

２．大型機械荷役料金が適用される作業範囲は、揚荷にあっては、本船内の貨物を野積場及び上屋戸前まで搬送する作業とし、積荷にあっては、野積場及び上屋戸前より本船に積込むまでの作業とします。その基本距離は50メートルとします。

（料金表に記載のない貨物）

３．基本料金表に記載のない貨物について、基本料金表に、荷姿、取扱数量、作業構成員数等に関し類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を、それぞれ基本料金とします。

（割増料金）

４．割増料金の適用方は、次のとおりとします。

（１）雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により、雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

（２）半夜荷役割増

16時30分より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜作業割増を適用します。

（３）日曜日・祝祭日割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日割増を適用します。

（４）土曜日割増

土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

（諸料金）

５．諸料金の適用方は、次のとおりとします。

（１）待機等料金

（イ）本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消があった場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（ロ）待機が生じた場合における本料金は、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

（ハ）荷役手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後２時間以上を経過してからの取消

について昼間の料金の７時間分とします。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

（ニ）半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が、昼間荷役にあっては昼間の料金の７時間分、半夜荷役にあっては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の７時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

６．消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

(料金の計算方)

７．料金の計算方法は次によります。

（１）重量は1,000キログラムをもって１トンとし、体積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

（２）計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方によります。

（３）割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

（４）消費税及び地方消費税導入に伴う料金の加算については

（イ）運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（ロ）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

(実費)

８．委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、フォアマンを増員した場合等の費用については、実費を申し受けます。

(その他)

９．（１）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵挨・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

22. 自動車専用船荷役料金表

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

１．適用条項

（１）本料金は、名古屋港の公共埠頭及び私設埠頭に於ける自動車専用船の特殊荷役に限り適用します。

（２）重量は1,000キログラムをもって１トンとし、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

（３）トン数は重量・容積いずれか大なる方によります。

（４）作業範囲は、接岸本船船側より本船内積込まで又は、本船船艙内より接岸本船船側へ取卸までとします。

２．基本料金　（１トンにつき）

	作　業　別	基本料金	港湾福利分担金	港労法付加金	労働安定基金
自動車料金	ロールオン・ロールオフ	196 円 40 銭	1 円 30 銭	50 銭	1 円 15 銭
	リフトオン・リフトオフ	263 円 70 銭			

３．割増料金

（１）割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

（２）半夜荷役（16時30分から21時30分まで）は、基本料金の６割増とします。

（３）後夜荷役（21時30分から08時30分まで）は、基本料金の13割増とします。

（４）日曜日及び祝祭日の荷役は、基本料金の10割増とします。

（５）雨天・雪天荷役は、基本料金の１割増とします。

（６）土曜日の荷役は、基本料金の６割増とします。
但し、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

４．その他の料金

（１）待機料金及び最低料金は、一般の港湾荷役料金（船内荷役料金）を適用します。

（２）荷繰作業料金（１トンにつき）
艙内の場合は基本料金と同額とし、岸壁使用の場合は基本料金の倍額とします。
この場合における割増等の諸料金は、前項３．の項目を適用します。

５．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

６．個別に協議して定める料金

（１）天災により労務者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けることがあります。

（２）本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けることがあります。

（３）産業車輌（フォークリフト等）は、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

23. 飛島ふ頭北・南コンテナターミナル使用料金表

1　係留施設

飛島ふ頭北コンテナターミナル（W90～W92）及び飛島ふ頭南コンテナターミナル(W93～W94)を使用する船舶については、総トン数１トンにつき、次の区分に応じそれぞれ定める額とします。

(1)係船岸壁

①コンテナ荷役を行う場合

区　　分		金額(税抜)
外航船舶	12 時間まで	9.07 円
	超過 12 時間までごと	6.05 円
内航船舶	6 時間まで	4.54 円
	超過 6 時間までごと	3.03 円

②コンテナ荷役を行わない場合

区　　分	金額(税抜)
12 時間まで	10.05 円
超過 12 時間までごと	6.70 円

2　荷さばき施設

飛島ふ頭北コンテナターミナル及び飛島ふ頭南コンテナターミナルの以下の施設を使用するときは、次の区分に応じそれぞれ定める額とします。

(1)荷役機械（軌道走行式）

1 基 1 使用につき、使用時間 15 分までごとに次の区分に応じそれぞれ定める額

①外航船舶が使用するとき

区　　分	金額(税抜)
最大巻き揚げニュートン数 500kN 以上のもの	25,000 円
最大巻き揚げニュートン数 400kN 以上 500kN 未満のもの	22,500 円

②内航船舶が使用するとき

区　　分	金額(税抜)
使用時間が 1 時間までのとき	11,250 円
使用時間が 1 時間を超えるとき	22,500 円

(2)電気施設

冷凍コンテナ用コンセント

区　　分	金額(税抜)
冷凍コンテナ 1 本につき、6 時間までごとに	1,166 円

備考　この表において「kN」とはキロニュートンをいいます。

詳細は、名古屋港埠頭株式会社にお問い合わせ下さい。

24. コンテナターミナル運営料金

コンテナターミナル運営料金については、各港運事業者へお問い合わせ下さい。

25. サイロ港湾荷役料金表

（平成12年11月１日届出・実施）

（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．料金の種類及び額

１．基本料金

（メイズ・マイロ・大豆・大麦）

（１トンにつき　単位円）

作業の種類		金額
吸揚一貫作業	外航船に係る作業	1,333
	500総トン以上の内航船に係る作業	1,298
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	1,105
吸揚機による積替作業	500総トン以上の内航船に係る作業	592
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	575
積込作業		491

（注）小麦については、本料金の85パーセントを基本料金とします。

２．割増料金

種別	内容		割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	吸揚一貫作業及び積込作業	基本料金の2.5割増
		吸揚機による積替作業	基本料金の６割増
土・日曜日、祝祭日作業	土・日曜日、祝祭日における作業	吸揚一貫作業､吸揚機による積替作業及び積込作業	基本料金の６割増
雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業		基本料金の１割増以内

（注）土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く）における荷役について適用します。

３．諸料金

（１）待機等料金

（１人１時間につき　単位円）

昼夜区分	金額
昼間 （８時30分から16時30分まで）	3,560
半夜 （16時30分から21時30分まで）	5,537

4．分担金

区　　分	金　　額	
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき	４円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき	３円 50 銭
(3) 港湾労働法関係付加金	吸揚一貫作業	各貨物（一律）１トンにつき　１円 50 銭
	吸揚機による積替作業及び積込作業	各貨物（一律）１トンにつき　１円

5．消費税及び地方消費税の加算

運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。

Ⅱ．料金の適用方

1．適用範囲

このサイロ港湾荷役料金は、メイズ、マイロ、大豆、大麦又は、小麦について岸壁に設置された吸揚機（ニューマテックアンローダー、Ｓ・Ｋ・Ｔチェーンコンベア等）を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又は、いずれか一方を行う場合に適用します。

2．作業範囲

サイロ港湾荷役料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

（1）吸揚一貫作業

本船内又は、はしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビン投入するまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

（2）吸揚機による積替作業

本船内より貨物を吸揚げ、横持搬送することなく直接内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

（3）積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

3．割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

（1）半夜作業割増

16時30分より21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

（2）日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

（3）雨天・雪天作業割増

委託者の要求により、雨天・雪天時において作業を行った場合に、所定の雨天・雪天時割増を適用します。

（４）土曜日作業割増

土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

４．諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

○待機等料金

（１）本料金は待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は、半端作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（２）待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

（３）作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

（イ）昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後２時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の７時間分とします。

（ロ）半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

（４）半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が、昼間作業にあっては昼間の料金の７時間分、半夜作業にあっては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の７時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

５．消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

６．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

（１）計算トン数は、重量によるものとします。

（２）割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

（３）消費税及び地方消費税の加算については

（イ）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

（ロ）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

７．その他

（１）特殊貨物（変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚しい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

26. 海上起重機船使用料

（平成 25 年 4 月 1 日実施）

◎　深田サルベージ建設株式会社

詳細については、深田サルベージ建設株式会社にお問い合わせください。

27. ひき船使用料

◎名古屋港タグ事業協同組合（名古屋港タグセンター）

（令和７年４月１日実施）

１．基本料金

（１）　１時間（単位：円）

区分	使用料			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 屯未満	3,000 屯以上 8,000 屯未満	3,000 馬力未満	3,000 馬力以上
（イ） 執務時間内 ［08 時 30 分～17 時 15 分］ 但し休日［日曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日をいう。］を除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
（ロ） 執務時間外 (04 時 45 分～08 時 30 分、17 時 15 分～22 時 15 分)及び（イ）の休日 ［04 時 45 分～22 時 15 分］	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
（イ） 執務時間外（深夜） ［22 時 15 分～04 時 45 分］	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

（２）1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の 5 割の額とする。

（３）日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料金（深夜を除く）と同額とする。

２．割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割額を、係離作業以外の作業にあっては 10 割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を加算する。

４．燃料調整費（BAF）

別紙、燃料調整費（BAF）料率表に定める。

名古屋港タグ事業協同組合
調整金料率表

令和８年８月１日実施

（１）BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、当組合ホームページ上にてお知らせする。

（２）BAF 算定の燃料油価格の（Ａ重油）は内港燃油市況価格を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とする。

（３）１時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（４）調整金料率表

３か月平均価格	80,000 円未満の場合	０円
	80,000 円～89,999 円	１時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	１時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	１時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	１時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	１時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	１時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	１時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油３か月平均価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初に１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は、30 分毎に調整金の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

◎　三洋海事株式会社　　（令和７年６月１日実施）

１．日本製鉄岸壁利用船舶の場合

（１）基本料金（１時間につき）

区　　分	総トン数	使用料（単位：円）	
		3,000PS 未満	3,000PS 以上
		きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸　あいち丸 わかさ丸　たはら丸 しま丸　やまと丸 いぶき丸 (3,500PS)(2,574KW)
基本時間帯 08：30～17：00 但し休日（日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び12月31日をいう）を除く	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	￥74,300 ￥84,900 ￥103,900 ￥103,900	￥84,900 ￥84,900 ￥103,900 ￥121,800
割増時間帯 05：00～08：30 17：00～22：00 及び休日 05：00～22：00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	￥118,800 ￥135,800 ￥166,200 ￥166,200	￥135,800 ￥135,800 ￥166,200 ￥194,800
深夜割増時間帯 22：00～05：00	3,000 トン未満 8,000 トン未満 10,000 トン未満 10,000 トン以上	￥163,400 ￥186,700 ￥228,500 ￥228,500	￥186,700 ￥186,700 ￥228,500 ￥267,900

１時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の５割の額とする。

（２）割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

（令和７年４月１日実施）

２．日本製鉄岸壁以外の場合（但し、飛島ふ頭南側コンテナターミナルは別に定める料金とする）

（１）基本料金（１時間につき）

区　　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS)（1,912KW）	みかわ丸　あいち丸 わかさ丸　たはら丸 しま丸　やまと丸 いぶき丸 (3,500PS)（2,574KW）
基本時間帯 08：30～17：15 但し休日（日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう）を除く	￥82,500	￥94,400	￥115,300	￥135,400
割増時間帯 04：45～08：30 17：15～22：15 及び休日 04：45～22：15	￥132,000	￥151,040	￥184,480	￥216,640
深夜割増時間帯 22：15～04：45	￥181,500	￥207,680	￥253,660	￥297,880

① １時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の５割の額とする。

② 時間外割増・・・割増時間帯は基本時間帯の６割増の額とする。
深夜割増時間帯は基本時間帯の 12 割増の額とする。

（２）割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

3．飛島ふ頭南側コンテナターミナルの場合

（1）基本料金（1時間につき）

区　　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力による場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	きそ丸 たかはま丸 あつた丸 (2,600PS) (1,912KW)	みかわ丸　あいち丸 わかさ丸　たはら丸 しま丸　やまと丸 いぶき丸 (3,500PS) (2,574KW)
基本時間帯 08：30～17：15 但し休日（日曜日、国民の祝日並びに 1月2日、3日及び 12月31日をいう）を除く	￥78,400	￥89,700	￥109,600	￥128,500
割増時間帯 04：45～08：30 17：15～22：15 及び休日 04：45～22：15	￥125,440	￥143,520	￥175,360	￥205,600
深夜割増時間帯 22：15～04：45	￥172,480	￥197,340	￥241,120	￥282,700

①　1時間をこえる時間30分ごとの基本料金は、前項の5割の額とする。

（2）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（3）消費税

内航船舶については、別途消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

４．名古屋港　調整金料率表

令和８年８月１日実施

（１） BAF の見直しは、３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、弊社ホームページ上にてお知らせする。

（２） BAF 算定の燃料油価格（A 重油）は内航燃料油市況価格を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く 3 か月間の平均価格とする。

（３） １時間当たりの調整金は、実施月から 3 か月間は固定料金とする。

（４） 調整金料率表

平均価格	80,000 円未満の場合	０円
	80,000 円～89,999 円	１時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	１時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	１時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	１時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	１時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	１時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	１時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油市況価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初の１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

日本栄船株式会社（くまの・きよす・つしま丸・かりや丸・１３たましお）

（令和８年８月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（１） 基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 屯未満	3,000 屯以上 8,000 屯未満	１３たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの　きよす つしま丸　かりや丸 (3500ps)(2,764kw)
（イ）　執務時間内 [08 時 30 分～17 時 15 分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日をいう。]を除く	¥82,500	¥94,400	¥115,300	¥135,400
（ロ）　執務時間外 （04 時 45 分～08 時 30 分、17 時 15 分～22 時 15 分）及び（イ）の休日[04 時 45 分～22 時 15 分]	¥132,000	¥151,040	¥184,480	¥216,640
（イ）　執務時間外（深夜） [22 時 15 分～04 時 45 分]	¥181,500	¥207,680	¥253,660	¥297,880

（２） １時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の５割の額とする。

２．割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割額を、係離作業以外の作業にあっては 10 割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

４．燃料油価格調整金（BAF:Bunker Adjustment Factor）料率表

別紙、燃料油価格調整金（BAF）料率表に定める

2026年８月１日実施

日本栄船株式会社

燃料油価格調整金（BAF：Bunker Adjustment Factor）料率表

（１） 燃料油価格調整金（BAF）料率表

燃料油価格（KL当たり）	１時間当たりの調整金	30分当たりの調整金
80,000円未満	適用せず	適用せず
80,000円～89,999円	2,500円	1,250円
90,000円～99,999円	5,000円	2,500円
100,000円～109,999円	7,500円	3,750円
110,000円～119,999円	10,000円	5,000円
120,000円～129,999円	12,500円	6,250円
130,000円～139,999円	15,000円	7,500円
140,000円～149,999円	17,500円	8,750円
150,000円～159,999円	20,000円	10,000円
160,000円～	燃料油価格１万円上昇毎に 調整金を2,500円加算	１時間当たりの調整金の半額

（２） 調整金の見直し実施は、毎年１月１日、４月１日、７月１日、10月１日に行い見直し実施の前月にご案内いたします。
１時間当たりの調整金は、次回見直し実施までは固定料金とする。

（３） 見直し基準とする燃料油価格は、見直し実施月の前々月から遡った３カ月間の月間平均値を単純平均としたものとする。

（４） 燃料油価格は、全国の標準指標油価格を基準といたします。

（５） 燃料油価格調整金（BAF）は全ての船型に適用し、曳舟料金に付加します。
（押付、曳舟、通船作業含む）

（６） 最初の１時間未満は１時間として計算し、１時間超えた場合は、30分またはその端数ごとにBAFの半額を加算いたします。
BAFは時間外割増、休祭日割増等の割増料金の対象とはいたしません。
曳舟出動後に取消しとなった場合は、実働時間に対してBAFを申し受けます。

（７）免税される輸出取引以外は、消費税を申し受けます。

日本栄船株式会社（くまの・きよす・つしま丸・かりや丸・１３たましお）

（令和８年８月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

（１） 基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3000ps 以下	3000ps 以上
	3,000 屯未満	3,000 屯以上 8,000 屯未満	１３たましお (2,400ps) (1,764kw)	くまの　きよす つしま丸　かりや丸 (3500ps)(2,764kw)
（イ）　執務時間内 [08 時 30 分～17 時 15 分] 但し休日[日曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日をいう。]を除く	¥78,400	¥89,700	¥109,600	¥128,500
（ロ）　執務時間外 （04 時 45 分～08 時 30 分、17 時 15 分～22 時 15 分）及び（イ）の休日[04 時 45 分～22 時 15 分]	¥125,440	¥143,520	¥175,360	¥205,600
（イ）　執務時間外（深夜） [22 時 15 分～04 時 45 分]	¥172,480	¥197,340	¥241,120	¥282,700

（２） １時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の５割の額とする。

２．割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割額を、係離作業以外の作業にあっては 10 割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（四捨五入）を加算する。

４．燃料油価格調整金（BAF:Bunker Adjustment Factor）料率表

別紙、燃料油価格調整金（BAF）料率表に定める。

2026年８月１日実施

日本栄船株式会社

燃料油価格調整金（BAF：Bunker Adjustment Factor）料率表

（１） 燃料油価格調整金（BAF）料率表

燃料油価格（KL当たり）	１時間当たりの調整金	30分当たりの調整金
80,000円未満	適用せず	適用せず
80,000円～89,999円	2,500円	1,250円
90,000円～99,999円	5,000円	2,500円
100,000円～109,999円	7,500円	3,750円
110,000円～119,999円	10,000円	5,000円
120,000円～129,999円	12,500円	6,250円
130,000円～139,999円	15,000円	7,500円
140,000円～149,999円	17,500円	8,750円
150,000円～159,999円	20,000円	10,000円
160,000円～	燃料油価格１万円上昇毎に調整金2,500円加算	１時間当たりの調整金の半額

（２） 調整金の見直し実施は、毎年１月１日、４月１日、７月１日、10月１日に行い見直し実施の前月にご案内いたします。
１時間当たりの調整金は、次回見直し実施までは固定料金とする。

（３） 見直しの基準とする燃料油価格は、見直し実施月の前々月から遡った３カ月間の月間平均値を単純平均としたものとする。

（４） 燃料油価格は、全国の標準指標油価格を基準といたします。

（５） 燃料油価格調整金（BAF）は全ての船型に適用し、曳舟料金に付加します。
（押付、曳舟、通船作業含む）

（６） 最初の１時間未満は１時間として計算し、１時間を超えた場合は、30分またはその端数ごとにBAFの半額を加算いたします。
BAFは時間外割増、休祭日割増等の割増料金の対象とはいたしません。
曳舟出動後に取消しとなった場合は、実働時間に対してBAFを申し受けます。

（７） 免税される輸出取引以外は、消費税を申し受けます。

◎　名古屋汽船株式会社　〔みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・なごや丸〕

（令和８年４月１日実施）

飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

１．基本料金

（１）１時間につき

区　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	さかえ丸 みずほ丸 3,000PS 未満	なごや丸 さくら丸 3,000PS 以上
（イ）執務時間内 08時30分～17時15分	￥82,500	￥94,400	￥115,300	￥135,400
（ロ）執務時間外 04時45分～08時30分 17時15分～22時15分 （執務時間内の 60%増）	￥132,000	￥151,040	￥184,480	￥216,640
（ハ）執務時間外（深夜） 22時15分～04時45分 （勤務時間内の 120%）	￥181,500	￥207,680	￥253,660	￥297,880

①　１時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の５割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外（深夜を除く）と同額とする。

２．割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては10割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

調整金料率表

（1） BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、見直し価格につきましては郵便等にてお知らせいたします。

（2） BAF 算定の燃料油価格（Ａ重油）は燃料油購入価格等を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とします。

（3） １時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（4） 調整金料率表

燃料油購入平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	1 時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	1 時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意)・最初の１時間未満は１時間として計算する。

１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を追加加算する。

（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

・燃料油購入価格は、弊社、購入先の情報等を指標としています。

◎　名古屋汽船株式会社　〔みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・なごや丸〕

（令和８年４月１日実施）

飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

１．基本料金

（１）１時間につき

区　分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	さかえ丸 みずほ丸 3,000PS 未満	なごや丸 さくら丸 3,000PS 以上
（イ）執務時間内 08時30分～17時15分	￥78,400	￥89,700	￥109,600	￥128,500
（ロ）執務時間外 04時45分～08時30分 17時15分～22時15分 （執務時間内の 60%増）	￥125,440	￥143,520	￥175,360	￥205,600
（ハ）執務時間外（深夜） 22時15分～04時45分 （執務時間内の 120%増）	￥172,480	￥197,340	￥241,120	￥282,700

①　１時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は前項の基本料金の５割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び 12 月 31 日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外（深夜除く）と同額とする。

２．割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては10割の額を加算する。

３．消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

調整金料率表

（１）BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に行い、見直し価格につきましては郵便等にてお知らせいたします。

（２）BAF 算定の燃料油価格（Ａ重油）は燃料油購入価格等を参考（１KL 当たり）とし、算定期間は、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とします。

（３）１時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（４） 調整金料率表

燃料油購入平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	1 時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	1 時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意)・最初の１時間未満は１時間として計算する。

１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を追加加算する。

（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

・燃料油購入価格は、弊社、購入先の情報等を指標としています。

◎　グリーン海事株式会社　〔13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお〕

（令和８年８月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（１）基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps)(1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps)(2,574kW)
執務時間内 08：30～17：15	￥82,500	￥94,400	￥115,300	￥135,400
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	￥132,000	￥151,040	￥184,480	￥216,640
執務時間外（深夜） 22：15～04：45	￥181,500	￥207,680	￥253,660	￥297,880

①　1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船又は故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の 10 割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（５）　燃油調整費（ＢＡＦ）

別紙、燃油調整費（ＢＡＦ）料率表に定める。

◎　グリーン海事株式会社　〔13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお〕

２．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

（１）基本料金（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合（但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps)(1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps)(2,574kW)
執務時間内 08：30～17：15	￥78,400	￥89,700	￥109,600	￥128,500
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	￥125,440	￥143,520	￥175,360	￥205,600
執務時間外（深夜） 22：15～04：45	￥172,480	￥197,340	￥241,120	￥282,700

①　1 時間をこえる時間 30 分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の 5 割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに 1 月 2 日、3 日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の 5 割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の 5 割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の 10 割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（４）燃油調整費（ＢＡＦ）

別紙、燃油調整費（ＢＡＦ）料率表に定める。

グリーン海事株式会社

燃油調整費（ＢＡＦ）料率表

令和８年８月１日実施

（１） BAF の見直しは３か月毎（年４回：１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）に実施する。

（２） BAF の算出基準となる燃料油価格（Ａ重油価格）は、公示されている指標価格及び当社の調達価格（１KL 当たり）を基に、３ヶ月間の月間平均値にて確定する。

（３） １時間当たりの調整費は、実施月から３か月間の固定料金とする。

（４） 燃油調整費（BAF）料率表

燃料油購入平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	1 時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円
	110,000 円～119,999 円	1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	120,000 円～129,999 円	1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	130,000 円～139,999 円	1 時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	140,000 円～149,999 円	1 時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降Ａ重油価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初の１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は 30 分毎に調整費の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

◎　ケイライン ポートサービス株式会社　〔愛鳳丸・名鳳丸〕　　（令和７年４月１日実施）

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

（１）基本料金

ひき船の馬力による区分（１時間につき）

ひき船名	定格馬力		使用料（単位：円）		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	(PS)	(KW)	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
愛鳳丸 名鳳丸	3,500 3,500	2,574 2,574	￥135,400	￥216,640	￥297,880

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
3,000 トン未満	￥82,500	￥132,000	￥181,500
3,000 トン以上 8,000 トン未満	￥94,400	￥151,040	￥207,680

①　１時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の５割の額とする。

②　日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

①　港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

②　港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（４）燃料調整費

別紙、燃料調整費（BAF）料率表に定める。

◎　ケイライン ポートサービス株式会社　〔愛鳳丸・名鳳丸〕

１．飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

（１）基本料金

ひき船の馬力による区分（１時間につき）

ひき船名	定格馬力		使用料（単位：円）		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	(PS)	(KW)	08：30～17：15	04：45～08：30 17：15～22：15	22：15～04：45
愛鳳丸 名鳳丸	3,500 3,500	2,574 2,574	￥128,500	￥205,600	￥282,700

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く（１時間につき）

区分	使用料（単位：円）		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外（深夜）
	08：30～17：15	04：45～08：30 17：15～22：15	22：15～04：45
8,000 トン未満	￥89,700	￥143,520	￥197,340
8,000 トン以上 20,000 トン未満	￥109,600	￥175,360	￥241,120

① １時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の５割の額とする。

② 日曜日、国民の祝日並びに１月２日、３日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

（２）割増料金

① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の５割の額を加算する。

② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その作業が係離作業にあっては基本料金の５割の額を、係離作業以外の作業にあっては基本料金の10割の額を加算する。

（３）消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税（円未満四捨五入）を付加する。

（４）燃料調整費

別紙、燃料調整費（BAF）料率表に定める。

調整金料率表

（１） BAF 算定の燃料油価格（Ａ重油）は国内石油製品市況（スポット価格）を参考（１KL 当たり）とする。

（２） 見直しは四半期毎（１月１日、４月１日、７月１日、10 月１日）とし、見直し月の前月を除く３か月間の平均価格とする。

（３） １時間当たりの調整金は、実施月から３か月間は固定料金とする。

（４） 調整金料率表

平均価格	80,000 円未満の場合	0 円
	80,000 円～89,999 円	１時間あたり 2,500 円 その後 30 分毎に 1,250 円
	90,000 円～99,999 円	１時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円
	100,000 円～109,999 円	１時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円
	110,000 円～119,999 円	１時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円
	120,000 円～129,999 円	１時間あたり 15,000 円 その後 30 分毎に 7,500 円
	130,000 円～139,999 円	１時間あたり 17,500 円 その後 30 分毎に 8,750 円
	以降スポット価格１万円又はその端数上昇毎に調整金を 2,500 円追加	

注意）・最初の１時間未満は１時間として計算する。１時間を超過した場合は 30 分毎に調整金の半額を加算する。（現行の曳舟作業料金の計算方法と同じ）

・BAF は、執務時間外・深夜・休日・特定休日・係離作業以外（特殊作業）等、割増対象としない。

・BAF は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

28. 倉庫保管料・荷役料

１）普通倉庫保管料

２）普通倉庫荷役料

倉庫保管料金・倉庫荷役料金については、各倉庫業者へお問い合わせ下さい。

３）冷蔵倉庫保管料

４）冷蔵倉庫荷役料

冷蔵倉庫保管料金・冷蔵倉庫荷役料金については、各冷蔵倉庫業者へお問い合わせ下さい。

５）水面木材倉庫保管料

水面木材倉庫保管料金については、各水面木材倉庫業者へお問い合わせ下さい。

29. 一般貨物自動車運送事業運賃料金

（郵便物の運送、霊柩車による霊柩の運送、タンク車による石油類の運送、国際海上コンテナの運送、鋼材の運送、馬匹運送、製造たばこ臨店運送に係るものを除く。）

車扱運賃料金については、各運送事業者へお問い合わせ下さい。

（各運送事業者に関するお問い合わせ先：（一社）愛知県トラック協会）

30. 国際大型海上コンテナ運送料金

海上コンテナ運賃料金については、各運送事業者へお問い合わせ下さい。

（各運送事業者に関するお問い合わせ先：（一社）愛知県トラック協会）

31. くん蒸作業料

（令和７年７月１日改正）

Ⅰ．植物検疫くん蒸

◎穀類および生植物のメチルブロマイドくん蒸

１．倉庫くん蒸作業料

（A）作業料　　倉庫内容積１立方メートルにつき　　300円

　　但し　　最低料金１倉庫につき　　120,000円

（B）薬品代　　実費

〔備考〕

（１）ばら積倉庫（循環装置付）くん蒸については別途協定する。

（２）生植物のくん蒸において、撹拌装置を使用した場合は、その実費を別途申し受けます。

（３）目張り等、特殊作業については、その実費を別途申し受けます。

（４）使用薬量は植物防疫官の指示による。

２．サイロくん蒸作業料

（A）作業料　　サイロ収容貨物１トンにつき　　330円

　　但し　　最低作業料金サイロ１基につき　　120,000円

（B）薬品代　　実費

〔備考〕（１）使用薬量は植物防疫官の指示による。

３．はしけくん蒸作業料（薬品代を含む）

別途協定

４．コンテナくん蒸作業料

コンテナの種類		規格	単位	料金
植物防疫所指定コンテナ		8’×8’×20’	１基につき	70,000円
天幕使用	植物防疫所指定外コンテナ	〃	〃	120,000円
	〃	〃	２基以上 １基増すごと	60,000円

〔備考〕

（１） 8’×8’×40’は上記料金の 20％増、8’×9’×40’は 25％増とする。

（２）オンシャーシーの場合はコンテナ１基につき30,000円加算する。

（３）警備料金は別途実費申し受けます。

（４）薬品代は別途実費申し受けます。

（５）使用薬量は植物防疫官の指示による。

５．積来・消毒済本船及びコンテナー抑制濃度確認作業料金

作業料 …… その都度協定

6．積来・消毒済コンテナーガス抜き作業料金

積来・消毒済コンテナー自然排気作業料

1日	1基につき	15,000円
2日以降	〃	8,000円

〔備考〕

（1）時間外作業については、別途割増料金30％を申し受けます。

（2）強制排気等、特殊作業については、その実費を別途申し受けます。

◎木材のメチルブロマイドくん蒸

木材天幕くん蒸作業料

木材の1枡当りの面積・材積	単位	料金
140㎥以上 140㎥未満	材積 1立方メートルにつき	800円 900円
	最低料金（1枡につき）	120,000円

〔備考〕

（1）警備料金は別途実費を申し受けます。

（2）薬品代共とし使用薬量は植物防疫官の指示による。

（3）特殊作業についてはその都度協定する。

◎燐化アルミニウムによるくん蒸

1．倉庫くん蒸作業料金 …… その都度協定

2．サイロくん蒸作業料金 …… その都度協定

（待機料金は50,000円申し受けます）

3．コンテナくん蒸作業料金

コンテナの種類	規格	単位	料金
植物防疫所指定コンテナ	8’×8’×20’	1基につき	70,000円
植物防疫所指定コンテナ（天幕使用）	〃	〃	120,000円

〔備考〕

（1）8’×8’×40’は上記料金の20％増、8’×9’×40’は25％増とする。

（2）オンシャーシーの場合はコンテナ1基につき30,000円加算する。

（3）警備料金は別途実費を申し受けます。

（4）薬品代は別途実費を申し受けます。

（5）使用薬量は植物防疫官の指示による。

◎青酸ガスによるくん蒸

倉庫くん蒸作業料金 …… 別途協定

Ⅱ．動物検疫くん蒸

Ⅱ－Ⅰ．ホルマリン消毒作業料金

（A）作業料

対象物件	消毒方法	単位	料金
骨類、皮類 毛類、その他	ビニール天幕	天幕内容積１立方メートル	800 円
		最低料金	80,000 円
	コンテナ	１基	60,000 円
		２基	115,000 円
		３基	170,000 円
		３基以上１基に付　増加	50,000 円 加算

（B）薬品代は作業料に含む

〔備考〕（１）特殊物件についてはその都度協定する。

Ⅲ．輸出用梱包材天幕くん蒸作業料

１．天幕くん蒸作業料金

天幕内容積	料金	備考
10㎥未満	140,000円	薬品代を含む
10㎥以上～50㎥未満	１㎥増す毎に750円	
50㎥以上	〃　　550円	

２．倉庫くん蒸作業料金

（１）倉庫内容積　　１㎥当り　　300 円

最低料金　　120,000 円

（２）薬品代　　実費

〔備考〕

安全確保等の理由等でくん蒸をお受けできない場合があります。

Ⅳ．消費税について

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

32. 船舶消毒作業料

１．免除検査・衛生検査に関する料金

（A）基本料金

総屯数		免除検査
	5,000 屯未満	56,000 円
5,000 屯以上	10,000 〃	58,000
10,000 〃	50,000 〃	60,000
50,000 〃		その都度協定

（B）附帯料金

（１）検疫申請に必要な収入印紙は下記の通りとする。

総屯数	500屯まで	15,300円
〃	1,000 〃	22,900円
〃	5,000 〃	25,400円
〃	10,000 〃	27,900円
〃	50,000 〃	32,900円
〃	50,000屯を超過するとき	37,900円
	※証明書料１枚に付	830円

（２）下記打合わせ及び検疫官送迎ボート又は車代は、別途実費を申し受けます。

（３）証明書取得困難な場合、又は作業に手数を要する場合は、その程度に応じて別途作業料金を申し受けます。

（４）殺そ作業を要する場合は、別に定める殺そ作業料金表により作業料を申し受けます。

（C）割増料金

（１）出張作業については、旅費・日当・宿泊代の実費の外、基本料金の３割増以上となります。

（２）休日祭日作業及び土曜日午後の作業は基本料金の５割増以上となります。

（３）漁船用母船・客船・訓練船等については基本料金の５割増以上とします。

〔備考〕（イ）小型船舶（漁船）については、別途お見積申し上げます。

２．船舶の虫類駆除作業料金

（A）基本料金

１船舶につき（単位C／M）		基本料金（円）
	2,000 未満	44,000
2,000 以上	3,000 〃	48,000
3,000 〃	4,000 〃	52,000
4,000 〃	5,000 〃	56,000
5,000 〃		別途見積

（註　本料金表は、薬価は含みません）

（B）適用事項

（１）上記料金表は殺虫剤（有機燐剤）噴霧の料金を示し、他の薬品（塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤、ガス燻蒸剤等）使用の場合は別途お見積り申し上げます。

（２）一部の船舶のみ駆除を実施する場合は、最低料金55,000円を申し受けます。

（３）器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

（C）割増料金

（１）土曜日午後、休日祭日又は半夜作業については、基本料金の５割増、徹夜作業については基本料金の12割以内の割増となります。

（２）出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の２割ないし３割増となります。

〔備考〕

（イ）上記料金には通船料を含みません。

（ロ）一船舶の作業が２日以上にわたるときは、別途お見積り申し上げます。

３．居住区のゴキブリ駆除作業料金

（A）基本料金

総屯数		基本料金（円）
	3,000屯未満	85,000
3,000屯以上	5,000 〃	90,000
5,000 〃	7,000 〃	95,000
7,000 〃	10,000 〃	105,000
10,000 〃	20,000 〃	115,000
20,000 〃	50,000 〃	125,000
50,000 〃		その都度協定

（註　本料金表は薬価を含みます）

（B）適用事項

（1）ゴキブリ以外の害虫（キクイムシ、コクゾウムシ、ナンキンムシ等）駆除については、その程度により、別途お見積り申し上げます。

（2）上記料金は殺虫剤（有機燐剤）噴霧の作業料金を示し、他の薬品（塗布剤、ピレスロイド系薬剤、燻煙剤等）使用の場合は別途お見積り申し上げます。

（3）部分駆除作業は基本料金の７割以上とします。

（4）器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

（C）割増料金

（1）客船、フェリーボート、漁業用母船、訓練船等については基本料金の７割以上となります。

（2）土曜日、午後、休日祭日又は半夜作業については基本料金の３割増、徹夜作業については基本料金の８割増となります。

（3）出張作業については、旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、基本料金の２割ないし３割増となります。

備考：上記料金には通船料を含みません。

４．鼠族駆除作業料金

（A）基本料金

総屯数		基本料金（円）	
		初日	その後１日に付
	3,000屯未満	53,000	26,500
3,000屯以上	5,000 〃	58,000	29,000
5,000 〃	10,000 〃	64,000	32,000
10,000 〃		70,000	35,000

（B）付帯条件および割増料金

（1）上記基本料金には、殺鼠薬剤、捕鼠器材費は含みません。

（2）出張作業については、旅費、日当、宿泊料等実費の他、基本料金の２割ないし３割増となります。

（3）通船使用の場合は別途実費を申し受けます。

５．飲料水等水質検査料金

１　検体 ‥‥‥

◎消費税について

１．輸入植物（青果物、こく類、木材、種菌等）のくん蒸は原則として輸出免税等の適用により消費税は免除されます。

但し、本船通関又は艀通関により内貨になったもののくん蒸は課税対象となります。

２．上記以外のくん蒸などサービスの提供につきましては消費税分１０％をお支払い頂き度くお願い申し上げます。

（イ）見積書、請求書、領収書等に消費税は別枠表示と致します。

（ロ）消費税額の端数処理は１円未満は四捨五入とさせて頂きます。

33. 船舶廃棄物収集料

◎　株式会社 平成船舶商事

1. CABIN DUST (瓶、缶、ペットボトル etc…)

BURNABLE・・・・・[¥35,000/㎥・¥3,500/bag] - 可燃物

NONBARNABLE・・・[¥40,000/㎥・¥4,000/bag] - 不燃物

2. CARGO DUST(ペイント缶、材木、ビニール、etc…)

BURNABLE・・・・・[¥55,000/㎥・¥5,500/bag]

NONBURNABLE・・・[¥110,000/㎥・¥11,000/bag]

3. ENGINE DUST(焼却灰、陶器 etc…)

ASH,CLINKER,ETC,・・・・・[¥220,000/㎥]

4. OIL DUST(オイルウエス、オイルスラッジ)

OIL WIPING WASTE・・・・・[¥110,000/㎥・¥5,000/bag]

OIL SLUDGE / OILY BILGE・・[¥35,000/㎥(Vacuum)]

5. Transportation Charge(運搬費用)

NAGOYA PORT(名古屋港)	TOYOHASHI PORT(豊橋港)
2t TRUCK・・・・・¥35,000	2t TRUCK・・・・・¥50,000
4t TRUCK・・・・・¥45,000	4t TRUCK・・・・・¥60,000

SLUDGE VACUUM TRUCK・・・¥110,000/NAGOYA・¥130,000/TOYOHASHI

YOKKAICHI PORT(四日市港)	KINUURA PORT(衣浦港)
2t TRUCK・・・・・¥40,000	2t TRUCK・・・・・¥40,000
4t TRUCK・・・・・¥50,000	4t TRUCK・・・・・¥50,000

SLUDGE VACUUM TRUCK・・・¥120,000/YOKKAICHI & KINUURA

6. Hypochlorous Acid 10%<Quarantine Request> (次亜塩素酸消毒費用 – 検疫所要請)

・10% of the above total estimate

7. Extra Surcharge Add (時間外割増費用)

・Mon thru Sat (17:00~22:00 50% / 22:00~06:00 100% / 06:00~08:00 50%)

・Sun & Public Holiday (08:00~17:00 50% / 17:00~22:00 100% / 22:00~06:00 150%)

■ 港湾福利厚生施設等の料金

１．名古屋港稲永埠頭港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円					
会食用弁当		1,100 円、1,700 円、2,250 円、2,800 円					
食堂	種別	朝定食	定食類	カレー ライス	ライス	麺類	おかず 単品
	料金	360 円	560 円～ 700 円	440 円	200 円	300 円	120 円
会議室	種別	会議室					
	収容人数	60 人					
	料金	3,630 円					

（注）会議室利用料金は、１単位４時間とする。

２．名古屋港金城埠頭港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円					
会食用弁当		1,100 円、1,700 円、2,250 円、2,800 円					
食堂	種別	朝定食	定食類	カレー ライス	ライス	麺類	おかず 単品
	料金	360 円	560 円～ 700 円	440 円	200 円	300 円	120 円
会議室	種別	大会議室		小会議室 A		小会議室 B	
	収容人数	30人		18人		13 人	
	料金	3,630 円		2,420 円		2,420 円	
シャワー		1 回			【料金】	350 円	

（注）会議室利用料金は、１単位４時間とする。

３．名古屋港流通団地港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円					
会食用弁当		1,100 円、1,700 円、2,250 円、2,800 円					
食堂	種別	朝定食	定食類	カレー ライス	ライス	麺類	おかず 単品
	料金	360 円	560 円～ 700 円	440 円	200 円	300 円	120 円
会議室	種別	大会議室			小会議室		
	収容人数	40 人			12 人		
	料金	3,630 円			2,420 円		

（注）会議室利用料金は、１単位４時間とする。

４．名古屋港鍋田埠頭港湾労働者福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

給食弁当		600 円								
会食用弁当		1,100 円、1,700 円、2,250 円、2,800 円								
食堂	種別	朝定食	定食類	二皿ランチ （注１）	コンビ ランチ （注１）	一皿ランチ （注１）	カレー ライス	ライス	おかず 単品	麺類
	料金	360 円	560 円～ 700 円	600 円	550 円	440 円	440 円	200 円	230 円 120 円	300 円
会議室	種別	会議室								
	収容人数	30 人								
	料金	2,420 円								

（注１）準カフェテリア方式。事前に食券を購入し、皿を選ぶ方式。

（注２）会議室利用料金は、１単位４時間とする。

５．ガーデン埠頭福祉センター

公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会

会議室	種別	大会議室
	収容人数	40 人
	料金	1,980 円

（注）会議室利用料金は、１単位４時間とする。

６．名古屋港ポートビル　［令和８年４月１日改定］

（１）海洋博物館・展望室・南極観測船ふじ

①　入場料

(一般)

利用の区分	施設の区分	単位	入場料
一施設入場	名古屋海洋博物館	１施設 １人１回	大人・高校生 300 円 小・中学生　200 円
	展望室		
	南極観測船ふじ		
三施設入場	名古屋海洋博物館	３施設 １人１回	大人・高校生 710 円 小・中学生　400 円
	展望室		
	南極観測船ふじ		

(団体)

利用の区分	施設の区分	単位	20人以上	100人以上
一施設入場	名古屋海洋博物館	１施設 １人１回	大人　260 円 高校生　240 円 小･中学生 160 円	大人　250 円 高校生　220 円 小･中学生 150 円
	展望室			
	南極観測船ふじ			
三施設入場	名古屋海洋博物館	３施設 １人１回	大人　590 円 高校生　490 円 小･中学生 280 円	大人　560 円 高校生　430 円 小･中学生 250 円
	展望室			
	南極観測船ふじ			

②　減免制度

区分		減免額
愛知県内在住の高齢者（65歳以上）		全額
学校行事等	愛知県内高校生	５割
	愛知県内小・中学生	全額
	特別支援学校等	全額
身体障害者等（手帳所持者）		全額

備考

１　特別支援学校等とは、学校教育法により定められた盲学校、聾学校、特別支援学校の児童・生徒又は児童福祉法により定められた児童養護施設の児童です。

２　以下の手帳をお持ちのご本人は、入館料が全額免除となります（ご本人様確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります。）。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳・愛護手帳等、被爆者手帳・被爆者健康手帳・被爆者証明書、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

3　以下の手帳をお持ちの方は、ご本人と介護者1名様の入館料が全額免除となります（等級による対象者の確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります。）。

身体障害者手帳1種1・2級/3・4級、2種1・2級、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1・2級、療育手帳・愛護手帳等全ての等級

（2）会議室・講堂及び附帯設備

①　会議室・講堂

利用単位 / 施設の区分	午前 (9:00～12:30)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:30～21:30)	全日 (9:00～21:30)
A会議室	6,000円	7,430円	9,570円	19,860円
B会議室	6,510円	8,040円	10,380円	21,590円
C会議室	6,510円	8,040円	10,380円	21,590円
D会議室	2,540円	3,150円	4,170円	8,750円
E会議室	5,600円	6,820円	8,960円	18,630円
F会議室	2,440円	3,050円	3,970円	8,250円
講堂	10,380円	12,930円	15,990円	30,140円

備考　特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が、認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

②　附帯設備

区分	利用単位	利用料金
マイクロホン	1回1個	500円
16ミリ映写機	1回一式	3,360円
オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,520円
実物反射投影機	1回一式	1,520円
幻燈機(スライド映写機)	1回一式	1,520円
金びょうぶ	1回1双	1,010円
ビデオ一体型DVDプレイヤー	1回1台	1,050円
液晶プロジェクター	1日1回	12,000円

備考　1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

（３）駐車場

①　30分につき１回１台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金	
普通自動車	通常	30分までごとに100円 ただし、24時間までごとに1,010円を上限とする。
	30分回数券	1,010円（11枚つづり）
	１時間回数券	2,020円（11枚つづり）

②　１日につき１回１台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	910円
普通自動車	610円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

③　１月１台を利用単位とする駐車場

ア　全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,700円
	屋外	12,520円
その他の駐車場		10,380円

イ　利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場（一種）	屋内	8,450円
多階建駐車場（二種）	屋外	9,370円
その他の駐車場（一種）		6,920円

備考

１　一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに１月２日、１月３日及び８月13日から８月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

２　二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに１月２日、１月３日及び８月13日から８月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

７．名古屋港湾会館

［令和８年４月１日改定］

（１）施設

①会議室

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	第１会議室	午前（9:00～12:30）	10,380円
		午後（13:00～17:00）	12,520円
		夜間（17:30～21:30）	15,680円
		全日（9:00～21:30）	29,330円
		午前の時間外（8:00～9:00）	3,460円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	4,680円
	第２会議室 第３会議室	午前（9:00～12:30）	6,210円
		午後（13:00～17:00）	7,330円
		夜間（17:30～21:30）	9,370円
		全日（9:00～21:30）	19,860円
		午前の時間外（8:00～9:00）	2,130円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	2,750円
	第４会議室 第５会議室	午前（9:00～12:30）	5,190円
		午後（13:00～17:00）	6,720円
		夜間（17:30～21:30）	8,860円
		全日（9:00～21:30）	16,700円
		午前の時間外（8:00～9:00）	1,730円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	2,640円
	第６会議室 第７会議室	午前（9:00～12:30）	3,050円
		午後（13:00～17:00）	4,170円
		夜間（17:30～21:30）	5,190円
		全日（9:00～21:30）	11,500円
		午前の時間外（8:00～9:00）	1,010円
		夜間の時間外（21:30～22:30）	1,520円

備考　特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を使用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

（２）附属設備

区分	利用単位	料金	備考
マイク	１回１本	1,100円	
液晶プロジェクター	１回１台	12,560円	3000lm テーブル・パソコン接続用ケーブル付
書画カメラ	１回１台	10,680円	
スクリーン	１回１張	1,100円	第2・3会議室は120インチ それ以外は100インチ
ＤＶＤデッキ	１回１台	1,100円	
４６型液晶テレビ	１回１台	10,470円	DVDデッキ置場付スタンド付
ポータブルＣＤ・ＭＤデッキ	１回１台	830円	
ステージベース	１回１台	510円	カーテン・ステップ含む一式 W2400×D1200×H300（mm）
花台	１回１台	620円	W500×D500×H700（mm）
金屏風	１回１双	5,500円	
銀屏風	１回１双	5,500円	
毛せん	１回１枚	300円	1800×2000（mm）
赤じゅうたん	１回１枚	300円	1200×5000（mm）
折畳パーテーション	１回１面	1,030円	
レーザーポインター	１回１個	100円	
指示棒	１回１本	100円	
吊り看板	１回１台	1,100円	3600×450mm（8kgまで） 2700×450mm（5kgまで） 第2・4・7会議室は不可
第１会議室ＡＶシステム	１回１式	31,420円	以下（A）～(D)×2台を１式で利用する場合のセット利用料金
(A) 液晶プロジェクター	１回１台	12,560円	5000lm　天吊式
(B) DVD/VHSデッキ	１回１台	1,100円	操作卓内設置
(C) スクリーン	１回１張	1,100円	170インチ
(D) ５０型モニター	１回１台	10,470円	スタンド付

備考　１回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

８．運動施設等（臨港緑地内）

［令和８年４月１日改定］

施設の区分		利用の区分	単　位		利用料金
野球場		昼間	１面につき		1,700 円
		半日			1,000 円
		早朝又は薄暮			600 円
テニスコート		昼間	１面につき		1,800 円
		半日			1,000 円
運動広場		昼間	１面につき		3,400 円
		半日			2,000 円
		早朝又は薄暮			1,200 円
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	１人１回につき 18 ホールまで	一般	6,570 円
				上記利用に対する追加 9 ホール	2,200 円
			１人１回につき 9 ホールまで	一般	3,280 円
		土曜日、日曜日及び休日	１人１回につき 18 ホールまで	一般	11,660 円
				上記利用に対する追加 9 ホール	3,520 円
			１人１回につき 9 ホールまで	一般	5,830 円
	カート（乗用式）		１人１台につき 18 ホールまで		1,500 円
			上記利用に対する追加 9 ホール		750 円
			9 ホール利用		750 円
駐車場		１台１回につき			500 円
貸自転車		１台１回につき			200 円

備考

１　昼間とは、午前９時から午後４時30分までをいう。

２　半日とは、午前９時から午後零時30分まで又は午後１時から午後４時30分までのいずれかをいう。

３　早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。

４　運動広場は、１面を２区画に分けて利用することができる。この場合の１区画の利用料金は、１面に係る利用料金の半額とする。

５　貸自転車の利用単位１回は、概ね２時間以内とする。

６　ゴルフ場料金には、別途ゴルフ場利用税、ゴルフ振興基金がかかる。

７　休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。

８　次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。

（１）ジュニア

（２）シニア

（３）満 70 歳以上及び障害者

９　ジュニアとは、18 歳以下の児童・生徒（高校生まで）をいう。また、シニアとは満 60 歳以上をいう。

10　ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。

11　１人１回につき 18 ホールまでを 2 人で利用する場合は 1,760 円をゴルフコース利用料金に加算する（指定管理者が指定する期日を除く。）。

12　１人１回につき 9 ホールまでを 2 人で利用する場合は 880 円をゴルフコース利用料金に加算する（指定管理者が指定する期日を除く。）。

９．名古屋港水族館　［令和８年４月１日改定］

（１）入館料

区別		個人			団体	
		１回券	年間券	年間券（家族購入）	20人以上	100人以上
名古屋港水族館	大人	2,030円	5,190円	4,680円	1,830円	1,620円
	高校生	2,030円	5,190円	4,680円	1,620円	1,420円
	小・中学生	1,010円	2,540円	2,240円	810円	710円
	幼児（4歳以上）	500円	1,220円	1,010円	400円	350円
４施設共通券（名古屋港水族館、展望室、名古屋海洋博物館、南極観測船ふじ）	大人	2,440円	－	－	2,140円	1,940円
	高校生	2,440円	－	－	1,870円	1,640円
	小・中学生	1,210円	－	－	930円	820円
	幼児（4歳以上）	500円	－	－	400円	350円

備考　年間券（家族購入）とは、小・中学生及び幼児（４歳以上）と２親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児（４歳以上）と同時に購入する場合をいう。

（２）減免制度

個人（１回券）料金に対して

区分		減免額
愛知県内在住の高齢者（65歳以上）		５割
学校行事等	愛知県内高校生	５割
	愛知県内小・中学生	５割
	愛知県内幼稚園児等	６割
	特別支援学校等	全額
身体障害者等（手帳所持者）		全額
夜間入館者		２割

備考

１　特別支援学校等とは、学校教育法により定められた盲学校、聾学校、特別支援学校の児童・生徒又は児童福祉法により定められた児童養護施設の児童です。

２　以下の手帳をお持ちのご本人は、入館料が全額免除となります（等級による対象者の確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります。）。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳・愛護手帳等、被爆者手帳・被爆者健康手帳・被爆者証明書、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

３　以下の手帳をお持ちの方は、ご本人と介護者１名様の入館料が全額免除となります（等級による対象者の確認のため、手帳の記載事項を拝見することがあります。）。

身体障害者手帳１種１・２級/3・４級、２種１・２級、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）１・２級、療育手帳・愛護手帳等全ての等級

４　夜間とは、夜間延長営業時、午後５時以降に入館する場合の入館料をいう。

２０２６　港湾料率表資料提供者名簿

料率の種類	会社名又は団体名	郵便番号	住　　所	連 絡 先
水先料	伊勢三河湾水先区水先人会 合同事務所	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番６号 名港ビルディング１７階	052-304-8311
エスコートボート使用料	上野マリタイム・ジャパン 株式会社　中部センター	510-0011	三重県四日市市霞二丁目１番 四日市港ポートビル４Ｆ	059-361-1033
船舶関係電話料	株式会社ドコモＣＳ NTN営業部　営業推進担当	100-6106	東京都千代田区永田町２－１１－１ 山王パークタワー６Ｆ	03-6457-9978
	ドコモ ワイドスターコールセンター	100-6150	東京都千代田区永田町２－１１－１ 山王パークタワー６Ｆ	0120-616-360
臨時通船料・船舶廃棄物収集料	株式会社平成船舶商事	455-0055	愛知県名古屋市港区品川町一丁目51番地	052-653-1505
臨時通船料	有限会社知多ボートサービス.	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目８番10号	052-653-0127
綱取放・通船給水	株式会社ナゴヤシップサービス	455-0033	愛知県名古屋市港区港町１番９号	052-651-7401
飛島公共交通バス	飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 （飛島村役場総務部企画課）	490-1436	愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目１番地	0567-97-3462
綱取放・給水料	ＡＣマリン株式会社 事業部代理店課	478-0046	愛知県知多市北浜町25番地	0562-88-3172
給水料	ＡＫＫマリンサービス株式会社 知多事業所	478-0045	愛知県知多市南浜町11番地 出光興産㈱愛知事業所内	0562-74-7588
綱取放料	知多桟橋管理株式会社 荷役海事グループ 船舶代理店チーム	478-0045	愛知県知多市南浜町27番地の１	0562-55-0585
私設岸壁使用料	東陽倉庫株式会社 国際営業本部	455-0032	愛知県名古屋市港区入船一丁目２番10号	052-652-2111
	名港海運株式会社 国内営業部	455-8650	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番６号	052-661-8132
	伊勢湾海運株式会社　鉄鋼課	455-0032	愛知県名古屋市港区入船一丁目７番40号	052-661-5191
	日本通運株式会社 名古屋フォワーディング支店 業務推進部	450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号 名古屋三井物産ビル6階	052-561-2213
	日清オイリオグループ株式会社 名古屋工場物流サイロ課	455-0028	愛知県名古屋市港区潮見町37番地15	052-611-4111
	株式会社フジトランスコーポレーション 船舶運航管理部	455-0028	愛知県名古屋市港区潮見町37-75	052-614-5630
	日藤海運株式会社　総務部	231-0062	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８ 日石横浜ビル27Ｆ	045-641-8155
	栃木合同輸送株式会社 空見鋼材センター 営業部営業課	455-0847	愛知県名古屋市港区空見町31番地	052-398-1201
	名古屋港鉄鋼埠頭株式会社 業務部営業課	455-0847	愛知県名古屋市港区空見町36番地	052-398-1181
	岡谷鋼機株式会社 空見埠頭倉庫	455-0847	愛知県名古屋市港区空見町27番地	052-398-1151
	株式会社コベルコロジスティクス 名古屋物流センター	490-1445	愛知県海部郡飛島村金岡７番	0567-55-1556

料率の種類	会社名又は団体名	郵便番号	住　　所	連 絡 先
私設岸壁使用料	王子物流株式会社 名古屋支店	490-1446	愛知県海部郡飛島村東浜一丁目5-10	0567-55-1541
	東レ株式会社 東海工場総務課	476-8567	愛知県東海市新宝町31番地	052-689-1503
	トヨタ自動車株式会社 名港センター車両物流部	476-0005	愛知県東海市新宝町33-3	052-604-2255
	全農サイロ株式会社東海支店 営業部	478-0046	愛知県知多市北浜町16番地	0562-32-5207
	知多埠頭株式会社 物流営業部	478-0046	愛知県知多市北浜町24番地の66	0562-54-0035
	ＪＦＥ物流株式会社 名古屋物流センター管理室	476-0005	愛知県東海市新宝町29番地	052-603-3321
	豊通メタルソリューションズ 株式会社 ロジスティクス営業部 グリーンロジスティクスＧ	476-8533	愛知県東海市新宝町33番地の４	052-601-5412
	東洋グレーンターミナル 株式会社　営業部	478-0046	愛知県知多市北浜町14番地の９	0562-32-5371
	日清サイロ株式会社 知多事業所	478-8501	愛知県知多市北浜町12番地	0562-32-4135
	東晃鋼業株式会社　管理部	490-1445	愛知県海部郡飛島村金岡12番地	0567-55-1128
	由良海運株式会社 総務部庶務課	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目５番６号	052-661-2756
	阪和流通センター名古屋株式会社 人事総務経理部	490-1445	愛知県海部郡飛島村金岡13番地	0567-55-2691
船積貨物警備料 港湾運送料	名古屋港運協会　総務部	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目３番22号 名古屋港福利厚生会館１階	052-661-9771
検量・検査・鑑定・分析料	一般社団法人日本海事検定協会 企画総務部	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番23号	052-653-1404
検量料	一般財団法人日本穀物検定協会 中部支部業務部検査課	455-0032	愛知県名古屋市港区入船一丁目３番33号	052-651-0151
検数料	一般社団法人全日検 名古屋支部　業務課	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番６号 名港ビルディング１３階	052-387-7990
	一般社団法人日本貨物検数協会 名古屋支部業務課	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番６号 名港ビルディング１４階	052-661-6184
輸出貨物船積料	名古屋海運貨物取扱業会 事務局	455-0033	愛知県名古屋市港区港町１番11号 名古屋港湾会館４階	052-651-4118
給水料・大型機械荷役料金	名古屋埠頭株式会社 総務グループ	455-0844	愛知県名古屋市港区潮凪町無番地	052-381-1571
飛島ふ頭北・南コンテナターミナル使用料金	名古屋港埠頭株式会社 事業部　埠頭管理課	455-0847	愛知県名古屋市港区空見町40番地	052-398-1063
海上起重機船使用料	深田サルベージ建設株式会社 名古屋支店	455-0037	愛知県名古屋市港区名港一丁目20番6号 大昂築地センタービル4階	052-661-9416
荷役機械賃貸料	中部資材株式会社 稲永サービスセンター	455-0844	愛知県名古屋市港区潮凪町１番地３	052-381-8133
くん蒸作業料	中部資材株式会社　燻蒸部	490-1447	愛知県海部郡飛島村西浜28番	0567-55-1290
船舶消毒作業料	中部環境サービス株式会社	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目2番28号	052-652-6278
ひき船使用料	名古屋港タグ事業協同組合 （名古屋港タグセンター）	455-0032	愛知県名古屋市港区入船一丁目7番28号 シーガルビル3階	052-659-3939
	三洋海事株式会社 名古屋支店	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番６号 名港ビル９階	052-652-6721

料率の種類	会社名又は団体名	郵便番号	住　　所	連 絡 先
ひき船使用料	名古屋汽船株式会社 営業運航部	455-0032	愛知県名古屋市港区入船二丁目２番28号 第２名港ビル５階	052-653-6621
	グリーン海事株式会社　営業部	455-0032	愛知県名古屋市港区浜二丁目４番６号 築港ビルディング１２階	052-654-2245
	日本栄船株式会社　名古屋支店	455-0036	愛知県名古屋市港区浜二丁目３番５号 築港ビルディング２階	052-652-1035
	ケイライン ポートサービス 株式会社	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目９番27号 ポートプラザビル５階	052-659-2711
普通倉庫保管・荷役料	東海倉庫協会　事務局	460-0008	愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル	052-232-2277
冷蔵倉庫保管・荷役料	愛知県冷蔵倉庫協会	460-0008	愛知県名古屋市中区栄三丁目31番21号 伊東屋ビル６階	052-241-7590
水面木材倉庫保管料	名古屋港木材倉庫株式会社 西部木材港事務所	490-1447	愛知県海部郡飛島村西浜８番地	0567-55-1281
	中部木材倉庫株式会社 営業部	455-0036	愛知県名古屋市港区浜二丁目３番１号	052-661-8181
一般貨物自動車運送事業の運賃・国際大形海上コンテナ運送料金	一般社団法人愛知県 トラック協会 業務部業務課	467-0856	愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番６号	052-746-4863
福利厚生施設	公益財団法人 名古屋港湾福利厚生協会 総務部	455-0037	愛知県名古屋市港区名港二丁目３番22号 名古屋港福利厚生会館１階	052-651-8181